

宮崎市 地域防災計画

地震災害対策編

令和5年6月
宮崎市防災会議

目 次

第2編 地震災害対策編

第1章 総 則		
第1節	計画の目的	地震-1
第2節	計画の方針・構成	地震-2
	第1項 計画の方針	地震-2
	第2項 計画の構成	地震-5
	第3項 計画の修正	地震-6
	第4項 計画の周知	地震-6
第3節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	地震-7
	第1項 実施責任・処理すべき事務又は業務の大綱	地震-7
	第2項 住民の責務	地震-20
	第3項 自主防災組織の責務	地震-20
	第4項 企業防災の促進	地震-20
第4節	防災をめぐる社会構造の変化と対応	地震-21
	第1項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	地震-21
	第2項 災害及び社会構造の変化と対応	地震-21
第5節	市の概況と災害想定	地震-22
	第1項 市の概況	地震-22
	第2項 災害の想定	地震-25
第2章 災害予防計画		
第1節	都市防災構造の強化	地震-31
	第1項 土地利用計画	地震-31
	第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画	地震-31
	第3項 公園・緑地整備計画	地震-32
第2節	建築物の安全化	地震-34
	第1項 建築物の耐震性の強化	地震-34
	第2項 建築物の液状化対策	地震-35
	第3項 建築物の不燃化の促進	地震-35
	第4項 重要施設等の耐震性の強化	地震-36
	第5項 建築物のアスベスト飛散・ばく露防止対策の推進	地震-36
	第6項 文化財災害予防対策	地震-37
	第7項 応急復旧に備えた体制・資機材の整備	地震-38
第3節	地盤災害防止対策の推進	地震-39
	第1項 土砂災害予防計画	地震-39
	第2項 液状化対策の推進	地震-39
第4節	海岸・河川・ため池等の整備と管理	地震-40
	第1項 河川対策	地震-40
	第2項 海岸の整備	地震-40
	第3項 ため池の整備	地震-40
第5節	道路等交通関係施設の整備と管理	地震-41
	第1項 道路施設等の点検・整備計画	地震-41
	第2項 法面崩壊対策	地震-41
第6節	ライフライン施設の機能確保	地震-42
	第1項 上水道、下水道施設災害予防計画	地震-42
	第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画	地震-43
第7節	農林業災害予防対策	地震-44
	第1項 農業災害予防計画	地震-44
	第2項 農作物災害予防計画	地震-44
	第3項 防災営農体制等の整備	地震-44
第8節	地震防災緊急事業の推進	地震-45
第9節	情報の収集・連絡体制の整備	地震-48
	第1項 無線通信施設整備計画	地震-48
	第2項 災害時優先扱いの電話（有線通信設備）等整備計画	地震-48
	第3項 防災情報共有システムの機能拡充	地震-48
	第4項 広報、広聴体制の確立	地震-48

第 10 節 活動体制の整備	第 1 項 宮崎市防災会議運用計画	地震-49
	第 2 項 宮崎市災害対策本部組織計画	地震-49
	第 3 項 初動体制確立への備え	地震-49
	第 4 項 広域応援体制等の整備・充実	地震-49
	第 5 項 航空消防防災体制の整備	地震-50
	第 6 項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	地震-50
第 11 節 避難収容体制の整備	第 1 項 避難計画の策定と避難対象地域の指定	地震-51
	第 2 項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備	地震-51
	第 3 項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除	地震-53
	第 4 項 避難誘導体制の整備	地震-53
	第 5 項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知	地震-53
	第 6 項 指定避難所の開設運営体制の整備	地震-53
	第 7 項 応急仮設住宅の供用体制の整備	地震-53
第 12 節 要配慮者等安全確保体制の整備	第 1 項 社会福祉施設、医療機関等の対策	地震-54
	第 2 項 在宅の要配慮者対策	地震-54
	第 3 項 避難行動要支援者対策	地震-54
	第 4 項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	地震-55
第 13 節 救急・救助及び消火活動体制の整備	第 1 項 消防活動困難地区等の火災予防対策	地震-56
	第 2 項 防火管理体制の強化対策	地震-57
	第 3 項 予防指導・査察計画	地震-58
	第 4 項 消防力・消防施設等の整備強化対策	地震-58
	第 5 項 救急・救助体制の整備	地震-60
第 14 節 医療救護体制の整備	第 1 項 災害時医療体制の整備	地震-61
	第 2 項 医療施設・設備の整備	地震-61
	第 3 項 医薬品等の確保	地震-61
第 15 節 緊急輸送体制の整備	第 1 項 緊急輸送道路の整備	地震-62
	第 2 項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	地震-62
	第 3 項 緊急輸送体制の確保	地震-62
第 16 節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備	第 1 項 給水体制の整備	地震-63
	第 2 項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	地震-63
	第 3 項 資機材等の供給体制の整備	地震-65
第 17 節 二次災害防止体制の整備	第 1 項 土砂災害防止体制の整備	地震-66
	第 2 項 建築物災害防止体制の整備	地震-66
	第 3 項 危険物等災害防止体制の整備	地震-66
	第 4 項 宅地災害防止体制の整備	地震-67
第 18 節 防災知識の普及	第 1 項 防災知識普及計画	地震-68
	第 2 項 職員に対する防災知識普及	地震-68
	第 3 項 住民に対する防災知識普及	地震-68
第 19 節 自主防災組織等の育成強化	第 1 項 自主防災組織の活動促進・支援	地震-69
	第 2 項 自主防災組織の育成計画	地震-69
	第 3 項 企業等における防災活動の推進	地震-69
	第 4 項 地区防災計画の策定	地震-69
第 20 節 防災関係機関の防災訓練の実施	第 1 項 総合防災訓練・市民参加型訓練	地震-70
	第 2 項 各種防災訓練計画	地震-70
	第 3 項 防災訓練の検証	地震-71
第 21 節 ボランティアの環境整備	第 1 項 活動支援体制の整備	地震-72
	第 2 項 ボランティアの養成・登録	地震-72
第 22 節 地震災害に関する調査・研究等の推進	第 1 項 調査・研究の推進	地震-73
	第 2 項 調査・研究項目	地震-73

	第3項 災害教訓の伝承	地震-73
	第4項 各種データの保存・整備	地震-73
第3章 災害応急対策計画		
第1節 活動体制の確立	第1項 災害対策組織計画	地震-74
	第2項 職員配備計画	地震-97
	第3項 地震時の初動体制・活動	地震-101
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	第1項 災害情報の収集・伝達	地震-104
	第2項 被害状況の調査・伝達	地震-109
	第3項 被害情報の報告	地震-109
	第4項 通信手段の確保	地震-109
第3節 災害広報活動	第1項 住民に対する広報活動	地震-110
	第2項 報道機関に対する広報要請	地震-110
第4節 応援要請・受入れ	第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保	地震-111
	第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ	地震-111
	第3項 他市町村への応援の実施	地震-111
	第4項 協定に基づく応援派遣要請	地震-111
	第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請	地震-112
	第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請	地震-112
	第7項 緊急消防援助隊の応援要請	地震-112
第5節 避難収容活動	第1項 避難に関する情報の伝達	地震-113
	第2項 警戒区域の設定	地震-113
	第3項 避難誘導の実施	地震-114
	第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営	地震-114
	第5項 要配慮者への配慮	地震-114
第6節 救助・救急及び消火活動	第1項 救助・救急活動	地震-115
	第2項 消防計画	地震-115
第7節 医療救護活動	第1項 医療体制	地震-116
	第2項 搬送体制の確保	地震-116
	第3項 医療情報の確保	地震-116
	第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策	地震-116
第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第1項 交通規制の実施	地震-117
	第2項 緊急輸送道路の確保	地震-117
	第3項 緊急輸送	地震-117
	第4項 車両等の確保	地震-117
	第5項 航空輸送・ヘリポートの開設	地震-117
	第6項 鉄道輸送	地震-118
	第7項 海上輸送	地震-118
第9節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	第1項 食糧供給計画	地震-119
	第2項 給水計画	地震-122
	第3項 生活必需品等供給対策	地震-124
第10節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動	第1項 防疫・保健衛生対策	地震-127
	第2項 衛生対策	地震-127
	第3項 被災動物対策	地震-127
	第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策	地震-127
	第5項 障害物除去対策	地震-128
	第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	地震-128
第11節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	第1項 行方不明者の捜索	地震-129
	第2項 遺体収容所の開設と運営	地震-129
	第3項 遺体の火葬・埋葬	地震-129

第 12 節 応急住宅対策	第 1 項 被災建築物等の危険度判定	地震-130
	第 2 項 住宅の応急修理	地震-131
	第 3 項 応急仮設住宅の建設	地震-131
	第 4 項 公的住宅等の空き家の活用	地震-131
	第 5 項 広域避難及び広域一時滞在	地震-131
第 13 節 社会秩序の維持	第 1 項 公安警備計画	地震-132
	第 2 項 帰宅困難者対策	地震-132
第 14 節 被災者のニーズ把握と情報提供	第 1 項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供	地震-133
	第 2 項 相談窓口の設置	地震-133
	第 3 項 安否情報の収集・提供	地震-133
第 15 節 自発的支援の受入れ	第 1 項 ボランティア活動の受入れ	地震-134
	第 2 項 義援物資・義援金の受入れ	地震-134
第 16 節 公共施設等の応急復旧活動	第 1 項 道路・橋梁	地震-135
	第 2 項 河川・内排水施設	地震-135
	第 3 項 その他の公共施設	地震-135
	第 4 項 二次災害の防止	地震-135
第 17 節 ライフライン施設の応急復旧活動	第 1 項 上水道施設災害対策	地震-136
	第 2 項 下水道施設災害対策	地震-136
	第 3 項 ガス、電力、通信施設の災害対策	地震-137
第 18 節 二次災害の防止活動	第 1 項 地震水害応急対策	地震-138
	第 2 項 地震土砂災害応急対策	地震-138
第 19 節 文教対策	第 1 項 応急教育	地震-139
	第 2 項 応急保育	地震-139
	第 3 項 文化財応急対策	地震-139
第 20 節 農林水産災害応急対策	第 1 項 事前及び事後対策	地震-140
	第 2 項 農業用施設等応急対策	地震-140
	第 3 項 農産物対策	地震-140
	第 4 項 畜産対策	地震-140
	第 5 項 林産物対策	地震-140
	第 6 項 水産対策	地震-140
第 21 節 災害救助法の適用	第 1 項 災害救助法の適用	地震-141
	第 2 項 滅失世帯の算定	地震-141
	第 3 項 災害救助法の適用手続き	地震-141
	第 4 項 災害救助法による救助の内容等	地震-141
	第 5 項 救助業務の実施者	地震-141
第4章 災害復旧・復興計画		
第 1 節 災害復旧対策本部の設置	第 1 項 災害復旧対策本部組織計画	地震-142
	第 2 項 職員配備計画	地震-142
第 2 節 復旧・復興の基本的方向	第 1 項 復旧・復興の基本的方向	地震-143
	第 2 項 被災の程度に応じた基本的方向	地震-143
第 3 節 迅速な現状復旧の進め方	第 1 項 公共施設災害復旧事業計画	地震-144
	第 2 項 災害復旧事業に伴う財政援助	地震-144
	第 3 項 激甚災害の指定	地震-144
第 4 節 計画的復興の進め方	第 1 項 災害復興方針・計画の策定	地震-145
	第 2 項 災害復興事業の実施	地震-145
第 5 節 被災者の生活再建等の支援	第 1 項 被災者への広報及び相談窓口の設置	地震-146
	第 2 項 罹災証明書の発行	地震-146
	第 3 項 生活確保資金の融資等	地震-146
	第 4 項 税対策等による被災者の負担の軽減	地震-146
	第 5 項 雇用の確保	地震-146
	第 6 項 災害復興基金の設立	地震-146

第 6 節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	第 1 項 中小企業等の復興支援	地震-147
	第 2 項 農林水産漁業の復興支援	地震-147

第1章 総 則

第1節 計画の目的

宮崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、宮崎市防災会議が作成する計画であって、宮崎市、宮崎県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、地域における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

この計画において掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。その他の用語については、災害対策基本法の例に準ずる。

■用語の定義

市	宮崎市をいう。
県	宮崎県をいう。
指定行政機関	基本法第 2 条第 3 号で定める指定行政機関をいう。
指定地方行政機関	基本法第 2 条第 4 号で定める指定地方行政機関をいう。
指定公共機関	基本法第 2 条第 5 号で定める指定公共機関をいう。
指定地方公共機関	基本法第 2 条第 6 号で定める指定地方公共機関をいう。
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
市地域防災計画	災害対策基本法第 42 条に基づき宮崎市防災会議が作成した宮崎市地域防災計画をいう。
県地域防災計画	災害対策基本法第 40 条に基づき宮崎県防災会議が作成した宮崎県地域防災計画をいう。
県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
市災対本部	災害対策基本法第 23 条に基づき設置する宮崎市災害対策本部をいう。
本部長	宮崎市災害対策本部長をいう。
県災対本部	災害対策基本法第 23 条に基づき設置する宮崎県災害対策本部をいう。
県地方支部	県地域防災計画に基づき地方に設置する宮崎県災害対策本部地方支部をいう。
県地方支部長	宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。
消防局	宮崎市消防局をいう。
消防団	宮崎市消防団をいう。

第2節 計画の方針・構成

第1項 計画の方針

1. 計画の方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、被害を最小限に抑える減災の考え方に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立並びに推進に当たっては、次の方針を基本とする。

① 防災活動拠点と防災活動体制の支援強化の整備

住民が防災生活圏の認識を深めるための環境づくりを推進し、防災上の拠点となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。

② 指定緊急避難場所等の指定、避難誘導と収容体制の整備

公民館、小学校、中学校、公園空き地等の指定緊急避難場所及び指定避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制の検討並びに整備体制の充実を図る。

③ 要配慮者対策

介護支援が必要な高齢者、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等）、難病患者、傷病者、乳幼児、妊産婦、小学生、日本語が不自由な外国人等の防災面や災害発生時に特別な配慮が必要な者（以下、「要配慮者」という。）の的確な把握や災害時の救急・救助体制、指定緊急避難場所等の周知及び誘導等、地域ぐるみで要配慮者に対する防災体制の確立を図る。

④ 防災意識の高揚と自主防災活動の推進

住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、地域住民における防災意識の高揚を図り、防災訓練や自発的な防災活動への参加を促す。

⑤ 防災情報の収集、伝達体制の確立及び住民への広報

防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を確立する。また、市内の災害危険箇所の把握に努め、地域住民のおかれた環境を周知する。

⑥ 各種防災減災対策の推進

災害から被害を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため、関係機関と協力して各種法令に基づく防災・減災対策事業を推進する。

⑦ 防災関係機関相互の協力活動体制の整備

防災活動を的確かつ円滑に実施するため、関係機関との緊密な連携を図る。

⑧ 施設や設備の整備及び物資の備蓄、調達並びに輸送体制の確立

災害が発生し又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、物資の整備及び備蓄等を図る。また、物資の緊急輸送体制を確立する。

2. 計画の前提

各種の防災対策は、「第五次宮崎市総合計画」（計画期間：平成30年度（2018年度）から7年間）に基づき、展開する

■宮崎市の基本構想

【将来の都市像】未来を創造する太陽都市「みやざき」

【まちづくりの基本姿勢】地域に愛着をもち、新たな価値を共に創る

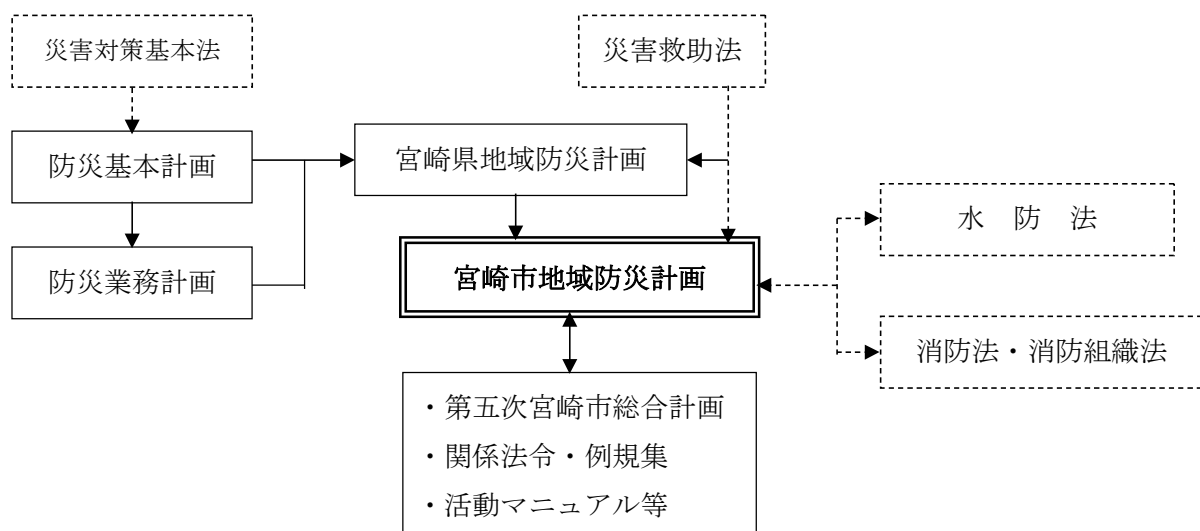
- 基本目標1 良好な生活機能が確保されている都市
- 基本目標2 良好な地域社会が形成されている都市
- 基本目標3 良好な就業環境が確保されている都市
- 基本目標4 魅力ある価値が創出されている都市
- 基本目標5 地域特性に合った社会基盤が確保されている都市

3. 他の計画との関係

（1）他の計画との関係

この計画は、基本法第39条に掲げる防災業務計画及び同法第40条に掲げる県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「宮崎市水防計画」と十分な調整を図る。

なお、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、「第五次宮崎市総合計画」に矛盾することのないよう検討を行う。



（2）宮崎県地域防災計画との関係

この計画は、宮崎県地域防災計画に矛盾、抵触することがないように策定する。しかし、地域の特性や市及び住民の自衛のための役割を踏まえた点で、市独自の計画としての性格を有する。

（３）消防計画との関係

この計画は、基本法に基づき、市域に係る災害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的として策定される基本的かつ総合的計画であり、防災に関する第一次的な計画である。

これに対して、消防計画は、消防組織法に基づき策定されるもので、火災・水災・地震等の災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

それぞれの規定するところは、ある部分では重複しているが、基本的には互いに相反することのないよう定めている。

（４）災害対策に関わる通達等との関係

国から災害対策に関する通達等が出され、災害対策の推進が求められている。災害対策は、市域の社会的条件によって変化するものであり、これらの通達等の方針のもと、地域防災計画を継続的に推進する。

第2項 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

■宮崎市地域防災計画の構成

〈編構成〉

第1編 風水害対策編
第2編 地震災害対策編
第3編 津波災害対策編
第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画編
南海トラフ地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めている。 第1章 総則 第2章 災害対策組織の設置等 第3章 地震発生時の応急対策等 第4章 津波の防護及び避難対策計画 第5章 避難対策 第6章 時間差発生等（南海トラフ地震臨時情報発表時）における円滑な避難の確保等 第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 第8章 防災訓練計画 第9章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 第10章 地震・津波減災計画
第5編 その他の災害対策編
海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物災害、林野火災、中高層建築物災害、不発弾処理、火山災害、原子力災害に関する応急対策について計画を定めている。

〈各編の基本的な章構成〉

第1章 総則
計画の基本方針、市や関係機関の事務・業務、住民等の責務を定めるとともに、計画の前提とする災害想定を示している。
第2章 災害予防計画
災害に強いまちづくり、災害応急活動の各種体制の整備、市民による防災活動等の推進など被害を最小限にするための予防対策について計画を定めている。
第3章 災害応急対策計画
災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、その発生又は拡大を防止するため、組織体制、情報収集・連絡、応援要請・受入れ、避難収容、救急救助、医療救護、緊急輸送等、食糧等の調達供給など応急対策について計画を定めている。
第4章 災害復旧・復興計画
災害の復旧・復興にあたっての基本的方向や進め方、被災者の生活再建及び被災中小企業等の経済復興のための各種支援措置など復旧・復興対策について計画を定めている。

第3項 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

第4項 計画の周知

この計画は、市職員及び関係行政機関、関係機関・団体その他防災に関する重要な施設管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底する。

第3節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1項 実施責任・処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なもの、間接的なものであるかは問わず、一体となって災害の防止に配慮しなければならない。

市、県、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1. 宮崎市

市は、市の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災対策活動を実施する。

(災害予防)

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 宮崎市災害対策本部等防災対策組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災に関する教育・訓練
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整
- (6) 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- (7) 生活必需品、応急食糧等の備蓄
- (8) 給水体制の整備
- (9) 本市内にある公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- (10) 災害危険区域の把握
- (11) 各種災害予防事業の推進
- (12) 防災知識の普及

(災害応急対策)

- (13) 水防、消防等応急対策
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設
- (16) 災害時における文教、保健衛生
- (17) 災害広報
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護
- (19) 復旧資機材の確保
- (20) 災害対策要員の確保・動員
- (21) 災害時における交通、輸送の確保
- (22) 防災関係機関が実施する災害対策の調整
- (23) 地域安全対策
- (24) 災害廃棄物の処理

(災害復旧)

- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産施設等の新設、改良及び災害復旧
- (26) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付
- (27) 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置
- (28) 義援金品の受領、配分

2. 宮崎県

宮崎県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関すること
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- (3) 防災施設の整備に関すること
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- (7) 食糧、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- (11) 防災知識の普及に関すること

(災害応急対策)

- (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
- (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
- (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
- (15) 災害救助法の適用に関すること
- (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
- (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
- (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
- (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
- (21) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
- (23) 地域安全対策に関すること

(24) 災害廃棄物の処理に関すること

(災害復旧)

(25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること

(26) 物価の安定に関すること

(27) 義援金品の受領、配分に関すること

(28) 災害復旧資材の確保に関すること

(29) 災害融資等に関すること

3. 宮崎県警察本部

(災害予防)

(1) 災害警備計画に関すること

(2) 通信確保に関すること

(3) 関係機関との連絡協調に関すること

(4) 災害装備資機材の整備に関すること

(5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること

(6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること

(7) 防災知識の普及に関すること

(災害応急対策)

(8) 災害情報の収集及び伝達に関すること

(9) 被害実態の把握に関すること

(10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること

(11) 行方不明者の調査に関すること

(12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること

(13) 不法事案等の予防及び取り締まりに関すること

(14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること

(15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること

(16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること

(17) 広報活動に関すること

(18) 死体の調査・検視に関すること

4. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

1 九州管区警察局

(災害予防)

(1) 警備計画等の指導に関すること

(災害応急対策)

(2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること

- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関する事
- (4) 他の管区警察局との連携に関する事
- (5) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- (7) 警察通信の運用に関する事
- (8) 津波予報の伝達に関する事

〔宮崎県情報通信部〕

(災害応急対策)

- (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関する事
- (2) 他の県情報通信部との連携に関する事
- (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- (4) 警察通信運用に関する事

2 九州財務局宮崎財務事務所

(災害応急対策)

- (1) 災害時における金融措置に関する事
- (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関する事

(災害復旧)

- (3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関する事
- (4) 地方公共団体に対する災害融資に関する事

3 九州厚生局

(災害応急対策)

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関する事
- (2) 関係職員の現地派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

4 九州農政局

(災害予防)

- (1) 米穀の備蓄に関する事
- (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事

(災害応急対策)

- (4) 農業関係被害の調査・報告に関する事
- (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事
- (6) 応急用食糧の調達・供給に関する事
- (7) 種子及び飼料の調達・供給に関する事

(災害復旧)

- (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関する事
- (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事

- (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること
- (11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること
- (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること
- (13) 技術者の緊急派遣等に関すること

5 九州森林管理局（宮崎森林管理署）

（災害予防）

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること
- (2) 林野火災予防体制の整備に関すること

（災害応急対策）

- (3) 林野火災対策の実施に関すること
- (4) 災害対策用材の供給に関すること

（災害復旧）

- (5) 復旧対策用材の供給に関すること

6 九州経済産業局

（災害予防）

- (1) 地盤沈下の防止に関すること
- (2) 各取り扱い業者に対する予防体制確立の指導等に関すること

（災害応急対策）

- (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
- (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること
- (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること

（災害復旧）

- (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること
- (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること

7 九州産業保安監督部

（災害予防）

- (1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関すること
- (2) 各取り扱い事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること
- (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関すること
- (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと

（災害応急対策）

- (5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関すること
- (6) 鉱山における応急対策の監督指導に関すること

8 九州運輸局（宮崎運輸支局）

（災害予防）

- (1) 交通施設及び設備の整備に関すること
- (2) 宿泊施設等の防災設備に関すること

(災害応急対策)

- (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること
- (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること
- (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること
- (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること
- (7) 緊急輸送命令に関すること

9 大阪航空局（宮崎空港事務所）

(災害予防)

- (1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること
- (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

10 宮崎海上保安部

(災害予防)

- (1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
- (2) 排出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること

(災害応急対策)

- (3) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
- (4) 海難の救助及び危険物等の海上排出対策に関すること
- (5) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- (6) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること
- (7) 海上における不法事案等の予防及び取り締まりに関すること

11 宮崎地方気象台

(災害予防)

- (1) 防災気象知識の普及及び指導に関すること
- (2) 気象災害防止のための統計調査に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報発表及び通報に関すること
- (4) 地震情報の発表及び通報に関すること
- (5) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること

12 九州総合通信局

(災害予防)

- (1) 非常通信体制の整備に関すること
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害時における電気通信の確保に関すること
- (4) 非常通信の統制、管理に関すること
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
- (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する
こと

13 宮崎労働局

(災害予防)

- (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること

(災害補償対策)

- (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること

(災害応急対策)

- (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の
二次的災害の防止に関すること
- (5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること

14 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内川河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む。）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる。

(災害予防)

- (1) 気象観測通報についての協力に関すること
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- (3) 災害危険区域の選定又は指導に関すること
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること
- (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
- (7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること
- (8) 港湾施設の整備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- (9) 洪水予報の発表及び伝達に関すること
- (10) 水防活動の指導に関すること
- (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- (12) 災害広報に関すること
- (13) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- (14) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- (15) 海上の流出油に対する防除措置に関すること

(災害復旧)

- (16) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること

(17) 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

(その他)

(18) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること

15 自衛隊（陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊）

(災害予防)

(1) 災害派遣計画の作成に関すること

(2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること

(災害応急対策)

(3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力援助する。

【指定公共機関】

1 日本郵便株式会社（宮崎中央郵便局及び県内郵便局）

(災害応急対策)

(1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

(2) 災害時における郵便事業運営の確保

(3) 災害時における郵便局窓口業務の確保

2 九州旅客鉄道株式会社

(災害予防)

(1) 鉄道施設の防火管理に関すること

(2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること

(3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

(災害応急対策)

(4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること

(5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

(災害復旧)

(6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

3 西日本電信電話株式会社（宮崎支店）、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ（宮崎支店）、KDDI 株式会社

(災害予防)

(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること

(2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること

(災害応急対策)

- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- (4) 災害時における重要通信に関する事
- (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関する事

4 日本銀行（宮崎事務所）

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関する事

5 日本赤十字社（宮崎県支部）

(災害予防)

- (1) 災害医療体制の整備に関する事
- (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関する事

(災害応急対策)

- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- (4) 指定避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関する事

6 日本放送協会（宮崎放送局）

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関する事
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関する事
- (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関する事
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- (6) 災害時における広報に関する事

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

7 西日本高速道路株式会社（九州支社宮崎高速道路事務所）

(災害予防)

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関する事

(災害応急対策)

- (2) 管理道路の疎通の確保に関する事

(災害復旧)

- (3) 被災道路の復旧事業の推進に関する事

8 日本通運株式会社（宮崎支店）

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事

(災害応急対策)

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

(災害復旧)

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

9 九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社

(災害予防)

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること

(災害復旧)

- (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

【指定地方公共機関】

1 宮崎交通株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保
- (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

2 宮崎ガス株式会社

(災害予防)

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 導管の耐震化の確保に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること

(災害復旧)

- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

3 宮崎日日新聞社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における報道の確保対策に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の報道周知に関すること
- (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (5) 災害時における広報に関すること

(災害復旧)

- (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

4 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事

(災害応急対策)

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事

(災害復旧)

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関する事

5 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関する事

- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関する事

- (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関する事

- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事

- (6) 災害時における広報に関する事

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

6 宮崎市郡医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医療救護、助産の実施

- (2) 負傷者に対する医療活動に関する事

7 宮崎県歯科医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における歯科医療の実施

- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施

8 宮崎県薬剤師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給

9 宮崎県看護協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における指定避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施

10 宮崎県LPガス協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理

- (2) 災害時におけるガス供給の確保

11 日豊汽船株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者等の船舶による輸送の確保

12 宮崎県管工事協同組合連合会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における水道管復旧工事の施工

13 宮崎県警備業協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における道路交通整理の補助

14 一般社団法人宮崎県建設業協会

- (1) 災害時における応急対策

15 宮崎ケーブルテレビ株式会社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
- (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関すること
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (6) 災害時における広報に関すること

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

6. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市地域防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実情に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施する。

また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

【公共的団体】

1 宮崎社会福祉協議会

- (1) 市が行う応急対策への協力
- (2) 災害ボランティア及びコーディネーターの養成・登録

2 宮崎商工会議所

- (1) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

3 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金融資

4 宮崎サンシャインFM

- (1) 市が行う災害広報活動への協力
- (2) 市民の生活関連情報の収集、報道

5 宮崎中央農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- (4) 被災農家に対する融資斡旋

6 宮崎漁業協同組合、檳浜漁業協同組合、宮崎市漁業協同組合、一ツ瀬漁業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

7 宮崎中央森林組合

- (1) 市が行う被災状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

8 宮崎県農業共済組合

- (1) 市が行う被災状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導

【防災上重要な施設の管理者等】

1 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

2 社会福祉施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

3 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

4 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (1) 安全管理の徹底、防護施設の整備

第2項 住民の責務

基本法（基本法第7条第2項）には、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。」と定められている。

住民は、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するよう努める。

- ア 食糧、飲料水等の備蓄及び家屋の安全対策
- イ 出火防止、初期消火活動への協力
- ウ 避難、給食等に際しての隣保協力
- エ 被災者の救出、救護活動への協力
- オ その他必要な災害応急対策業務への協力

第3項 自主防災組織の責務

自主防災組織は、自ら積極的に防災訓練等を行うとともに、災害が発生した場合は組織としての自主的な活動を行うほか、市又は防災関係機関が行う応急対策業務に積極的に協力する。

- ア 防災訓練の実施等平常時における各種災害に関する予防活動
- イ 被災者の救出、救護等に必要な資機材等の整備
- ウ 出火防止及び初期消火活動
- エ 被災者の救出、救護活動
- オ 地域における被害情報等の収集、伝達
- カ 避難施設運營業務等、市又は防災関係機関の応急対策活動への協力
- キ その他災害時において、特に本部長等から要請のあった応急対策活動

第4項 企業防災の促進

企業は、災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努める。

第4節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、関係機関及び民間が実施する災害要因の研究、他地域の災害及び災害対策の研究、被害想定及び防災体制等に関する資料等の取得に努め、継続的な調査研究を実施する。

第2項 災害及び社会構造の変化と対応

近年、都市化、中山間地域の過疎化、高齢化、国際化、高度情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

市は、県や防災関係機関と連携し、これらの変化に十分配慮した防災活動を推進することが求められ、十分な対応を図る。

また、社会構造等の変化に伴う災害の質的变化などに的確に対応し、的確な防災活動を推進するため、市地域防災計画については機を失することなく必要な修正を行う。

第5節 市の概況と災害想定

第1項 市の概況

1. 地勢

(1) 位置及び面積

本市は、宮崎県のほぼ中央に位置し、東は風光明媚な砂浜と波状岩の海岸線であり、西は小林市・都城市・三股町、南は日南市、北は新富町・西都市・国富町・綾町とそれぞれ接している。
また、東西に約 29km、南北に約 38km の市域を有し、市域の総面積は 643.67km² である。

■位置及び面積

北 緯	31° 43' 16" ~ 32° 03' 57"
東 経	131° 11' 21" ~ 131° 30' 21"
面 積	643.67 k m ²
東 西	29.9 km
南 北	38.3 km
海岸線	47.124 km

(2) 地勢

市の北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鰐塚山系、双石山系で占められる。市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが西から東に貫流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいる。

東部の海岸線は、延長は約47kmにおよび、間に宮崎、青島、内海、野島などの港湾・漁港を形成している。

北、西、南に連なる丘陵は第三紀層からなり、中央に広がる宮崎平野は沖積層からなる。

資料編/5.資料等/【市概況】河川一覧

2. 地形・地質

(1) 山地・斜面

市南部の山地は、双石山脈に属する。この山地は、第三紀層によって構成され、砂岩泥岩互層、砂岩、砂岩が優勢な互層、泥岩が優勢な互層からなる。砂岩泥岩互層は、市南東部に分布し、厚さ10cm以下の砂岩と泥岩の規則的な互層で、海岸部では波蝕棚を形成している。

また、顕著なケスタ地形を形成している他、段丘の基盤を構成する。ケスタ地形のバックスロープ側には、多くの地すべり地形がみられる。

(2) 崖錐

山地内や斜面上部からもたらされた土砂が、山地の斜面下部に堆積してできた斜面地形で、円錐形を成す。市南部の斜面下部に多く分布する。

(3) シラス台地

約2万年前に鹿児島湾の姦良火山より噴出した火砕流堆積物である。大淀川沿いに分布する他、大淀川と清武川にかけての谷沿いにも分布する。

（４）段丘

河川的作用によって形成された河岸段丘は、礫によって構成されており、大淀川、清武川、加江田川沿いに分布する。海的作用によって形成された海岸段丘は、大淀川河口部両岸に分布しており、砂層からなる。一部、段丘崖が不明瞭な部分がある。

（５）自然堤防

自然堤防は、河川沿いに砂が堆積してできた帯状の微高地である。本市では、大淀川、清武川、加江田川の流路沿いに帯状に分布する。

（６）谷底平野・氾濫平野

谷底平野は、山地・丘陵地あるいは台地、段丘を刻む川が、土砂を堆積してできた平坦な土地で、主として砂、シルト、泥からなる。本市では、大淀川、清武川、加江田川及び支流沿いに分布する。

氾濫平野は、河川の堆積作用によって形成された広く開けた土地で、砂、シルト、泥からなる。本市では、大淀川、清武川、加江田川の下流部に分布する。

（７）後背湿地

沼沢性起源の低湿地で、粘土や泥炭質の堆積物からなる。本市では、清武川下流部付近、新別府川下流付近、檍地区、阿波岐原町、新別府町付近の砂丘間低地に分布する。

（８）旧河道

過去の河川流路の跡で、周囲の低地より低い低湿地である。主に粘土や泥炭質の堆積物からなる。本市では、新別府川、八重川下流に分布する。

3. 断層・地盤

（１）断層

本市周辺の活断層の多くは、日向灘の海底に多く分布する。これらの断層は、南海トラフに沿った断層で活動度は高い。本市に最も近い陸上の活断層は、田野町石久保～上倉谷にあるが、活動度は低く、近い将来に宮崎市に影響を及ぼすものではない。

（２）地盤

市の地盤は、山地は第三紀の砂岩・泥岩及びその互層、段丘は礫・砂・シラス、沖積低地は砂・シルト・泥から構成される。

1) 砂岩・泥岩の地盤

砂岩・泥岩及びこれらの互層は、山地及び段丘、低地の基盤岩を構成し、N値は50以上で最も固結度の高い地盤である。

2) 礫・砂・シラスの地盤（段丘）

主に段丘を構成するもので、礫、シラスによるものは、大淀川等の河川沿いに狭小に分布している。平坦地で透水性が良いため、宅地や畑に利用され、地盤は比較的安定している。

シラスは、約2万年前の始良火山の火砕流堆積物で、雨などによる浸食に弱く崩壊が発生しやすい地盤である。

砂の地盤は、市の中心部に広く分布する。N値は10～20である。

3) 砂の地盤

砂の地盤は、河川的作用によって堆積した自然堤防を構成するものと、風によって運ばれて堆積した砂丘を構成するものに区分できる。いずれも地下水位が高い場合は、地震の震動や液状化に対して弱い地盤である。

4) 砂～シルトの地盤

谷底平野を構成するもので、大淀川等の支流沿いの山間地に分布する。地盤は比較的軟弱である。

5) シルト～泥の地盤

氾濫平野を構成するもので、大淀川や清武川の下流部に広く分布する。N値は5以下で非常に軟弱な地盤である。

■N値

○土の硬軟、締まりぐあいを知るため、最も一般的に用いられている値。 ○重量63.5kgのハンマを75cm自由落下させ、貫入試験器を30cm打ち込むのに要する打撃数をN値といい、この値と土の密度との関係は右表に示すとおりである。	N値	密度
	0～4	非常に緩い
	4～10	緩い
	10～30	中立
	30～50	密
	50～	非常に密

4. 気象

(1) 気候の概況

本市は、日本では最も温暖な地域であり、年平均気温は17.7℃（2004～2013年）に達している。そのうえ、海水の影響で寒暖の差が比較的小さいため、生活しやすい地域である。

一方、降水量の平年値は、年間2,584mm（2004～2013年）で、平野部では最も降水の多い地域となっている。この降水は、4月から9月までの半年間に約7割以上が降っており、特に6、7月の梅雨期に集中している。また、これに次いで、8、9月が多いが、これは台風や雷雨などによる雨である。なお、大淀川上流の山地では、年間3,000mm以上の降水があるため、大雨時には河川の氾濫が懸念される。

梅雨の最盛時は、6月下旬から7月下旬にかけてであり、しばしば集中豪雨にみまわれる。しかし、北太平洋高気圧の張り出しが早い年には、高温干天の真夏も早まるため干ばつや深刻な水不足をおこす。

台風は、6月頃から接近の機会が増えるが、最も来襲回数が多いのは8、9月である。10月になると回数が少なくなるが、時として猛烈な台風が来襲する。なお、台風は、一般に東側を通るときよりも西側を通るときの方が風雨が強くなるのが普通であるが、本市の場合、東側を通るときも大雨になっている場合が多い。

宮崎市の気候のもう一つの特徴は冬季の好天であり、冬季の日照時間は九州の他の地方に比べて著しく多くなっている。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(気温)

(2) 降水量

降水量は、月別にみると夏期が最も多く、次いで春、秋の順で、冬季が最も少ない。6～7月の降水は梅雨によるものであるが、梅雨現象は年による違いが大きく、梅雨期間の降水量は多い年には1,500mm以上も降るが、少ない年は200mm余りに過ぎない。このため水害の様相も年によって異なる。本市での平年の梅雨入りは、6月上旬初めで、梅雨明けは7月中旬初めであるが、この梅雨期間も年による変動が大きい。7月後半から雷雨シーズンとなり、台風の発生数も多くなる。

なお、本市では、記録的豪雨は9月の台風によって起こることが多い。

また、低気圧は四季を通じて来襲するが、最も多いのは春と梅雨期であり、その頃に水害も多く発生している。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(降水量)

(3) 風向と風速

冬期の季節風は西からの風で、夏期の季節風は東からの風となる。また、海陸風は、昼は東風、夜は西風となる。しかし、実際にはこれらの風に地形の影響も加わって、冬は西又は北西の風が格段に多く、東からの風は非常に少ない。一方、夏も西からの風が多いが冬ほど卓越していない。

10m/s程度以上の強風は、冬の季節風や寒冷前線に伴うものが多く、30m/s以上の強風は台風に限られる。過去における最大風速の極値は、35.2m/s(昭和29年9月7日)、最大瞬間風速は、57.9m/s(平成5年9月3日)であった。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(風向、風速)

第2項 災害の想定

1. 既往災害の事例

県周辺地域において、発生した被害地震を列举すると次のようなものがある。

過去の調査・観測により県周辺で発生している地震の震源分布は日向灘沖に震源が集中していることが明らかになっている。また、数は日向灘沖ほど多くはないものの、えびの市、小林市付近でもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

一般的には日向灘沖の地震はプレート型の地震であり、県内陸部で発生し、大きな被害をもたらす地震は直下型地震であると考えられている。これまでの知見ではプレート境界型(海洋型)地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生させることが分かっている。これに対して内陸型(直下型)地震では発生周期が比較的長くマグニチュードもあまり大きくないことが多いが、地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害を発生させることが知られている。

県には活断層はほとんど知られていないが、過去に発生した1968年のえびの地震では、えびの市周辺で住宅の全半壊や多数の崖崩れが発生した。えびの地方では1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

資料編/5.資料等/【災害想定等】災害の記録(風水害)、(地震災害)、(火災)

■県の大規模地震発生の概要

No.	年代	名称・地域	震源規模	被害概要
1	1662年10月31日	日向・大隈	7.6	死者多数、潰家3,800戸
2	1769年 8月29日	日向・豊後	7.4	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多数
3	1899年11月25日	宮崎県沖	7.6	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903[明治36]年10月11日	宮崎県沖	6.2	灯台破損
5	1913[大正 2]年 4月13日	宮崎県沖	6.8	壁の亀裂等
6	1929[昭和 4]年 5月22日	宮崎県沖	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931[昭和 6]年11月 2日	宮崎県沖	7.1	死者1、負傷者29、全壊5、半壊21、一部破損多数
8	1939[昭和14]年 3月20日	宮崎県沖	6.5	死者1、負傷者1、半壊1、一部破損多数
9	1941[昭和16]年11月19日	宮崎県沖 日向灘沖	7.2	負傷者5、全壊1、一部破損多数
10	1946[昭和21]年12月21日	紀伊半島沖	8.0	負傷者5、半壊3、家屋浸水1,165
11	1948[昭和23]年 5月 9日	日向灘	6.4	壁土落下等
12	1960[昭和35]年 5月23日	チリ地震	9.5	床上浸水168戸、床下浸水145戸、船舶被害32隻
13	1961[昭和36]年 2月27日	宮崎県沖	7.0	死者1、負傷者4、全壊1 半壊4、一部破損104
14	1968[昭和43]年 2月21日	えびの	6.1	負傷者35、全壊451、半壊896、一部破損3,597
15	1968[昭和43]年 4月 1日	宮崎県沖	7.5	負傷者15、半壊1、一部損壊9
16	1969[昭和44]年 4月21日	宮崎県沖	6.5	負傷者2
17	1970[昭和45]年 7月26日	宮崎県沖	6.7	負傷者13、道路決壊2、山崩れ4
18	1984[昭和59]年 8月 7日	九州東南沖	7.1	負傷者9、一部損壊319
19	1987[昭和62]年 3月18日	宮崎県沖 [日向灘]	6.6	死者1、負傷者6、一部損壊432 道路損壊、山崩れ、崖崩れ等

2. 災害の想定

(1) 想定対象とした震源

静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上、東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などがたびたび発生している。国（2012.8）、県（2013.10）は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の想定を公表した。

本市においても、国や県の想定と同様に「南海トラフの巨大地震」を想定対象とする地震として選定し、宮崎市防災アセスメント（地震・津波被害想定）調査を実施した。

(2) 震源モデル

宮崎県は、平成9年に実施した「宮崎県地震被害想定調査」において、県への影響及び地震発生の切迫性を考慮し、3地震（日向灘北部（M7.5）、日向灘南部（M7.5）、えびの小林地震（M6.5））を対象地震として選定した。その後、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成25年に

「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、津波を発生させる可能性のある南海トラフの巨大地震による被害想定を明らかにした。

この被害想定における南海トラフ巨大地震の震源モデルは、東海域～日向灘域までの範囲を震源としたものを「内閣府モデル」、南海域～南西諸島海溝域までを震源としたものを「宮崎県独自モデル」として設定している。

また、宮崎県は令和3年に日向灘地震に係る「宮崎県地震・津波被害想定更新調査」を実施し、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.6とした被害想定を公表した。

■各震源域におけるマグニチュード一覧

南西諸島	日向灘		南海	東南海	東海	えびの小 林地震
	南部	北部				
	7.5	7.5	8.6	8.2	7.96	6.5
				8.3		
			8.6			
			8.7			
宮崎県独自モデル：本調査対象：9.0（9.1）						
	内閣府モデル：本調査対象：8.9（9.1）					

注）カッコ内は津波

資料編/5.資料等/【災害想定等】対象地震

資料編/5.資料等/【災害想定等】地震動の予測

資料編/5.資料等/【災害想定等】津波の予測

資料編/5.資料等/【災害想定等】液状化の予測

資料編/5.資料等/【災害想定等】急傾斜地崩壊の予測

3. 地震・津波被害想定の結果

宮崎市防災アセスメント調査（平成26年3月）に基づき、南海トラフ巨大地震による被害想定を次のとおり整理する。

（1）建物被害

宮崎市における全壊・焼失棟数は、住宅、飲食店などで火気使用が最も多くなる冬18時が最も多く、29,000棟と想定される。震度6弱以上となる宮崎市では、揺れによる全壊が66%と最も多く、次いで津波（17%）、液状化（9%）、火災（8%）による焼失であり、急傾斜地崩壊による全壊は0.2%である。

また、建物被害率（全壊・焼失）をみると、宮崎市は21%であり、宮崎県の18%を3ポイント上回ると想定される。宮崎市の中でも建物被害率（全壊・焼失）が高い地区（上位5地区）は、揺れや津波による全壊が多い青島、檣、佐土原、木花地区、揺れや火災による全壊・焼失が多い東大宮地区である。

■建物被害（全半壊棟数）

季節・時間	全半壊棟数（棟）					
	液化化	揺れ	急傾斜地崩壊	津波	火災	合計
	全壊	全壊	全壊	全壊	焼失	全壊・焼失
冬 18 時	2,500	19,000	70	5,000	2,200	29,000

（2）人的被害

① 死者・負傷者

宮崎市における死者数は、多くが自宅で就寝中に被災する冬深夜が最も多く、3,000 人と想定される。宮崎市では、震度 6 弱以上の強い揺れ、地震発生後に津波の到達が予測されていることから、建物倒壊（家具等の転倒含む）（50%）と津波（48%）による死者が多くを占める。

人的被害率（死者）は 1%と、宮崎県の 3%を下回る。しかしながら、津波による死者が多い青島地区の人的被害率（死者）は 10%と、宮崎県平均の約 3 倍の被害率が想定されている。その他、津波による死者が多い檣、赤江、木花地区、建物倒壊による死者が多い佐土原地区についても、宮崎市の中で高い人的被害率（死者）が想定されている。

② 要救助者

自力脱出が困難な要救助者も、死者・負傷者と同様に冬深夜が最も多く、12,000 人と想定される。そのうち、津波の浸水深よりも高い階にとどまり救助が必要な人は 54%、建物倒壊により自力脱出が困難になった人は 46%を占める。

宮崎市の人的被害率（要救助者）は 3%と、宮崎県の 2%を 1 ポイント上回ると想定される。特に、津波浸水域であり、中高層の建物が多く立地する檣、赤江地区では、建物の高層階にとどまる人が多くなるため、檣地区で 10%、赤江地区で 5%の人的被害率（要救助者）が想定されている。また、津波浸水域である中央東、木花、青島地区においても、宮崎県平均を上回る人的被害率（要救助者）が想定される。

なお、本調査では、津波避難ビル避難者を要救助者とみなしていない。しかしながら、津波避難ビルに避難する方については、水が引くまで、また水が引いても瓦礫などにより避難が困難となることから、潜在的な要救助者として考慮する必要があるといえる。

■人的被害（死者数）

季節・時間	死者数（人）						
	建物倒壊		急傾斜地崩壊	津波	火災	ブロック塀他	合計
	死者	（家具）	死者	死者	死者	死者	死者
冬深夜	1,500	80	10	1,400	60	—	3,000

（3）ライフライン被害

① 上水道

宮崎市における断水人口は、被災直後で 395,000 人、1 週間後において 295,000 人と想定される。1 週間後の断水率は 75%であり、宮崎県の 63%を 12 ポイント上回るなど、上水道の復旧に時間を要することが想定される。

1週間後の断水率が特に高い地区は、青島（94%）、櫛（83%）、佐土原地区（83%）であり、いずれも津波による被害が大きな地区である。今回採用した上水道の復旧予測手法では、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を復旧対象から除外しているため、他地区に比べ被災1週間後の断水人口が多くなり、断水率が高く想定される。

■ライフライン被害（上水道）

給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
396,000	395,000	100	379,000	96	295,000	75	97,000	24

※断水率＝断水人口/給水人口

② 下水道

宮崎市における下水道支障人口は、被災直後で349,000人、1週間後において210,000人と想定される。1週間後の機能支障率は59%であり、宮崎県の49%を10ポイント上回るなど、上水道同様、復旧に時間を要することが想定される。

1週間後の機能支障率が宮崎市平均を上回る地区は、津波による被害が生じる青島（91%）、櫛（65%）、赤江（61%）、木花（60%）、佐土原地区（59%）である。今回採用した下水道の復旧予測手法は、上水道と同様に、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を復旧対象から除外しているため、他地区に比べ被災1週間後の支障人口が多くなり、機能支障率が高く想定される。

■ライフライン被害（下水道）

処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)
354,000	349,000	98	306,000	86	210,000	59	192,000	44

※機能支障率＝支障人口/処理人口

③ 電力

宮崎市における被災直後の停電軒数は201,000軒、1週間後は16,000軒と想定されている。1週間後の停電率は8%と、宮崎県の9%を1ポイント下回る。

■ライフライン被害（電力）

電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
209,000	201,000	96	143,000	68	44,000	21	16,000	8

※停電率＝停電軒数/電灯軒数

④ 通信

宮崎市における被災直後の固定電話不通回線数は122,000回線、1週間後は15,000回線と想定される。1週間後の固定電話不通回線率は12%と、宮崎県の14%を2ポイント下回る。また、携帯電話については、被災直後において非常につながりにくい（携帯電話不通ラ

ンクA) 状況になるが、被災4日後には概ね回復することが想定される。

■ライフライン被害（通信／固定電話不通回線数）

回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)
127,000	122,000	97	88,000	70	15,000	12	5,900	5

※不通回線率＝不通回線数/回線数

⑤ ガス（都市ガス）

宮崎エリアにおける被災直後の都市ガス供給停止戸数は19,000戸、1週間後は13,000戸と想定される。1週間後の都市ガス供給停止率は、宮崎県と同様に52%であり、被災1ヶ月後に復旧することが想定されている。

■ライフライン被害（都市ガス／供給停止戸数・供給停止率）

需要家数 (戸)	復旧対象 需要家数 (戸)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		供給停 止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停 止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停 止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停 止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)
50,000	24,000	19,000	79	18,000	75	13,000	52	-	0

- : わずか

※供給停止率＝供給停止戸数/復旧対象需要家数（全半壊した需要家を除いた需要家数）

（４）生活への影響

宮崎市では、避難所や親戚宅などの避難所外で生活する避難者は、被災1日後で140,000人と予測されているが、ライフラインの復旧遅れの影響もあり1週間後には171,000人、1ヶ月後には173,000人に増加すると予測されている。1週間後の被害率（避難者）は42%であり、宮崎県の35%を7ポイント上回る。地区別にみると、建物被害率（全焼・焼失）が高い青島、檜、東大宮、佐土原、赤江地区で高く、特に青島地区は、住民の83%が避難すると予測されている。

■生活への影響（避難者）

人口 (人)	避難者数(人)								
	被災1日後			被災1週間後			被災1ヵ月後		
	避難者	避難所	避難所 外	避難者	避難所	避難所 外	避難者	避難所	避難所 外
404,447	140,000	88,000	52,000	171,000	99,000	72,000	173,000	52,000	121,000

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災構造の強化

【施策の基本方針】

地震による被害を最小限に抑えるため、地震に強いまちづくりを計画的に推進するとともに、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の手法を検討し、総合的な都市防災構造の強化を目指す。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 土地利用計画	☐ 都市計画課 ☐ 開発審査課
第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画 1. 市街地再生の推進 2. 土地区画整理事業 3. 市街地再開発事業 4. 住民との合意形成	☐ 都市計画課 ☐ 公園緑地課 ☐ 市街地整備課
第3項 公園・緑地整備計画 1. 公園・緑地の整備 2. 農地・林地の保全	☐ 公園緑地課 ☐ 市街地整備課 ☐ 景観課

第1項 土地利用計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第3項 1. 土地利用計画】を参照する。
ただし、地震に強いまちづくりを計画的に推進するため、まちづくりにおいて考慮する災害リスクなどの点について検討し、都市計画マスタープランや立地適正化計画等に反映する。

第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画

1. 市街地再生の推進

市は、住宅の密集、老朽家屋の集合及び小規模敷地の連たん等の地区における延焼防止・迅速な避難活動のため、市街地開発事業等を推進し、建築物等の更新などによる不燃化の促進や空地等の整備、安全な避難路の確保など、都市防災等に対する都市機能の向上を図る。

2. 土地区画整理事業

市は、道路・公園・下水道等の社会基盤整備を計画的に進めるとともに、既成市街地及び周辺地域では、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園・緑地等の都市基盤施設の整備を検討する。

なお、現在実施中の土地区画整理事業については、防災的観点からもその推進に努める。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】都市防災対策に関する現況等

3. 市街地再開発事業

市は、都心部及びその周辺地域において居住環境の悪化、災害の危険性が増大している区域では、市街地再開発事業等を推進し、建築物の共同化、不燃化等を行うとともに、併せて延焼遮断能力を持つ幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて都市災害の防止に努める。

4. 住民との合意形成

市は、第五次宮崎市総合計画における都市の将来像、本市都市計画マスタープランに掲げるまちづくりの基本理念に基づき、地元関係者との合意形成を図りながら、計画的な土地利用、災害に強い市街地の形成を推進する。

第3項 公園・緑地整備計画

市は、指定緊急避難場所・避難路及び延焼遮断帯の機能をもつ公園、緑地、広場等のオープンスペースを確保するとともに、地域における防災性の向上を図るため小公園・空地等を確保する。これらは、土地区画整理事業等や河川環境整備との調和を図りながら、その確保に努める。

1. 公園・緑地の整備

土地区画整理事業等の施行にあわせ、計画的な公園の整備を行うとともに、適正配置を図る。

(1) 緑化の推進

緑の基本計画、緑のまちづくり条例に基づき、住民参加による緑の保全と育成を図り、総合的に緑化を推進する。

(2) 公園・緑地の確保

- ア 公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有する。災害時の緊急避難地として整備拡充を行う。
- イ 公園の未整備地区は、その整備促進に努める。
- ウ 防災拠点や避難地となる緑地等の整備を推進する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】都市防災対策に関する現況等

(3) 延焼遮断帯

- ア 避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域において、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。
- イ 延焼遮断緑地や道路、公園等を確保するため、街路樹の整備と狭幅員道路の拡幅、建築物

のセットバック等による総合的な整備を促進する。

2. 農地・林地の保全

残存する農地・林地に対しては、各種優遇制度の活用や乱開発の規制を行い、空地としての保全を図る。水源涵養及び自然災害防止機能を有する山地についても保全を図る。

第2節 建築物の安全化

【施策の基本方針】

既存の建築物の耐震性強化、落下物対策・倒壊防止対策、液状化対策、不燃化対策を講じるとともに、応急対策活動上の拠点となる公共施設等に対しては順次耐震改修を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 建築物の耐震性の強化 1. 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進 2. 建築物の落下物対策の推進	☐ 建築行政課 ☐ 公共施設管理担当課 ☐ 建築住宅課
第2項 建築物の液状化対策	☐ 危機管理部 ☐ 建築行政課
第3項 建築物の不燃化の促進 1. 防火地域・準防火地域の指定	☐ 都市計画課
第4項 重要施設等の耐震性の強化 1. 防災上の重要建築物の耐震化等 2. その他の建築物の所有者等による施設の耐震化	☐ 建築住宅課 ☐ 建築行政課 ☐ 公共施設管理担当課
第5項 建築物のアスベスト飛散・ばく露防止対策の推進 1. 建築物のアスベスト対策の推進 2. アスベスト含有廃棄物の処理計画の推進 3. その他	☐ 環境指導課 ☐ 建築行政課 ☐ 環境施設課
第6項 文化財災害予防対策 1. 重要文化財の指定 2. 広報活動 3. 文化財の防災対策 4. 防災体制の確立	☐ 危機管理部 ☐ 文化財課 ☐ 消防局
第7項 応急復旧に備えた体制・資機材の整備	☐ 建築行政課 ☐ 公共施設管理担当課 ☐ 建築住宅課

第1項 建築物の耐震性の強化

1. 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

(1) 耐震診断及び耐震改修の促進

市は、民間建築物の耐震化を促進するため、昭和56年5月以前に建築された木造住宅について、無料耐震診断を行い、耐震改修工事等を行う者に対して、費用の一部を助成する。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、民間の学校、幼稚園、保育所、運動施設、病院、診療所、老人ホームなどの民間特定建築物の所有者に対し、耐震診断に要する費用の一部を助成する。

新たに計画される建物については、建築主並びに建築士会等関係団体に対し、余裕のある構造計画に努めるよう指導する。

(2) 耐震性強化のための相談窓口の設置

市は、耐震性能の劣る既存建築物について、耐震診断相談窓口を設置し、民間建築物の耐震

性強化を図る。

2. 建築物の落下物対策の推進

(1) 建築物の落下防止対策

市は、建築物の屋根材、外壁材や窓ガラスなどのほか、看板、照明灯、自動販売機の落下・倒壊による人的被害や避難活動等への支障を防止するため、これらの所有者、管理者に対し、広報を通じて危険性についての啓発、修繕等の指導及び実態把握に努める。

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

市は、ブロック塀等の倒壊による被害防止を促進するため、避難路に面した倒壊の危険性の高いブロック塀等の所有者に対し、除却又は建替えに要する費用の一部を助成する。

また、ブロック塀や大谷石塀等の重量塀の倒壊による生命・身体への被害を防止し、避難活動や消防活動等の妨げにならないよう、住民に対して次のとおり広報する。

- 1) 各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、既存塀の補強、改修等の住民啓発を進める。
- 2) 老朽化や施工不備による倒壊の危険性や定期点検の必要性のほか、転倒防止策などについて広報する。
- 3) ブロック塀の施工業者に対し、法的手続きや基準等を遵守し、耐震性の確保に努めるよう広報する。
- 4) 住民に対して、ブロック塀を生け垣又はフェンスに転換するように広報する。

(3) 建築物の地震対策の促進

市は、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

雑居ビル、集合住宅等では、ガスの漏出等に対する点検を強化し、ガス漏れの通報システムやガス遮断弁等の付設を推進する。

また、災害の拡大や二次災害の防止のため、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第2項 建築物の液状化対策

市は、軟弱地盤又は液状化が予想される地域において、建築物の被害を軽減するため液状化現象の発生を防止するための対策、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策に関する知識の普及を図る（第2章 第3節 第2項液状化対策の推進を参照）。

第3項 建築物の不燃化の促進

1. 防火地域・準防火地域の指定

市は、火災発生、延焼火災から安全を確保するため、木造建物や飲食店等の集中する市街地に対し、必要に応じて準防火地域等の指定を検討する。

■防火地域、準防火地域の指定状況

防火地域	指定なし
準防火地域	約 188.08ha

第4項 重要施設等の耐震性の強化

1. 防災上の重要建築物の耐震化等

市は、災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、応急対策活動の拠点となる防災上の重要建築物について、耐震診断を実施し、必要と認めたものについては当該建築物の重要度を考慮して順次耐震改修を推進する。また、必要に応じ県及び建築士会等と協力して個々の建築物の安全点検の実施を推進する。

- ア 防災中枢施設（市役所等）
- イ 消防施設（消防局、消防署、出張所等）
- ウ 医療施設（救急施設、総合病院等）
- エ 避難施設（公民館、小学校、中学校等）
- オ 要配慮者施設（社会福祉施設等）

2. その他の建築物の所有者等による施設の耐震化

市は、耐震改修促進法を的確に施行し、次の建築物所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

- ア 耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等
- イ 上記の耐震診断が義務付けられた建築物を除いた建築物のうち、耐震改修促進法に基づき防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないものの所有者等

第5項 建築物のアスベスト飛散・ばく露防止対策の推進

市は、地震等の災害発生時において、建築物の倒壊等で飛散したアスベストによる健康被害の発生を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物のアスベスト飛散・ばく露防止対策を推進する。

1. 建築物のアスベスト対策の推進

市は、建築物の所有者等に対して、アスベスト使用実態の把握に努めるように啓発、助言を行う。

2. アスベスト含有廃棄物の処理計画の推進

市は、災害時におけるアスベスト含有廃棄物の処理については、「宮崎市災害廃棄物処理計画」で定める対策を推進する。

3. その他

市は、上記1、2以外の対策を推進する場合には、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省平成29年9月）」に準じて実施する。

第6項 文化財災害予防対策

市は、平素から文化財の所有者・管理者、文化財周辺地域住民に対し、火災等への災害対応について啓発・助言を行い、緊急時の文化財の搬出等の防災体制を整えておく。

1. 重要文化財の指定

市は、災害から貴重な文化遺産を保護するため、防災意識の高揚と重要文化財の指定促進を図るとともに、指定の重要文化財については所有者や管理者に対して防災設備の整備若しくは防災設備の整った施設への管理場所の変更等を必要に応じて要請する。

2. 広報活動

市は、文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。

3. 文化財の防災対策

市は、文化財の防災計画を作成する。建造物や天然記念物等の文化財には、予防対策として消火器及び屋内（屋外）消火栓等の設置を促進する。文化財の所有者、管理者には、消防機関との連携のもと、防災教育を行い、管理の強化を指導する。

4. 防災体制の確立

市は、災害予防及び災害発生時の責任、役割区分を明確化するとともに、自衛消防隊を編成し、防災体制を確立する。

■文化財災害予防に関する体制

	体制
避難体制の確立	ア 文化財の避難計画（指定緊急避難場所、避難路、責任者等）の作成 イ 参詣者、拝観者等の避難誘導計画の作成 ウ 避難訓練の実施
防災施設、設備の整備	ア 消火設備の整備促進 イ 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進 ウ 電灯線、消火栓等の点検整備 エ 指定物周辺の火気使用禁止区域の設定

第7項 応急復旧に備えた体制・資機材の整備

市は、所管する施設、設備の被害状況を把握し、応急復旧を行うための体制、資機材をあらかじめ整備する。特に人命に関わる施設については早期に復旧できるよう体制の強化に努める。

また、震災後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を県と協力して養成する。

第3節 地盤災害防止対策の推進

〔施策の基本方針〕

地震発生に伴う「急傾斜地崩壊」、「地すべり崩壊」、「土石流災害」、「山地災害」、「軟弱地盤液状化」に対する防止対策、住民への周知等について県や関係機関と連携し、積極的に推進する。

〔施策の体系・担当部署〕

施策	担当部署
第1項 土砂災害予防計画	□土木課 □建築行政課 □危機管理部 □各総合支所 □森林水産課 □都市整備部
第2項 液状化対策の推進	□危機管理部 □建築行政課

第1項 土砂災害予防計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第2項土砂災害予防対策】を参照する。

第2項 液状化対策の推進

市は、液状化の発生を防止する地盤改良工法や液状化の発生を前提として構造物で対処する工法等各種液状化対策の普及に努め、施策管理者に対し、適切な対策の推進を要請する。

なお、海岸部や河川沿いの低地部など液状化の発生が想定される公共性が高い地域等においてはあらかじめ液状化対策を検討する。

■液状化対策

	液状化対策
液状化現象の発生そのものを阻止する対策	地盤改良工法
液状化現象の発生を前提とした構造的な対策	① 木造建築物 ア 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法 イ アンカーボルトの適正施工 ウ 上部構造部分の剛性を持たせる エ 荷重偏在となる建築計画を避ける オ 屋根等の重量を軽くする ② 鉄筋コンクリート造等建築物 ア 支持杭基礎工法 イ 地階を設ける方法 ウ 面的に広がりのある建築計画とする エ 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める ③ コンクリートブロック塀 ア 法令等の技術基準を正しく履行する イ 基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

第4節 海岸・河川・ため池等の整備と管理

【施策の基本方針】

市は、国、県に対し、地震時の地盤沈下、陥没に伴い決壊・液状化等を生じやすい海岸、河川堤防、護岸等について、耐震点検及び耐震性強化等のための対策を講じるよう要請する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 河川対策 1. 施設耐震性の強化 2. 防災体制等の整備	☐ 土木課
第2項 海岸の整備	☐ 土木課
第3項 ため池の整備	☐ 農村整備課

第1項 河川対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第1項 1. 河川等対策】を参照する。
ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に調整を図る。

1. 施設耐震性の強化

市は、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強事業の推進について関係機関に要請する。

また、橋梁・排水ポンプ場・水門等の河川構造物についても耐震補強事業の推進について関係機関に要請する。

2. 防災体制等の整備

市は、河川等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう関係機関と調整を図る。

第2項 海岸の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第1項 5. 海岸の整備】を参照する。

第3項 ため池の整備

市は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたため池が多いことを踏まえ、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、警戒すべきため池を選定し、耐震事業化を推進する。

また、ため池の決壊等に係るハザードマップの周知に努める。

第5節 道路等交通関係施設の整備と管理

【施策の基本方針】

災害を防止するため、所管施設等の実態を把握するとともに、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

また、地震災害発生時には道路の被害が即時表面化し、住民の避難行動や災害応急対策の障害となるため、交通途絶時の迂回路や緊急輸送道路の指定等について検討する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 道路施設等の点検・整備計画 1. 道路整備対策	☐ 土木課 ☐ 道路維持課 ☐ 市街地整備課
第2項 法面崩壊対策	☐ 土木課 ☐ 道路維持課

第1項 道路施設等の点検・整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第2節 第1項道路施設等の点検・整備計画】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じる。

1. 道路整備対策

市は、関係機関と連携し、地震時の救援物資の輸送、救急・救助、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、応急対策活動拠点へのアクセス道路の整備など多重性のある道路ネットワークの構築に努める。

ア 道路、擁壁、周辺の人工斜面等については、老朽化し、耐震性に問題のある箇所の点検・調査等を行い、対策を検討する。

イ 狭あいな生活道路（4m未満）については、建築時におけるセットバックを指導する。

ウ 橋梁の整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検、修繕を実施するとともに、道路ネットワーク上重要な橋梁については、耐震補強や架け替え等を検討する。

エ 緊急輸送道路における無電柱化の促進

第2項 法面崩壊対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第2節 第2項法面崩壊対策】を参照する。

第6節 ライフライン施設の機能確保

【施策の基本方針】

地震災害時の被害を最小限に抑え、速やかに被害施設の復旧を可能にするため、上水道及び下水道施設の耐震性等を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 上水道、下水道施設災害予防計画 1. 上水道施設災害予防計画 2. 下水道施設災害予防計画	□上下水道局
第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画 1. ガス施設 2. 電力施設 3. 通信施設	□宮崎ガス(株) □九州電力(株) □九州電力送配電(株) □西日本電信電話(株)

第1項 上水道、下水道施設災害予防計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第3節 第1項上水道施設災害予防計画、第2項下水道施設災害予防計画】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じる。

1. 上水道施設災害予防計画

市は、水道施設の整備については、日本水道協会の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等に基づき、施設の耐震化を推進するとともに、地盤の液状化等による被害を防止するため、老朽管等について地震に強い水道管への布設替えを推進する。

また、浄水場、配水池等については、耐震診断結果をもとに施設の重要度・優先順位により耐震化計画を策定し、耐震化を図る。水源地、浄水場、配水池については、地震への予防対策として定期的な点検・検査を実施する。

なお、将来的には配水区域のブロック化を計画し、災害時の断水区域の縮小化、復旧作業の効率化・迅速化を図る。

2. 下水道施設災害予防計画

上下水道局は、地震災害時に河川等の水質保全や生活環境の安全を図るため、関係機関と連携しながら、「宮崎市下水道総合地震対策計画」に基づき施設の耐震・耐津波化を推進する。

第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画

1. ガス施設

宮崎ガス株式会社は、地盤の液状化等によって低地でのガス埋設管の被害の発生が予想されるため、地震時のガス供給システムをはじめとした二次災害防止に十分な配慮を行うとともに、耐震化を推進する。

2. 電力施設

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、発電施設、変電施設及び送電・配電施設に対して被害防止対策を実施するとともに、巡視、点検、復旧用資機材の確保及び情報連絡体制の整備並びに電力融通体制を確保する。

3. 通信施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても通信の確保ができるよう各種防災対策を実施する。

第7節 農林業災害予防対策

【施策の基本方針】

市は、農作物等への被害を未然に防止するため、事前の防災対策と常時の維持管理など所要の予防措置を講じる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 農業災害予防計画	☐ 農政企画課 ☐ 農村整備課 ☐ 森林水産課
第2項 農作物災害予防計画	☐ 農政企画課 ☐ 農業振興課 ☐ 森林水産課 ☐ 支部（総合支所）農林建設課
第3項 防災営農体制等の整備	☐ 農業振興課 ☐ 森林水産課 ☐ 農村整備課

第1項 農業災害予防計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第4節 第1項農業災害予防計画】を参照する。

第2項 農作物災害予防計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第4節 第2項農作物災害予防計画】を参照する。

第3項 防災営農体制等の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第4節 第3項防災営農体制等の整備】を参照する。

第8節 地震防災緊急事業の推進

〔施策の基本方針〕

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画にしたがって事業を推進する。

〔施策の体系・担当部署〕

施策	担当部署
第1項 地震防災緊急事業の推進 1. 地震防災緊急事業五箇年計画 2. 市の事業計画	☐ 危機管理部 ☐ 各課

第1項 地震防災緊急事業の推進

1. 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条では、知事は人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案し、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

■地震防災緊急事業五箇年計画の概要

	計画内容
計画年度	令和3年度～令和7年度（第6次）
対象事業	市が実施する事業については、地域防災計画に定める基準であることを要件とする次の施設等の整備等である。 1) 避難地 2) 避難路 3) 消防用施設等 4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路 5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート 6) 共同溝等 7) 公的医療機関等・社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの 8) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの 9) 上記7)～8)の他、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの 10) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農林用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの 11) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設 12) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備 13) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

	計画内容
	14) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫 15) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材 16) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

2. 市の事業計画

市は、次の事業を推進する。

■ 2号 避難路

事業の概要	整備年度（予定）
稗原通線（東部第二） L = 913m W = 20.0m	平成12～令和10年度
今村通線（東部第二） L = 907m W = 16.0m	平成12～令和10年度
昭栄通線（東部第二） L = 716m W = 19.0m	平成12～令和10年度
新町停車場線（新町橋） L = 236m W = 16.0m	平成23～令和5年度
吉村通線（大町工区） L = 261m W = 19.0m	平成28～令和5年度
宮崎駅東通線（2工区） L = 212m W = 27.0m	平成28～令和7年度
宮崎駅東通線（3工区） L = 502m W = 27.0m	平成29～令和7年度
昭和通線（永楽工区） L = 347m W = 16.0m	令和2～令和11年度
川原通線（高洲工区） L = 533m W = 12.0m	令和2～令和9年度

■ 3号 消防用施設等

事業の概要	整備年度（予定）
耐震性貯水槽（40m ³ ）	令和3～令和7年度
消防団拠点施設	令和3～令和7年度
消防ポンプ自動車	令和3～令和7年度
水槽付消防ポンプ自動車（小型動力ポンプ付水槽車を含む）	令和3～令和7年度
化学消防ポンプ自動車	令和3～令和7年度
小型動力ポンプ付積載車	令和3～令和7年度
救助工作車及び救助用資機材	令和3～令和7年度
高規格救急車及び高度救命処置用資機材	令和3～令和7年度
自主防災組織防災資機材等	令和3～令和7年度
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	令和3～令和7年度
災害対応特殊救急自動車	令和3～令和7年度
緊急消防援助隊資機材整備強化	令和3～令和7年度

■ 5号 緊急輸送を確保するために必要な道路

事業の概要	整備年度（予定）
宮崎駅東通線（2工区） L = 212m W = 27.0m	平成28～令和7年度
宮崎駅東通線（3工区） L = 502m W = 27.0m	平成29～令和7年度
生目の杜西線（防災支援拠点） L = 1,020m W = 12.0m	平成29～令和2年度

■ 6号 共同溝等

事業の概要				整備年度（予定）
宮崎駅東通線（2工区）	電線共同溝	L=424m	W=27.0m	令和元～7年度
宮崎駅東通線（3工区）	電線共同溝	L=1,004m	W=27.0m	令和元～7年度

■ 15号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

事業の概要			整備年度
東部第二地区	A=88.4ha	土地区画整理事業	平成12～令和10年度

第9節 情報の収集・連絡体制の整備

【施策の基本方針】

防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡や住民等への情報伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報の収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。また、夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 無線通信施設整備計画	☐ 危機管理部 ☐ 各総合支所 ☐ 上下水道総務課 ☐ 指令課
第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画	☐ 危機管理部 ☐ 指令課
第3項 防災情報共有システムの機能拡充	☐ 危機管理部
第4項 広報、広聴体制の確立	☐ 危機管理部

第1項 無線通信施設整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第1項無線通信施設整備計画】によるほか、消防局は可搬型衛星地球局（V-SAT）等を有効活用し、情報収集・伝達体制の強化を図る。

第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第2項災害時優先扱いの電話（有線通信設備）等整備計画】によるほか、消防局は可搬型衛星地球局（V-SAT）等を有効活用する。

第3項 防災情報共有システムの機能拡充

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第3項防災情報共有システムの機能拡充】を参照する。

第4項 広報、広聴体制の確立

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第4項広報、広聴体制の確立】を参照する。

第10節 活動体制の整備

【施策の基本方針】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、活動体制等を整備するとともに、他市町村及び防災関係機関との連携体制等の整備・充実を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 宮崎市防災会議運用計画	☐ 危機管理部 ☐ 警防課
第2項 宮崎市災害対策本部組織計画	☐ 危機管理部
第3項 初動体制確立への備え	☐ 危機管理部 ☐ 各課
第4項 広域応援体制等の整備・充実	☐ 危機管理部 ☐ 消防局
第5項 航空消防防災体制の整備	☐ 消防局
第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	☐ 危機管理部

第1項 宮崎市防災会議運用計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第1項宮崎市防災会議運用計画】を参照する。

第2項 宮崎市災害対策本部組織計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第2項宮崎市災害対策本部組織計画】を参照する。

第3項 初動体制確立への備え

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第3項初動体制確立への備え】を参照する。

第4項 広域応援体制等の整備・充実

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第4項広域応援体制等の整備・充実】を参照する。

第5項 航空消防防災体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第5項航空消防防災体制の整備】を参照する。

第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第6項緊急時ヘリコプター離着陸場の確保】を参照する。

第11節 避難収容体制の整備

【施策の基本方針】

災害発生後に一時的かつ緊急的に避難し生命を保護するための指定緊急避難場所に加え、応急的な収容保護のための指定避難所等を指定・確保するとともに、避難誘導体制及び指定避難所の開設運営体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定	☐ 危機管理部
第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備	☐ 危機管理部 ☐ 福祉部 ☐ 道路維持課 ☐ 公園緑地課 ☐ 避難所所管課
第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除	☐ 危機管理部
第4項 避難誘導体制の整備	☐ 危機管理部 ☐ 道路維持課 ☐ 公園緑地課 ☐ 避難所所管課 ☐ 観光戦略課 ☐ 産業政策課 ☐ 学校教育課 ☐ 消防局 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所
第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知	☐ 危機管理部
第6項 指定避難所の開設運営体制の整備	☐ 危機管理部 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所 ☐ 福祉総務課
第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備	☐ 建築住宅課

第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第1項避難計画の策定と避難対象地域の指定】を参照する。

第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第2項指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、指定緊急避難場所等の指定・整備に際しては、次の条件に留意する。

■指定緊急避難場所・指定避難所の区分と「市地域防災計画」上の各避難施設の位置付けとの関係

区分	災害種別		
	風水害	地震災害	津波災害
指定緊急避難場所 〔切迫した災害の危険から逃れるために住民等が緊急的に避難する施設又は場所。 災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定。〕	□指定避難所 水害・土砂災害等の発生時に住民が自主的に、又は避難指示等があった場合に緊急的に避難する施設（学校、公民館等の公共施設）。 ※自主的な避難者の受入れは総合支所、地域センター及び地域事務所に隣接する指定避難所、当事務所施設内等を「自主避難所」として開放。	□一時避難場所 地震の発生後、建物倒壊や火災から逃れるため、住民が緊急的に避難する場所（小中学校、高等学校等のグラウンド及び公園）。 □指定避難所 同上（風水害時の指定避難所のうち耐震性が確保された施設）。 □広域避難場所 延焼火災等の危険性があり、一時避難場所が使用できなくなった場合に避難する一定規模を有する場所（総合公園、運動公園等）。	【浸水想定区域内】 □津波避難ビル 浸水想定区域外に避難できない住民が津波から逃れるために緊急的に避難する施設（耐震・耐波性、階高が確保された施設）。 □指定避難所 同上（地震災害時の指定避難所のうち、津波避難ビルの要件を満たした施設。学校の場合は校舎建物（体育館ではない））。 □津波避難タワー 特定避難困難地域に設置された津波避難施設 【浸水想定区域外】 □一時避難場所 津波から逃れるため、住民が緊急的に避難する場所（地震災害時の一時避難場所）。 □指定避難所 同上（地震災害時の指定避難所）。 □津波避難ビル 想定外の津波を考慮し、浸水想定区域外に設けられた施設（耐震性、階高が確保された施設）。 【その他】 □避難階段 上記の緊急避難場所に避難できない場合に緊急的に避難する場所。
指定避難所 〔被災者が一定期間滞在し、避難生活を送る施設。 一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定。〕	□指定避難所 洪水・土砂災害等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。 □収容避難所 災害により居住の場を失った住民、ライフライン被害により通常の生活が困難になった住民が長期間の避難生活を送る施設（風水害時の指定避難所の中から選定した施設）。	□指定避難所 余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。 □収容避難所 同左（地震災害時の指定避難所の中から選定した施設）。	□指定避難所 余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。 □収容避難所（津波災害時の指定避難所の中から選定した施設）。

注）指定緊急避難場所、指定避難所は相互に兼ねることができる。

■緊急避難場所、避難所の指定の条件

ア	周囲に倒壊のおそれがある建物、石垣、ブロック塀がないこと
イ	延焼遮断帯、樹木等があり、火災の危険がないこと
ウ	安全空間が十分確保されていること
エ	避難に有効な出入口が整備されていること
オ	有効な避難路が整備されていること
カ	情報伝達に便利なこと
キ	津波の危険がない場所にあること

■ 広域避難場所の選定条件

- ア 広域避難場所は、周辺市街地が大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- イ 広域避難場所は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね10ha以上を標準として配置する。
- ウ 広域避難場所は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- エ 広域避難場所周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。
- オ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は2km以内とする。

第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第3項指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除】を参照する。

第4項 避難誘導体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第4項避難誘導体制の整備】を参照する。

第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第5項指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知】を参照する。

第6項 指定避難所の開設運営体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第6項指定避難所の開設運営体制の整備】を参照する。

第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第7項応急仮設住宅の供用体制の整備】を参照する。

第12節 要配慮者等安全確保体制の整備

【施策の基本方針】

市は、災害発生時に自分の身を守るための適切な防災行動がとりにくい要配慮者を優先的に援助するため、地域住民・団体や社会福祉施設・医療機関等と連携し、各地域で要配慮者に配慮した防災・避難訓練を行うなど要配慮者支援体制を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策	☐ 福祉部 ☐ 消防局 ☐ 健康管理部 ☐ 子ども未来部 ☐ 学校施設課
第2項 在宅の要配慮者対策	☐ 福祉部 ☐ 消防局 ☐ 健康管理部 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所 ☐ 子ども未来部
第3項 避難行動要支援者対策	☐ 福祉部 ☐ 消防局 ☐ 健康管理部 ☐ 秘書課 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所 ☐ 子ども未来部 【要配慮者ごとの担当課】 ・介護支援が必要な高齢者 ☐ 地域包括ケア推進課 ☐ 介護保険課
第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	・障がい者 ☐ 障がい福祉課 ☐ 健康支援課 ☐ 地域保健課 ・難病患者 ☐ 健康支援課 ☐ 親子保健課 ・傷病者 ☐ 親子保健課 ☐ 健康支援課 ☐ 地域保健課 ・乳幼児、妊産婦、小学生 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 学校教育課 ☐ 地域保健課 ☐ 子育て支援課 ☐ 親子保健課 ☐ 子ども家庭支援課 ・日本語が不自由な外国人 ☐ 秘書課

第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第1項社会福祉施設、医療機関等の対策】を参照する。

第2項 在宅の要配慮者対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第2項在宅の要配慮者対策】を参照する。

第3項 避難行動要支援者対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第3項避難行動要支援者対策】を参照する。

■ 第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施 ■

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第4項要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施】を参照する。

第13節 救急・救助及び消火活動体制の整備

【施策の基本方針】

大規模災害時の火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限に抑えるため、火災予防対策、消防力・消防施設の整備・強化を図るとともに、関係機関と連携し、救急・救助体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策 1. 消防活動困難地区火災予防対策 2. 特殊火災予防対策	☐ 危機管理部 ☐ 警防課 ☐ 予防課
第2項 防火管理体制の強化対策 1. 防火管理体制の強化対策 2. 消防同意制度の効果的な運用 3. 火災予防条例の運用	☐ 予防課
第3項 予防指導・査察計画 1. 予防指導、査察計画	☐ 予防課
第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策 1. 消防力の整備、強化対策	☐ 消防総務課 ☐ 警防課 ☐ 予防課
第5項 救急・救助体制の整備 1. 救急活動体制の強化 2. 救助体制の整備 3. 救助機関との連携	☐ 消防総務課 ☐ 警防課

第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策

1. 消防活動困難地区火災予防対策

消防局は、人命危険及び延焼拡大のおそれのある地域を指定し、あらかじめ出動部隊数、消防機関からの順路、水利、爆発物件、引火物件、その他危険物件の所在、避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておく。

また、建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的な火災危険区域や延焼危険区域を想定し、それに対応した防災対策を検討する。

なお、消防車両の進入が困難な地区においては、特に初期消火が重要となるため、自主防災組織等の整備を促進し、防火意識の普及を図るとともに消火訓練等を実施する。

■住民への啓発

	内容
自主防災組織等の育成指導	講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。
火災予防普及啓発	毎年、火災の発生しやすい時季である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、及び春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防普及啓発に努める。
初期消火の徹底	地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

2. 特殊火災予防対策

消防局は、防火対象物等の安全性を確保し、火災の発生を未然に防止するため、定期的な立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理及び点検報告について徹底する。

防火対象物等のうち、病院、集会所、物品販売店舗、ホテル・旅館等その他不特定多数の者が出入りする施設については、防火管理者を選任し、消防用設備等の維持管理の徹底を図るとともに、定期的な立入検査を実施し、火災予防の充実を図る。

また、防災性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用の徹底を図り、火災が発生した場合の延焼拡大の危険性を軽減する。

■防火対象物等の範囲

学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、大規模小売店舗、その他これらに類する用途に供する施設

第2項 防火管理体制の強化対策

1. 防火管理体制の強化対策

消防局は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任することとされる防火対象物の関係者に対する指導について、次のように定める。

- ア 防火管理者を選任し、消防計画を作成するとともに、定期的に消防訓練を実施するよう指導に努める。また、収容人員300人以上の大規模店舗等の選任防火管理者に対する再講習や各事業所向けの防火研修会等を開催することにより、防火管理体制の充実強化を図る。
- イ 消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の充実、消防用設備等の点検報告及び火気の使用について十分な指導を行う。
- ウ 火災予防上必要な事項について適宜指導を行うとともに、避難施設、通路等の適切な管理について徹底を図る。

また、消防法第8条の2の5及び第36条の規定により、自衛消防組織を設置し、防災管理者を選任することとされている建築物その他の工作物の関係者に対して、次の事項などについて指導し、防災管理体制の充実強化を図る。

■防災管理体制の強化対策

- ア 防災管理者の選任、自衛消防組織の設置及び地震、毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害（以下、「毒性物質の発散等」という。）の発生による当該建築物その他の工作物等の被害想定及び想定される被害を軽減する対策。
- イ 防災管理に係る消防計画の作成及び内容の検証並びに当該検証結果に基づく消防計画の見直し
- ウ 防災管理に係る消防計画に基づく避難訓練の実施
- エ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護など応急対策
- オ 毒性物質の発散等による災害発生時における通報連絡及び避難誘導

2. 消防同意制度の効果的な運用

消防局は、建築主事又は指定確認検査機関から消防同意を求められた場合には、建物の規模、構造、用途に応じ、消防用設備等の設置を指導するなど、火災予防上の安全性を確保する。

3. 火災予防条例の運用

消防局は、不特定多数の者が出入する施設において、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の維持管理や避難施設等の適切な管理を確保するため、火災予防条例に基づき指導を行う。

第3項 予防指導・査察計画

1. 予防指導、査察計画

(1) 防火対象物通常検査

消防局は、消防法第4条の規定に基づき学校、病院、事業所等その他不特定多数の者が出入りする場所に立ち入り、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査するとともに、不備事項のあるものには、火災予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物通常検査

消防局は、消防法第16条の5の規定に基づき危険物施設の立入検査を定期的実施し、適切な指導を行う。

(3) 特別検査

消防局は、特別な理由により火災予防上必要な場合、適宜立入検査を行う。

(4) 防火指導

消防局は、一般家庭を対象とした防火指導を適宜実施するとともに、住宅用火災警報器の早期設置並びに設置済み家庭への維持管理についての普及広報に努める。

第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策

1. 消防力の整備、強化対策

(1) 消防力の強化

消防局は、消防体制・救急体制を強化するために、次の施設・資機材等を充実させる。

- ア 十分な消防活動ができるように、消防職員の適正配置を図るとともに、職員の資質の向上、知識・技術の修得に努めるため研修を充実させる。
- イ 市街地の拡大や建物の状況等にあわせて、消防車両・資機材の強化を図る。
- ウ 情報伝達、伝達体制の整備を図る。

（２）消防団の強化

消防団は、団員相互の団結を深め、消防活動の協力体制強化を図るとともに、緊急伝達網を通じての招集、参集実施訓練等、団員に対する訓練を強化する。

また、消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るためソフト面、ハード面からの活性化総合計画を推進する。

- ア 安全装備（防火衣等）の整備拡充
- イ 消防団PR用のビデオ、ポスター、リーフレットの積極的な活用
- ウ 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

（３）消防団と自主防災組織の合同訓練の推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、防災体制の中心的な実動部隊として自主防災組織と地域における合同訓練を行うなど消防訓練を指導する。

（４）消防施設等の整備

消防局は、年次計画に基づき消防施設、非常用発電設備や車両・資機材等の整備、更新を行うとともに、近代化、軽量化を図る。また、消防水利施設の整備を推進する。

さらに、感染症の流行や社会情勢の変化に適応した施設の整備・改修・維持管理に努める。

- ア 消防水利は人工水利（消火栓、防火水槽、プール）と自然水利（河川、用水路）とに分けられるが、市街化の進行に伴い自然水利の利用が困難になりつつあるため、人工水利を消防水利の主体として整備を進める。
- イ 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に消防水利を年次計画に基づき整備していく。
- ウ 消火栓については水道管理設時に随時設置する。
- エ 耐震性貯水槽については年次計画に基づき整備を進めていく。
- オ 消防局庁舎及び北消防署を、大規模災害発生時の防災拠点としての機能維持及び緊急消防援助隊等の受援体制の確保のため、災害時に有用な設備（自家給油設備、ヘリコプター離着陸場、備蓄施設、資機材等保管施設、非常用電源、応援職員の受入れ施設等）及び必要な敷地面積を備える形で移転整備する。
- カ 消防施設内での感染症防止対策として、施設及び設備の整備・改修・維持管理を行い、感染症流行時における消防力の維持・確保に努める。
- キ 社会情勢の変化に適応した施設の改修・更新・整備を推進する。

（５）火災予防活動の強化

消防局は、消防法（昭和23年法律第186号）を基本とした予防行政の充実、強化を図る。

- ア 火災予防の広報を活発に行うとともに、消防訓練、研修会等を通じて、住民の防火意識の高揚を図る。
- イ 消防法令に違反している防火対象物の是正指導を徹底する。
- ウ 消防機関の予防査察等を通じて、防火対象物の関係者に対し、消防用設備等の維持管理及び火気に関する指導の徹底を図るとともに、自衛消防訓練や職場における防火教育の実施により、火災予防普及啓発を図る。

第5項 救急・救助体制の整備

1. 救急活動体制の強化

市は、大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ア 救急救命士の計画的な養成
- イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ウ 救急隊員の専任化の促進
- エ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- オ 消防本部管内の医療機関との連携強化
- カ 住民に対する応急手当法の普及啓発
- キ AED（自動体外式除細動器）の設置場所の周知

2. 救助体制の整備

市は、救助工作車をはじめ、画像探索機や地中音響探知機等の高度救助用器具、マット型空気ジャッキや大型油圧救助器具等の重量物排除用器具、救命ボートや船外機等救助用資機材の整備を促進するとともに、各種救助事案に応じた活動マニュアルの作成及び点検に努める。

また、消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

なお、災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるため、民間団体の協力を得て重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

3. 救助機関との連携

市は、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関により設置された宮崎県救助機関災害対策連絡会議を通じて実施する救助機関合同の訓練に参加するなど、連携強化を図る。

■宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織

機関名	委員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊都城駐屯地	第43普通科連隊第3科長
陸上自衛隊えびの駐屯地	第24普通科連隊第3科長
航空自衛隊新田原基地	第5航空団防衛部長
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防本部消防長
宮崎県	危機管理課長（議長） 消防保安課長

第14節 医療救護体制の整備

【施策の基本方針】

迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に抑えるため、通常の医療体制に加え、災害時に機能する医療救護体制を確立するとともに、必要な施設設備、医薬品等を確保・整備する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 災害時医療体制の整備	☐ 危機管理部 ☐ 保健医療課
第2項 医療施設・設備の整備	☐ 建築行政課 ☐ 保健医療課
第3項 医薬品等の確保	☐ 保健医療課

第1項 災害時医療体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第1項災害時医療体制の整備】を参照する。

第2項 医療施設・設備の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第2項医療施設・設備の整備】を参照する。

第3項 医薬品等の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第3項医薬品等の確保】を参照する。

第15節 緊急輸送体制の整備

【施策の基本方針】

大規模災害による被害の軽減、並びに災害発生時から避難・救助をはじめ、迅速かつ的確な物資供給等の応急活動のために、あらかじめ緊急通行車両の通行を確保すべき重要な道路（以下、「緊急輸送道路」という。）を選定し、重点的に道路及び施設等の安全性を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 緊急輸送道路の整備	☐ 土木課 ☐ 道路維持課 ☐ 市街地整備課
第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	☐ 危機管理部
第3項 緊急輸送体制の確保	☐ 危機管理部 ☐ 道路維持課 ☐ 管財課

第1項 緊急輸送道路の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第1項緊急輸送道路の整備】を参照する。

第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第2項緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進】を参照する。

第3項 緊急輸送体制の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第3項緊急輸送体制の確保】を参照する。

第16節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備

〔施策の基本方針〕

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合に、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達・供給体制の整備を図る。

〔施策の体系・担当部署〕

施策	担当部署
第1項 給水体制の整備	□危機管理部 □秘書課 □上下水道総務課
第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備 1. 備蓄物資計画 2. 段階的な備蓄 3. 備蓄物資の運用 4. 救援物資等の集積拠点指定の推進	□危機管理部
第3項 資機材等の供給体制の整備 1. 資機材等の点検整備 2. 水防施設、設備整備計画	□危機管理部 □上下水道総務課 □警防課

第1項 給水体制の整備

市は、必要量を確保するため、主要な配水池に緊急遮断弁等を設置するなど施設整備を図る。また、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備・充実を図るとともに、地域における給水体制の整備についても、あり方の検討などを含め、関係機関等と協議を行いながら充実に努める。

なお、住民に対しては、給水に関する広報を徹底するとともに、災害時の給水活動支援の中心的な担い手となるよう自主防災組織、消防団等、指定工事業者や輸送業者等との協力体制を確立する。

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】食糧等の調達・供給体制に関する現況等
資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】水利の種別、所在及び水量、応急給水機械器具の調達

第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備

1. 備蓄物資計画

市は、災害発生直後は交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することを踏まえ、必要な食糧、生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備を図るための備蓄基本計画を作成する。

ア 災害に備えて緊急用食糧、生活必需品及び医薬品等の備蓄を図る。

イ 備蓄物資のうち、賞味期限等のあるものは随時入替えを行う。

ウ 災害が発生した場合、すぐに使用できるよう、常時点検・整備を実施する。

- エ 市において新たな施設を建設する場合、備蓄倉庫が併設できないか検討する。
- オ 市の公的備蓄のみでは緊急に必要な食糧や生活必需品が不足することが想定されるため、緊急時における調達に万全を期するため、民間事業者と協定を締結する。

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】備蓄品目別の目標数量の設定根拠

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】災害時備蓄品の保有状況

2. 段階的な備蓄

(1) 段階的な備蓄の方法

市は、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進するとともに、次の段階的な備蓄も含め計画的に推進する。

- ア 住民等、事業所での備蓄
- イ 流通在庫備蓄
- ウ 協定の締結による調達
- エ 応急対策従事者のための備蓄

(2) 住民、事業所等での備蓄

住民及び事業所は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備える。また、広報紙や防災マップ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。

(3) 流通在庫備蓄

市は、住家の被害やライフラインの寸断等により食糧の入手が不可能な被災者に対して、速やかに食糧を供給するため、公的備蓄に加え農業協同組合や民間業者等と食糧供給協定を締結するなど流通在庫備蓄に努める。

また、市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等に努める。協定では、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定する。

3. 備蓄物資の運用

(1) 応急対策従事者のための備蓄

市は、住家の被害やライフラインの寸断等により食糧の入手が不可能な場合、被災者に対して長時間の対策を効果的に行うため、日頃から応急対策従事者のための食糧、飲料水の確保について検討しておく。

(2) 物資供給

市は、被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、指定避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案のうえ、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また、物資の配給に当たっては、高齢者・女性や子供等要配慮者に配慮する。

■生活必需品（例）

分類	生活必需品
寝具	就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
外衣	ジャージ、洋服、作業衣、子供服等
肌着	男女下着、子供下着等
身の回り品	タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
食器、日用品	食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等

（３）長期化への備え

市は、長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。

（４）新型コロナウイルス感染症対策

市は、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒液、体温計、パーテーション等についても備蓄に努める。

4. 救援物資等の集積拠点指定の推進

市は、災害を受ける危険性が低い大規模な施設（運動公園など）を救援物資等の集積拠点として指定し、大規模災害時における物資の集積・運搬に活用する。

また、物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

第3項 資機材等の供給体制の整備

1. 資機材等の点検整備

市は、災害応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資機材等の整備に努め、随時点検を行い保管に万全を期する。

また、長期にわたる停電に備えて、非常用発電設備及びバッテリー等の保守点検を行う。

- ア 水防用資機材
- イ 消防用資機材
- ウ 救助用資機材
- エ 医療用資機材
- オ 給水用資機材
- カ その他の資機材

2. 水防施設、設備整備計画

市は、速やかに水防活動を行うため、災害危険箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材や水防倉庫等の整備、拡充を図る。なお、水防体制については、別に定める「宮崎市水防計画」による。

- ア 目標を設定して、現有水防資機材の拡充を図る。
- イ 災害発生時に危険性が高い地区における水防倉庫の整備を図る。
- ウ 梅雨期前等に点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。
- エ 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

第17節 二次災害防止体制の整備

【施策の基本方針】

地震発生時の被害を最小限に抑えるため、土砂災害や火災等による二次災害を防止するための対策及び活動を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 土砂災害防止体制の整備	☐ 土木課 ☐ 危機管理部
第2項 建築物災害防止体制の整備	☐ 建築行政課
第3項 危険物等災害防止体制の整備	☐ 予防課
第4項 宅地災害防止体制の整備	☐ 開発審査課

第1項 土砂災害防止体制の整備

市は、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生など、災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後の緊急点検、情報収集に関する体制を整備する。

また、深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）については、国土交通省において過去の発生履歴や空中写真判読、大規模振動センサーの設置等を行うなど、詳細な調査を実施しており、確度の高い情報収集能力を有していることから、同省との情報共有に努める。

第2項 建築物災害防止体制の整備

市は、余震等による被災した建築物の二次災害から住民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図るとともに、避難所の応急危険度判定を建築関係団体と協力し実施する。

また、想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等の震前判定計画を作成するとともに、判定活動に必要な判定業務用品（判定用シート、判定用紙）を建築物の被害想定に応じて配備する。

第3項 危険物等災害防止体制の整備

市は、消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次のような保安体制の強化を図る。

- ア 危険物事業所の管理責任者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導

第4項 宅地災害防止体制の整備

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るため、震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備するとともに、宅地判定士の受入体制を整備する。

第18節 防災知識の普及

【施策の基本方針】

被害を最小限に抑えるため、ハード面の施策と同時に、防災教育や訓練等により職員や住民の防災知識の普及を図り、ソフト面での防災力を向上させる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 防災知識普及計画	☐ 危機管理部 ☐ 秘書課 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 子育て支援課 ☐ 学校教育課 ☐ 生涯学習課 ☐ 警防課 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所
第2項 職員に対する防災知識普及	☐ 危機管理部 ☐ 警防課
第3項 住民に対する防災知識普及	☐ 危機管理部 ☐ 秘書課 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 子育て支援課 ☐ 学校教育課 ☐ 生涯学習課 ☐ 警防課 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所

第1項 防災知識普及計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第1項防災知識普及計画】を参照する。

第2項 職員に対する防災知識普及

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第2項職員に対する防災知識普及】を参照する。

第3項 住民に対する防災知識普及

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第3項住民に対する防災知識普及】を参照する。

第19節 自主防災組織等の育成強化

【施策の基本方針】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方のもと、自主防災組織に対して防災意識・近隣互助の精神等の啓発を図り、初期消火、救出・救護、集団避難、給水、給食等の防災活動を円滑に実施できるよう育成強化を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 自主防災組織の活動促進・支援	☐ 地域安全課 ☐ 警防課 ☐ 消防署
第2項 自主防災組織の育成計画	☐ 地域安全課 ☐ 警防課 ☐ 消防署
第3項 企業等における防災活動の推進 1. 南海トラフ地震防災に関する対策計画の策定促進	☐ 危機管理部 ☐ 警防課 ☐ 予防課 ☐ 消防署
第4項 地区防災計画の策定	☐ 地域安全課

第1項 自主防災組織の活動促進・支援

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第1項自主防災組織の活動促進・支援】を参照する。

第2項 自主防災組織の育成計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第2項自主防災組織の育成計画】を参照する。

第3項 企業等における防災活動の推進

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第3項企業等における防災活動の推進】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じる。

1. 南海トラフ地震防災に関する対策計画の策定促進

市は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたため、その地域内における不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者による対策計画の策定を促進する。

第4項 地区防災計画の策定

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第4項地区防災計画の策定】を参照する。

第20節 防災関係機関の防災訓練の実施

【施策の基本方針】

市は、基本法第48条及び水防法第35条に基づき災害応急対策の習熟を図るとともに、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図るため、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て各種災害を想定した訓練を実施する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練	☐ 危機管理部 ☐ 警防課 ☐ 消防署 ☐ 地域コミュニティ課 ☐ 文化・市民活動課 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所
第2項 各種防災訓練計画 1. 地震防災訓練の実施	☐ 危機管理部 ☐ 警防課 ☐ 消防署 ☐ 地域コミュニティ課 ☐ 各総合支所 ☐ 各地域センター ☐ 各地域事務所
第3項 防災訓練の検証	☐ 危機管理部

第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第1項総合防災訓練・市民参加型訓練】を参照する。

第2項 各種防災訓練計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第2項各種防災訓練計画】を参照する。
ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じる。

1. 地震防災訓練の実施

市は、防災週間等を通じ、様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等において地震災害を想定した防災訓練を実施し、地震発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

■地震防災訓練重点課題

	内容
実施時期	防災週間等
重点課題	ア 職員の参集・配備 イ 通信情報伝達 ウ 消火 エ 交通規制 オ 避難誘導 カ 救出、応急医療・救護活動 キ 給食、給水 ク 道路の警戒、応急復旧

第3項 防災訓練の検証

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第3項防災訓練の検証】を参照する。

第21節 ボランティアの環境整備

【施策の基本方針】

大規模な災害が発生し、相当規模の救援活動を必要とする場合など円滑な活動へのボランティアの参画を想定し、平常時から災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう宮崎市民活動センターの活用並びに宮崎市社会福祉協議会所管の宮崎市災害ボランティアセンターとの協力体制の確立を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 活動支援体制の整備	☐ 文化・市民活動課 ☐ 危機管理部 ☐ 各課
第2項 ボランティアの養成・登録	☐ 文化・市民活動課 ☐ 危機管理部 ☐ 各課

第1項 活動支援体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第17節 第1項活動支援体制の整備】を参照する。

第2項 ボランティアの養成・登録

本項目については【風水害対策編 第2章 第17節 第2項ボランティアの養成・登録】を参照する。

第22節 地震災害に関する調査・研究等の推進

【施策の基本方針】

災害の未然防止と被害の軽減のため、必要となる調整・研究や情報収集を積極的に行うとともに、住民等と連携した災害教訓の伝承、各種データの保存・整備に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 調査・研究の推進	☐ 危機管理部 ☐ 秘書課 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 子育て支援課 ☐ 学校教育課 ☐ 警防課
第2項 調査・研究項目	☐ 危機管理部 ☐ 秘書課 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 子育て支援課 ☐ 学校教育課 ☐ 警防課
第3項 災害教訓の伝承	☐ 危機管理部 ☐ 秘書課 ☐ 学校教育課 ☐ 生涯学習課
第4項 各種データの保存・整備	☐ 危機管理部 ☐ 各課

第1項 調査・研究の推進

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第1項調査・研究の推進】を参照する。

第2項 調査・研究項目

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第2項調査・研究項目】を参照する。

第3項 災害教訓の伝承

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第3項災害教訓の伝承】を参照する。

第4項 各種データの保存・整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第4項各種データの保存・整備】を参照する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害対策組織計画 1. 災害対策組織の設置 2. 市警戒本部及び市災対本部の運営 3. 本部設置時の措置 4. 市災対本部機能の代替	☐ 危機管理部 ☐ 本部総括班 ☐ 本部総務班 ☐ 各支部 ☐ 各班
第2項 職員配備計画 1. 配備体制の確立 2. 職員の動員 3. 職員の服務	☐ 本部対策室 ☐ 人事班 ☐ 各班
第3項 地震時の初動体制・活動 1. 指揮・命令系統 2. 初動活動	☐ 本部対策室 ☐ 各支部 ☐ 各対策部

第1項 災害対策組織計画

1. 災害対策組織の設置

(1) 災害対策組織の設置基準

市長は、市の地域において大規模な地震が発生し又は発生するおそれがある場合には、市内における災害応急対策に対処するため、本計画の定めるところにより「情報連絡本部」及び「宮崎市災害警戒本部」（以下「市警戒本部」という。）並びに「宮崎市災害対策本部」（以下「市災対本部」という。）を設置する。

各本部は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎市防災会議を構成する関係機関との緊密な連絡と協力のもとに、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

■災害対策組織の設置基準等

災害対策組織	設置基準	配備体制
情報連絡本部 （本部長：危機 管理課長）	〔準予備配備〕 準予備配備とは、災害種別、規模等に応じて危機管理課長（本部総括班長）から関係課に要請し、関係職員によつ	準予備配備 又は予備配備

災害対策組織	設置基準	配備体制
	てとる予備配備に準じる体制とする。 ○市内で震度5弱の地震が発生したとき ○県内（市内を除く）で震度6弱以上の地震が発生したとき ○その他危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めたとき 危機管理課職員は、市内で震度4の地震が発生した場合は、参集し情報の収集を図る。 〔予備配備〕 ○市内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき ○市内で震度3以上の地震が多発しているとき ○その他危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めたとき	
災害警戒本部 （本部長：危機管理部長）	○市内で震度5強の地震が発生し、被害が予想されるとき ○その他危機管理部長（本部対策室副室長）が必要と認めたとき	警戒配備
災対本部（本部長：市長）	○市内で震度6弱以上の地震が発生したとき ○その他地震に関する災害で市長（本部長）が必要と認めたとき	警戒配備、非常又は特別非常配備

注）配備体制は状況により人員を増減する。

（2）市警戒本部及び市災対本部の設置場所

市警戒本部及び市災対本部の本部対策室は、本庁舎4階災害対策本部室に設置する。ただし、市警戒本部及び市災対本部が被災し、その機能を果たさない場合は次の順位で設置する。

■市警戒本部及び市災対本部の設置順位

- ①本庁舎4階災害対策本部室
- ②消防局
- ③宮崎市民プラザ

なお、令和8年度に現消防局及び北消防署庁舎の移転を予定していることから、移転後の「②消防局」における市警戒本部及び災害対策本部の設置場所は、庁舎棟3階の災害対策室（約167㎡）とし、必要な面積及び設備を整備する。

（3）各本部の設置手順

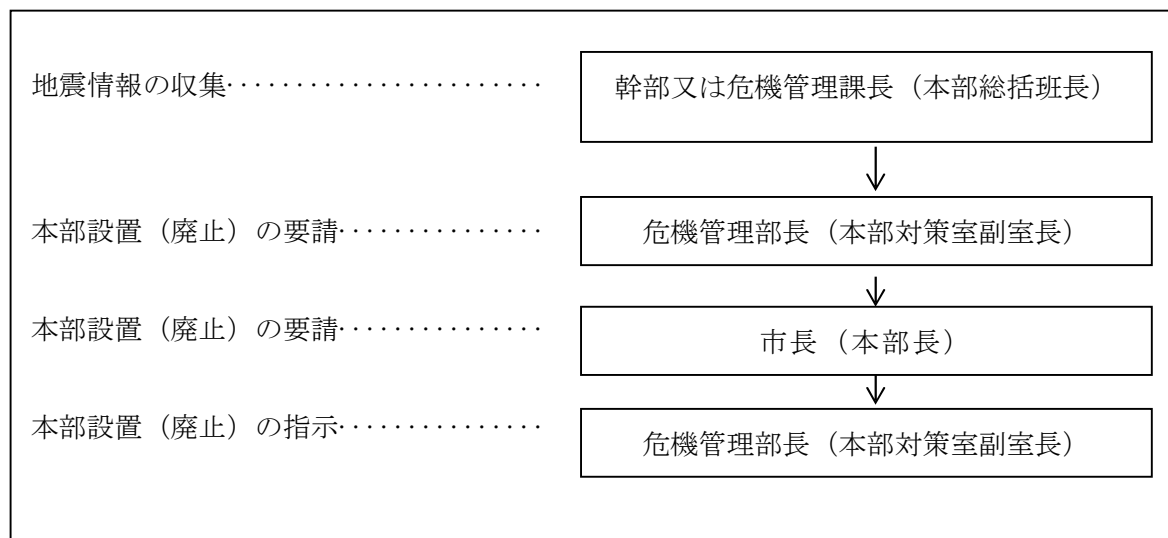
各本部は、次の手順により設置する。

1) 勤務時間内における本部設置の手順

本部の設置は、原則として次の経路で決定する。緊急を要する場合は、防災会議の委任を受けているものとして、会議を招集しなくても本部を設置できる。

■本部設置の流れ（勤務時間内）

- 幹部会に充てられている者（各部長、会計管理者、教育長及び各局長）又は危機管理課長（本部総括班長）は、本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）に対して本部設置を要請する。
- 危機管理部長は、本部設置の要請があった場合又はその他の情報により本部設置が必要と認めた場合は、危機管理課長（本部総括班長）及び警防課長（警防班長）と協議のうえ、市長（本部長）に本部設置を要請する。



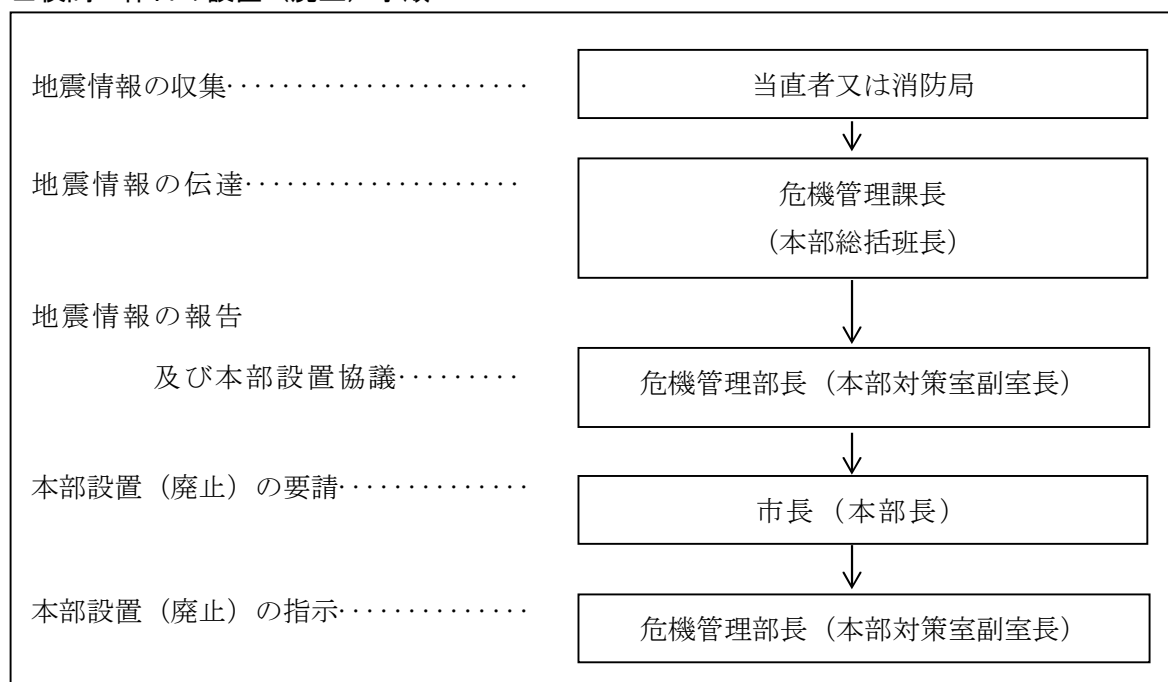
2) 夜間・休日における本部設置の手順

夜間・休日に本部を設置する場合は、次の流れで決定する。なお、連絡がとれない場合は、担当者の判断で本部設置を決定し、連絡がつき次第、事後承諾をとる。

■本部設置の流れ（夜間・休日）

- 当直者又は消防局は、地震情報を入手した場合、危機管理課長（本部総括班長）に連絡をする。
- 危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長（本部対策室副室長）と協議する。
- 本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）は市長（本部長）に対して本部設置を要請する。
- 市長（本部長）は、本部設置の基準等に該当しているとき又は設置の必要があると認められたときは、本部の設置を決定する。

■夜間・休日の設置（廃止）手順



(4) 支部及び現地における災害対策組織の設置

1) 支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）の設置

各支部長は、本部設置の通知を受けた場合は、直ちに支部を設置する。

2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現地に本部設置の必要がある場合は、現地災害対策本部を設置し、人員を派遣する。

(5) 県警察及び自衛隊連絡要員の派遣協力要請

本部対策室は、災害による被害が甚大である等により県警察及び自衛隊との円滑な連絡調整を図る必要がある場合は、県警察及び自衛隊に対し連絡員（リエゾン）の派遣協力を要請する。

(6) 情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等の廃止基準

本部長は、次の場合は本部を廃止する。なお、災害応急対策から災害復旧・復興支援について継続した対応が必要と認められるときは、市災害対策本部から市災害復旧対策本部へ災害対策業務を移行する（第4章 災害復旧・復興計画を参照）。

■各本部の廃止基準

- 本市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき
- 災害応急対策が概ね完了したとき
- その他、市長が本部を継続する必要がないと認めたとき

(7) 各本部の設置又は廃止の通知

本部総括班長は、情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等を設置し又は廃止したときは、速やかに関係機関に連絡する。

■本部の設置・廃止の連絡先・手段

連絡先	連絡手段
本部構成員（職員）	庁内放送、携帯メール
各支部	電話、FAX、デジタルMCA無線・IP無線、携帯メール
宮崎県危機管理局	電話、防災行政無線
宮崎北、南、高岡警察署	電話、FAX
防災上重要な機関	電話、FAX

2. 市警戒本部及び市災対本部の運営

(1) 本部組織の組織

市警戒本部は、市災対本部の組織に準じ、本部対策室、支部、各部、各班を編成し、運営する。ただし、本部対策室の室長は「危機管理部長」、副室長は「危機管理課長」とする。

(2) 市災対本部の組織・運営

市災対本部は、宮崎市災害対策本部条例及び宮崎市災害対策本部運営要領の規定にしたがって運営する。市災対本部の運営概要は、次のとおりである。

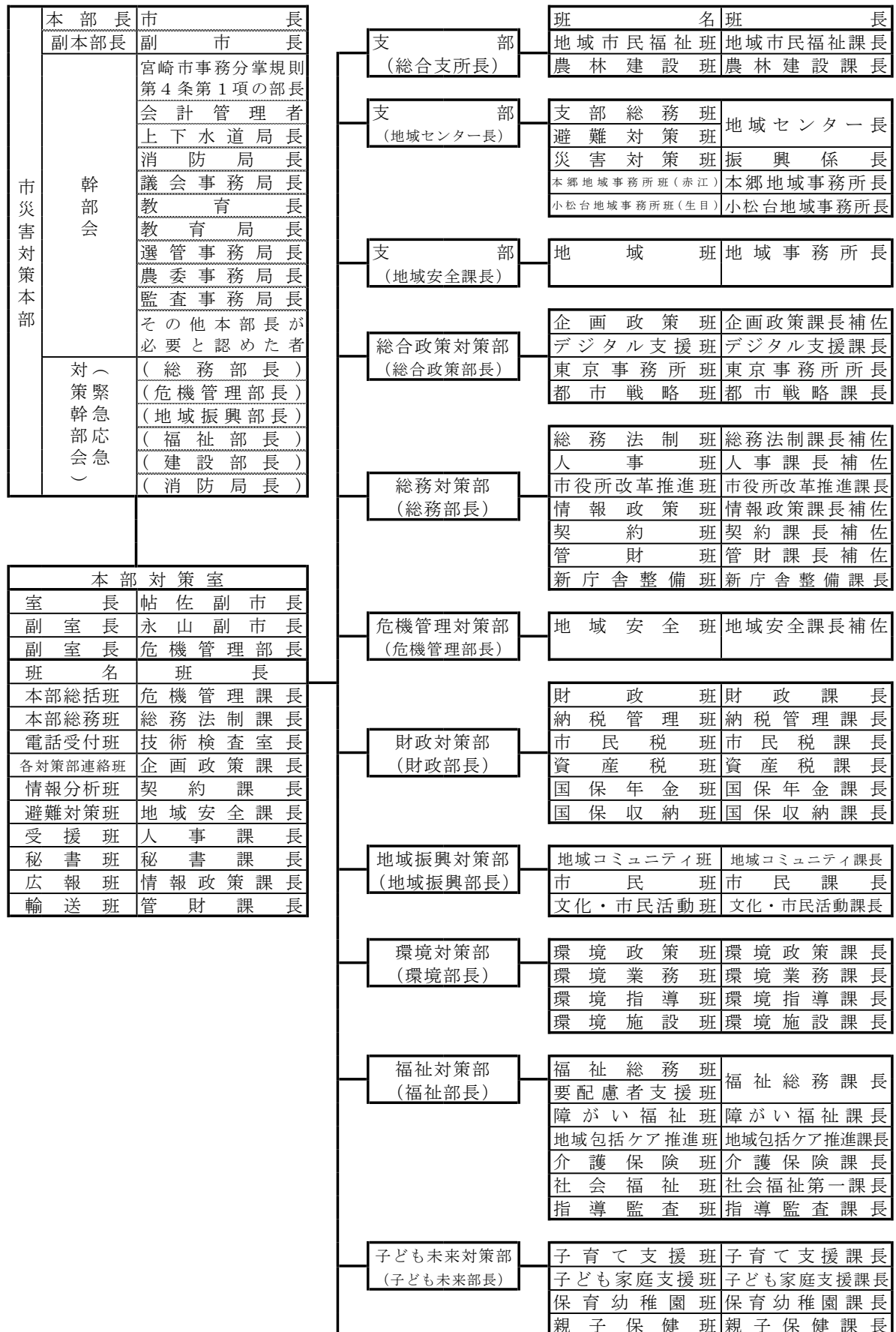
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

■市災対本部の運営概要

組織等		職務等
本部組織	本部長（市長）	○本部の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
	副本部長（副市長）	○本部長に事故あるときは職務を代理する。
	幹部会	○応急対策に関する重要事項を決定する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 宮崎市事務分掌規則第4条第1項の部長、会計管理者 エ 局長等（上下水道局長、消防局長、議会事務局長、教育長、教育局長、選管事務局長、農委事務局長、監査事務局長） オ その他本部長（市長）が必要と認める者
	緊急応急対策幹部会	○緊急に応急対策を講じる必要があるときに、幹部会に替えて設置する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 部長（総務部長、危機管理部長、地域振興部長、福祉部長、建設部長、消防局長） エ その他本部長（市長）が必要と認める者
本部員	部	○部長を置く。部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名したものがその職務を代理する。 ○必要と認める部に副部長を置く。副部長は部長を補佐する。 ○部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	班	○班長を置く。班長に事故があるときは、その班のうちから班の属する部の部長が指名したものがその職務を代理する。 ○班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。 ○班員はその属する班の事務を処理する。

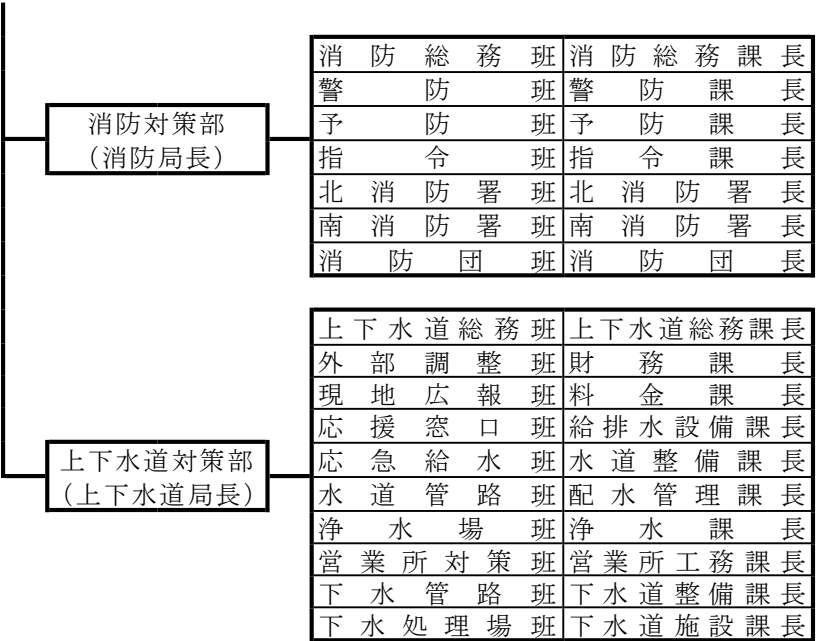
■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (1/3)



■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (2/3)

健康管理対策部 (健康管理部長)	保健医療班	保健医療課長
	地域保健班	地域保健課長
	健康支援班	健康支援課長
	保健衛生班	保健衛生課長
	新型コロナウイルスワクチン対策班	新型コロナウイルスワクチン対策課長
農政対策部 (農政部長)	農政企画班	農政企画課長
	農業振興班	農業振興課長
	森林水産班	森林水産課長
	農村整備班	農村整備課長
	市場班	市場課長
観光商工対策部 (観光商工部長)	観光戦略班	観光戦略課長
	スポーツランド推進班	スポーツランド推進課長
	産業政策班	産業政策課長
	企業立地推進班	企業立地推進課長
建設対策部 (建設部長)	土木班	土木課長
	用地管理班	用地管理課長
	道路維持班	道路維持課長
	建築住宅班	建築住宅課長
都市整備対策部 (都市整備部長)	都市計画班	都市計画課長
	まちづくり班	まちづくり課長
	公園緑地班	公園緑地課長
	市街地整備班	市街地整備課長
	建築行政班	建築行政課長
	開発審査班	開発審査課長
	景観班	景観課長
教育対策部 (教育長)	教委企画総務班	教委企画総務課長
	学校施設班	学校施設課長
	学校教育班	学校教育課長
	教育情報研修センター班	教育情報研修センター所長
	生涯学習班	生涯学習課長
	保健給食班	保健給食課長
	文化財班	文化財課長
会計課対策部 (会計管理者)	会計班	会計課長
議会事務局対策部 (議会事務局長)	議会事務局班	議会事務局総務課長
選管事務局対策部 (選管事務局長)	選管事務局班	選管事務局次長
監査事務局対策部 (監査事務局長)	監査事務局班	監査事務局次長
農委事務局対策部 (農委事務局長)	農委事務局班	農委事務局次長

■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (3/3)



(3) 市災対本部の分掌事務

各班長は、別に定める「宮崎市災害時配備員名簿」に基づき班員の招集を行う。各班員は、配備された各班長の指揮のもと、その分掌事務を行う。

市災対本部の分掌事務は、次表に示すとおりである。

■分掌事務 (1/14)

部名	班名	分掌事務
本部対策室	本部総括班 班長：危機管理課長	1. 災害対策の総括・指示に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会に関すること 3. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 4. 関係機関に対する協力要請に関すること 5. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること
	本部総務班 班長：総務法制課長	1. 部の庶務に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会、その他関係機関との連絡に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害対策活動の記録に関すること 5. 県などへの被害報告に関すること 6. 記者会見等の実施に関すること 7. その他他部、他班に属さないこと
	電話受付班 班長：技術検査室長	1. 市民からの電話受付に関すること
	各対策部連絡班 班長：企画政策課長	1. 各対策部及び各支部との連絡調整に関すること 2. 各対策部及び各支部との災害応急対策の伝達、報告、とりまとめに関すること
	情報分析班 班長：契約課長	1. 気象警報の収集及び伝達に関すること 2. 大淀川洪水予報の収集及び伝達に関すること 3. 気象情報、河川情報等の分析に関すること 4. 災害状況の収集及び伝達に関すること 5. 災害状況の分析に関すること 6. 関係機関からの問い合わせに関すること 7. 通信、鉄道被害情報の収集に関すること
	避難対策班 班長：地域安全課長	1. 各支部の避難対応についての連絡調整に関すること 2. 被災者及び避難者の給食の調達に関すること 3. 生活必需品の調達に関すること 4. 協定に基づく物資調達の要請に関すること
	秘書班 班長：秘書課長	1. 本部長室の設営に関すること 2. 本部長、副本部長の秘書に関すること 3. 本部長、副本部長の災害視察に関すること 4. 視察者及び見舞者の接遇に関すること 5. 日本語が不自由な外国人への情報提供に関すること 6. その他、本部長の特命に関すること

■分掌事務（2/14）

部名	班名	分掌事務
本部 対策室	広報班 班長：情報政策課長	1. 災害情報、被害状況等の広報に関すること 2. 被害写真の収集に関すること 3. 報道機関に対する災害情報等の発表に関すること 4. 庁内への情報提供に関すること 5. コミュニティFM、ケーブルテレビ等を活用した災害情報の提供に関すること 6. 市民及び職員への災害情報配信に関すること 7. その他、市民向け情報提供に関すること
	受援班 班長：人事課長	1. 本部対策室各班への協力に関すること 以下「市災害時受援計画」発動時 2. 応援状況の全体調整に関すること 3. 人的支援要請内容の集約に関すること
	輸送班 （受援班） 班長：管財課長	1. 避難者の車両輸送に関すること 2. 災害用非常物資の運搬に関すること 3. 被災者に対する物資配付に関すること 4. 緊急輸送車両の手続きに関すること 5. 協力協定による輸送車両の確保に関すること 6. 本部対策室各班への協力に関すること 以下「市災害時受援計画」発動時 7. 物的支援要請内容の集約に関すること 8. 開設する地域内輸送拠点の決定に関すること
支部 （各総合支所） ④	地域市民福祉班 班長：地域市民福祉課長	1. 支部の庶務に関すること 2. 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること 3. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保並びに住民への広報に関すること 4. 各班との連絡調整に関すること 5. 所属部員の動員に関すること 6. 消防団との連絡調整に関すること 7. 災害資料の作成及び災害記録に関すること 8. 防災無線の運用に関すること 9. 庁内の非常用の電気及び電話に関すること 10. 指定避難所の開設及び連絡調整に関すること 11. 被災地、指定避難所に必要な救助食糧、物資の調達確保・輸送に関すること 12. 罹災証明に関すること 13. 支部地域の気象情報の収集、連絡及び広報に関すること 14. 各班からの被害状況、災害写真等のとりまとめに関すること 15. 本部対策室との連絡調整に関すること 16. 災害時のごみ、し尿、廃棄物等の連絡調整に関すること 17. 管内教育施設（小中学校を除く）の被害調査、被害状況の報告及び災害発生状況の記録に関すること 18. 市民からの要請に関すること 19. 災害救助法に関すること 20. 要配慮者支援に関すること 21. 各班の要請に基づく災害対応業務支援に関すること

■分掌事務（3/14）

部名	班名	分掌事務
支部（各総合支所） ④	地域市民福祉班 班長：地域市民福祉課長	22. 行方不明者の捜索に関する事 23. 人的及び住家等の被害調査に関する事 24. 指定避難所への炊き出しの連絡調整及び食糧品の供与に関する事 25. 生活必需品の供給と配付に関する事 26. その他、他班の所管に属さない事
	農林建設班 班長：農林建設課長	1. 所管施設等の被害状況調査に関する事 2. 農林作物及び家畜の災害対策及び被害調査に関する事 3. 被災農家等への災害融資指導に関する事 4. 農地及び林地等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 5. 湛水防除に関する事（佐土原総合支所） 6. 公園等の被害状況調査に関する事 7. 河川・道路・橋梁・崖崩れ等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 8. 準用河川等の水防活動に関する事 9. 交通規制の措置に関する事 10. 障害物除去に関する事 11. 農業用施設（農業用水・排水施設、農道、ため池、ダム等）の災害対策及び被害調査に関する事
支部（各地域センター） ⑥	支部総務班 班長：地域センター長	1. 支部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事 4. 本部対策室との連絡調整に関する事 5. 消防団との連絡調整に関する事 6. 行方不明者の捜索に関する事 7. 人的及び住家等の被害調査に関する事 8. 本郷地域事務所への職員派遣に関する事（赤江地域センター）
	災害対策班 班長：振興係長	1. 災害現地調査に関する事 2. 災害対策の伝達、報告に関する事 3. 農林水産物の災害対策及び被害調査に関する事 4. 農林水産業用施設の災害対策及び被害調査に関する事
	避難対策班 班長：地域センター長	1. 管内指定避難所の開設及び安全利用に関する事 2. 避難者の収容保護に関する事 3. 本部対策室避難対策班との連絡調整に関する事 4. 指定避難所の実態把握に関する事 5. 被災者及び避難者の給食の配付に関する事 6. 生活必需品の供給と配付に関する事 7. 被災者への炊き出し及び食糧品の供与に関する事 8. 要配慮者支援に関する事
	本郷地域事務所班 （赤江地域センター支部） 班長：本郷地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事 2. 災害現地調査に関する事 3. 災害対策の伝達、報告に関する事 4. 被災者及び避難者への支援に関する事

■分掌事務（4/14）

部名	班名	分掌事務
	小松台地域事務所班 (生目地域センター支部) 班長：小松台地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事 2. 災害現地調査に関する事 3. 災害対策の伝達、報告に関する事 4. 被災者及び避難者への支援に関する事
支部 (各地域事務所) ⑪	地 域 班 班長：地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事（総務） 2. 本部対策室との連絡調整に関する事（総務） 3. 消防団との連絡調整に関する事（総務） 4. 人的及び住家等の被害調査に関する事（総務） 5. 災害現地調査に関する事（災害対策） 6. 災害対策の伝達、報告に関する事（災害対策） 7. 管内指定避難所の開設及び実態把握に関する事（避難対策） 8. 被災者及び避難者への支援に関する事（避難対策） 9. 要配慮者支援に関する事（避難対策） 10. 行方不明者の捜索に関する事
総合 政策 対策 部	企 画 政 策 班 班長：企画政策課長 補佐	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 中央情勢の収集及び伝達に関する事 5. 災害対策要望書等の作成配付に関する事 6. 政府、国会、県等への報告、陳情に関する事 7. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事 8. 市周辺部情勢の収集及び伝達に関する事 9. 本部対策室輸送班への職員派遣に関する事
	デ ジ タ ル 支 援 班 班長：デジタル支援 課長	1. 部内の応援に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	東 京 事 務 所 班 班長：東京事務所長	1. 国会、中央官庁及び駐日外国公館との連絡調整に関する事
	都 市 戦 略 班 班長：都市戦略課長	1. 公共交通機関の被害状況に関する事 2. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事
総務 対策 部	総 務 法 制 班 班長：総務法制課長 補佐	1. 公用令書等の発行に関する事 2. 漂流物及び難破船に関する事 3. 本部対策室本部総括班への職員派遣に関する事 4. 本部対策室本部総務班への職員派遣に関する事 5. 本部対策室情報分析班への職員派遣に関する事

■分掌事務（5/14）

部名	班名	分掌事務
総務 対策 部	人 事 班 班長：人事課長補佐	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 災害派遣職員の身分取り扱いに関する事 5. 職員の勤務及び給食に関する事 6. 罹災職員の調査に関する事 7. 避難者の給食の調達に関する事 8. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関する事 9. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関する事
	市役所改革推進班 班長：市役所改革推進課長	1. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	情 報 政 策 班 班長：情報政策課長補佐	1. 情報システム及びネットワークの対策に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 本部対策室広報班への職員派遣に関する事 4. 生目地域センター支部への職員派遣に関する事
	契 約 班 班長：契約課長補佐	1. 部内各班の応援に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 本部対策室本部総務班への職員派遣に関する事 4. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関する事 5. 本部対策室広報班への職員派遣に関する事 6. 本部対策室輸送班への職員派遣に関する事 7. 木花地域センター支部への職員派遣に関する事
	管 財 班 班長：管財課長補佐	1. 庁舎の整備、庁内停電時の対策に関する事 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関する事
	新 庁 舎 整 備 班 班長：新庁舎整備課長	1. 部内の応援に関する事
危機 管理 部	地 域 安 全 班 班長：地域安全課長補佐	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関する事 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関する事
財 政 対 策 部	財 政 班 班長：財政課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 災害対策の予算に関する事 5. 義援物資、義援金の管理、取り扱いに関する事
	納 税 管 理 班 班長：納税管理課長	1. 災害による市税の徴収猶予に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 赤江地域センター支部（本郷地域事務所班）及び住吉地域センター支部への職員派遣に関する事
	市 民 税 班 班長：市民税課長	1. 災害による市県民税の減免に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 赤江・生目地域センター支部への職員派遣に関する事

■分掌事務（6/14）

部名	班名	分掌事務
財政 対 策 部	資 産 税 班 班長：資産税課長	1. 災害による固定資産税の減免に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 北地域センター支部への職員派遣に関する事 4. 小戸・大塚地域事務所支部への職員派遣に関する事
	国 保 年 金 班 班長：国保年金課長	1. 災害による保険税、一部負担金の減免及び一部負担金の徴収猶予に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 災害による国民年金保険料の免除に関する事 4. 大淀・生目台地域事務所支部への職員派遣に関する事 5. 生目地域センター支部（小松台地域事務所班）への職員派遣に関する事
	国 保 収 納 班 班長：国保収納課長	1. 災害による保険税の徴収猶予に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 大淀・生目台地域事務所支部への職員派遣に関する事
地 域 振 興 対 策 部	地域コミュニティ班 班長：地域コミュニ ティ課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関する事 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事
	市 民 班 班長：市民課長	1. 人的及び住家等の被害調査に関する事 2. 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に関する事 3. 行方不明者の捜索に関する事 4. 中央東・東大宮・檉・大淀・大塚・大塚台地域事務所支部への職員派遣に関する事
	文化・市民活動班 班長：文化・市民活 動課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 災害時におけるボランティアの受入れに関する事 3. ボランティア総合窓口の設置運用に関する事 4. 災害ボランティア本部並びにセンターの設置運用に関する事
環 境 対 策 部	環 境 政 策 班 班長：環境政策課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 防疫に関する事 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 6. 行方不明者の捜索に関する事 7. 遺体の処理に関する事 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事 9. 木花地域センター支部への職員派遣に関する事
	環 境 業 務 班 班長：環境業務課長	1. 被災地におけるごみの収集運搬に関する事 2. 被災地におけるし尿の処理に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 部内の応援に関する事

■分掌事務（7/14）

部名	班名	分掌事務
環境 対 策 部	環 境 指 導 班 班長：環境指導課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内の応援に関すること 3. 建築物の災害対策指導に関すること（アスベスト対策に限る） 4. 青島地域センター支部への職員派遣に関すること
	環 境 施 設 班 班長：環境施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内の応援に関すること 3. 被災地におけるし尿の処理に関すること 4. ごみ処理に関すること 5. 北地域センター支部への職員派遣に関すること
福 祉 対 策 部	福 祉 総 務 班 班長：福祉総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査の総括集計に関すること。 6. 災害救助法に関すること 7. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	障 が い 福 祉 班 班長：障がい福祉課長	1. 救助物資の調達及び配布に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 災害救助法に関すること 4. 要配慮者支援に関すること 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 6. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 7. 住吉地域センター支部への職員派遣に関すること 8. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	地 域 包 括 ケ ア 推 進 班 班長：地域包括ケア推進課長	1. 救助物資の調達及び配付に関すること 2. 要配慮者支援に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 5. 災害救助法に関すること 6. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 7. 東大宮地域事務所支部への職員派遣に関すること 8. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	介 護 保 険 班 班長：介護保険課長	1. 救助物資の調達及び配付に関すること 2. 要配慮者支援に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 5. 災害救助法に関すること 6. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 7. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 8. 小松台地域事務所支部への職員派遣に関すること 9. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること

■分掌事務 (8/14)

部名	班名	分掌事務
福祉 対策 部	社 会 福 祉 班 班長：社会福祉第一課長	1. 被災被保護世帯等の措置に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 小戸・大宮・檜地域事務所支部への職員派遣に関する事 4. 要配慮者支援班への職員派遣に関する事
	指 導 監 査 班 班長：指導監査課長	1. 部内の応援に関する事 2. 要配慮者支援班への職員派遣に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	要 配 慮 者 支 援 班 班長：福祉総務課長	1. 避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約に関する事 2. 福祉避難所の連絡調整に関する事
子 ど も 未 来 対 策 部	子 育 て 支 援 班 班長：子育て支援課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 人的及び住家等の被害調査に関する事 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 6. 大塚台地域事務所支部への職員派遣に関する事 7. 要配慮者支援班への職員派遣に関する事
	保 育 幼 稚 園 班 班長：保育幼稚園課長	1. 人的及び住家等の被害調査に関する事 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 3. 保育所等の閉鎖及び幼児の避難に関する事 4. 小戸・大塚台地域事務所支部への職員派遣に関する事 5. 要配慮者支援班への職員派遣に関する事
	子 ども 家 庭 支 援 班 班長：子ども家庭支援課長	1. 部内の応援に関する事 2. 要配慮者支援班への職員派遣に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	親 子 保 健 班 班長：親子保健課長	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関する事 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 要配慮者（小慢・乳幼児・妊産婦）支援に関する事 5. 指定避難所・被災地における保健活動に関する事 6. 要配慮者支援班への職員派遣に関する事
健 康 管 理 対 策 部	保 健 医 療 班 班長：保健医療課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 救護所（応急救護所を含む）の設置に関する事 5. 医療救護班の編成及び医療機関との連絡調整に関する事 6. 災害協定に基づく医薬品等の流通備蓄の確保に関する事 7. 医療機関の被害調査に関する事 8. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 9. 保健所各班の連絡調整及び応援に関する事 10. 保健所各班に属しないこと 11. 県保健医療福祉調整本部と本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事

■分掌事務（9/14）

部名	班名	分掌事務
健康 管理 対策 部	地 域 保 健 班 班長：地域保健課長	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 3. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること（活動班の編成に関することを含む） 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 5. その他保健所各班の応援に関すること
	健 康 支 援 班 班長：健康支援課長	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 3. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること 4. 要配慮者（難病）支援に関すること 5. その他保健所各班の応援に関すること
	保 健 衛 生 班 班長：保健衛生課長	1. 指定避難所の衛生確保（環境政策班・上下水道対策部に關するものを除く）及び食中毒対策に関すること 2. 被災地における食品、生活衛生及び飲用井戸水等の衛生確保に関すること 3. 被災地域における動物の保護に関すること 4. その他保健所各班の応援に関すること
	新型コロナウイルス ワクチン対策班 班長：新型コロナウイルス ワクチン 対策課長	1. 部内の応援に関すること 2. 本部対策室各班の応援に関すること
農 政 対 策 部	農 政 企 画 班 班長：農政企画課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 被災農家等への災害融資指導に関すること 5. 農林水産関係被害の総括に関すること
	農 業 振 興 班 班長：農業振興課長	1. 農産物及び家畜の災害対策及び被害調査に関すること 2. 農業施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
	森 林 水 産 班 班長：森林水産課長	1. 林水産物の災害対策及び被害調査に関すること 2. 林水産業施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 流木対策に関すること 5. 在港船舶対策に関すること
	農 村 整 備 班 班長：農村整備課長	1. 農地の災害対策及び被害調査に関すること 2. 農業用施設（農業用排水施設、農道、ため池、ダム等）の災害対策及び被害調査に関すること 3. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	市 場 班 班長：市場課長	1. 所管施設、商品の災害対策及び被害調査に関すること 2. 非常用生鮮食糧品の確保に関すること 3. 部内の応援に関すること

■分掌事務（10/14）

部名	班名	分掌事務
観光商工対策部	観光戦略班 班長：観光戦略課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 観光施設等の災害対策及び被害調査に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査に関する事 6. 青島地域センター支部への職員派遣に関する事
	スポーツランド推進班 班長：スポーツランド推進課長	1. 部内の応援に関する事 2. 所管施設の指定避難所開設に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 生目台地域事務所支部への職員派遣に関する事
	産業政策班 班長：産業政策課長	1. 商工業者の被害調査に関する事 2. 被災商工業者に対する融資指導に関する事 3. 消費生活相談に関する事 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査に関する事 6. 青島地域センター支部への職員派遣に関する事
	企業立地推進班 班長：企業立地推進課長	1. 商工業者の被害調査に関する事 2. 被災商工業者に対する融資指導に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 人的及び住家等の被害調査に関する事
建設対策部	土木班 班長：土木課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 土木関係被害の総括集計に関する事 5. 堤防、河川、樋門、水門、雨水施設等の災害対策及び被害調査に関する事 6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事
	用地管理班 班長：用地管理課長	1. 水門等の災害対策及び被害調査に関する事 2. 部内の応援に関する事
	道路維持班 班長：道路維持課長	1. 道路等の維持管理及び復旧工事に関する事 2. 道路等の被害調査に関する事 3. 交通規制の措置に関する事 4. 労務及び資機材の調達、管理に関する事 5. 道路上の障害物の除去に関する事
	建築住宅班 班長：建築住宅課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 応急仮設住宅建設の決定に関する事 3. 応急仮設住宅建設の入居・管理に関する事 4. 住宅の応急修理の実施の決定に関する事 5. 被災者への市営住宅の提供に関する事 6. 応急仮設住宅の建設に関する事 7. 公共施設（建築）関係の障害物の除去に関する事 8. 公共施設（建築）の応急修理の実施に関する事 9. 水門等の災害対策及び被害調査に関する事

■分掌事務（11/14）

部名	班名	分掌事務
都市整備対策部	都市計画班 班長：都市計画課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 水門等の災害対策に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	まちづくり班 班長：まちづくり課長	1. 部内の応援に関すること
	公園緑地班 班長：公園緑地課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 所管施設の障害物の除去、応急措置に関すること 3. 水門等の災害対策に関すること
	市街地整備班 班長：市街地整備課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 水門等の災害対策に関すること
	建築行政班 班長：建築行政課長	1. 災害復興住宅融資の適用指導に関すること 2. 建築物の災害対策指導に関すること 3. 水門等の災害対策に関すること
	開発審査班 班長：開発審査課長	1. 水門等の災害対策に関すること
	景観班 班長：景観課長	1. 水門等の災害対策に関すること
教育対策部	教委企画総務班 班長：教委企画総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 6. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
	学校施設班 班長：学校施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
	学校教育班 班長：学校教育課長	1. 児童・生徒の避難に関すること 2. 学校の臨時休業等の措置に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 被災児童・生徒の応急教育に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関すること
	教育情報研修センター班 班長：教育情報研修センター所長	1. 学校情報機器類の災害対策及び被害調査に関すること 2. 教育情報ネットワークの災害対策及び被害調査に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関すること

■分掌事務（12/14）

部名	班名	分掌事務
教育 対 策 部	生涯学習班 班長：生涯学習課長	1. 災害時における民間団体との連絡調整に関する事 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 3. 所管施設の指定避難所開設に関する事 4. 図書館資料等被害調査に関する事 5. 各種団体への災害奉仕協力要請に関する事 6. 人的及び住家等の被害調査に関する事 7. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関する事
	保健給食班 班長：保健給食課長	1. 災害時の学校給食に関する事 2. 被災者への炊き出しの計画に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関する事
	文化財班 班長：文化財課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 文化財の災害対策及び被害調査に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 福祉避難所の開設に伴う連絡・調整に関する事 5. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関する事
会計課 対 策 部	会計班 班長：会計課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関する事 5. 北地域センター支部の職員派遣に関する事
議会 対 策 部	議会事務局班 班長：議会事務局総務課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 議員との連絡調整に関する事 4. 議会災害対策連絡会議に関する事 5. 災害情報及び被害状況の把握に関する事 6. 人的及び住家等の被害調査に関する事 7. 住吉地域センター支部への職員派遣に関する事
選管 対 策 部	選管事務局班 班長：選管事務局次長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 生目地域センター支部への職員派遣に関する事
監査 対 策 部	監査事務局班 班長：監査事務局次長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 赤江地域センター支部への職員派遣に関する事
農委 対 策 部	農委事務局班 班長：農委事務局次長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 青島地域センター支部への職員派遣に関する事

■分掌事務（13/14）

部名	班名	分掌事務
消 防 対 策 部	消 防 総 務 班 班長：消防総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 消防関係機関の協力要請に関すること 4. 消防災害対策の予算に関すること 5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関すること 6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 7. 各総合支所・地域センター支部への職員派遣に関すること
	警 防 班 班長：警防課長	1. 部内事務の連絡調整に関すること 2. 災害応急措置に関すること 3. 避難の指示に関すること 4. 被災者の救出、救助に関すること 5. 防災活動の実施状況の掌握に関すること 6. 資材の掌握に関すること 7. 車両、舟艇、機械器具等の整備に関すること 8. 本部対策室本部総括班への職員派遣に関すること
	予 防 班 班長：予防課長	1. 部に属する情報の総括及び報告に関すること 2. 災害警戒の広報及び指導に関すること 3. 被害状況の調査及び記録に関すること 4. 危険物の保安に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	指 令 班 班長：指令課長	1. 気象警報の伝達に関すること 2. 水防警報の伝達に関すること 3. 大淀川洪水予報の伝達に関すること 4. 災害情報の収集及び伝達に関すること 5. 災害の出動指令に関すること 6. 通信の運用及び確保に関すること
	北 消 防 署 班 班長：北消防署長 南 消 防 署 班 班長：南消防署長 消 防 団 班 班長：消防団長	1. 管内における警防活動全般に関すること 2. 避難の指示及び誘導等に関すること 3. 被害状況の収集・伝達・報告等に関すること 4. 行方不明者の捜索及び収容に関すること 5. 人員機材の輸送に関すること 6. 水防倉庫及び水防資機材の確保に関すること 7. 応急給水の応援に関すること 8. 支部における連絡調整員の配置に関すること 9. 支部における消防団員の配置に関すること

■分掌事務（14/14）

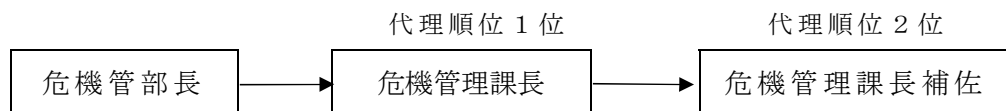
部名		班名	分掌事務
上下水道対策部	管理部	上下水道総務班 班長：上下水道総務課長	1. 対策部の庶務に関すること 2. 所属対策部員の招集に関すること 3. 対策部内事務及び国・県との連絡調整に関すること 4. 報道機関の対応に関すること 5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関すること 6. 上下水道対策本部の設置に関すること 7. 上下水道災害対策用品の調達・保管に関すること 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
		外部調整班 班長：財務課長	1. 応援受入れ計画・庶務に関すること 2. ボランティア受入の庶務に関すること 3. 市民からの問合せ対応に関すること 4. 断水広報に関すること 5. 上下水道災害復旧対策の予算に関すること
		現地広報班 班長：料金課長	1. 断水広報に関すること 2. 市民からの問合せ対応に関すること 3. 部内他班の応援に関すること
		応援窓口班 班長：給排水設備課長	1. 重要施設の状況収集・連絡に関すること 2. 応急給水応援隊の現地調整に関すること 3. ボランティアの現地調整に関すること
	水道部	応急給水班 班長：水道整備課長	1. 上水道施設の被害状況の収集に関すること 2. 応急給水に関すること 3. 水道部の取りまとめに関すること
		水道管路班 班長：配水管理課長	1. 配水管による給水手段の確保に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
		浄水場班 班長：浄水課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 水質の試験に関すること
		営業所対策班 班長：営業所工務課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内他班の応援に関すること
	下水道部	下水管路班 班長：下水道整備課長	1. 下水道施設の被害状況収集に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
		下水処理場班 班長：下水道施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること

(4) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

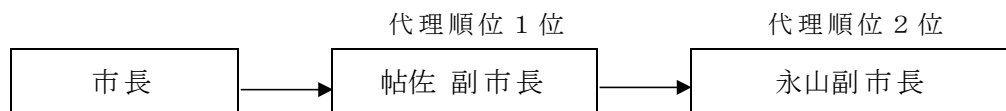
市は、市警戒本部及び市災対本部の設置後、災害応急活動に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

■市警戒本部の場合



■市災害対策本部の場合



3. 本部設置時の措置

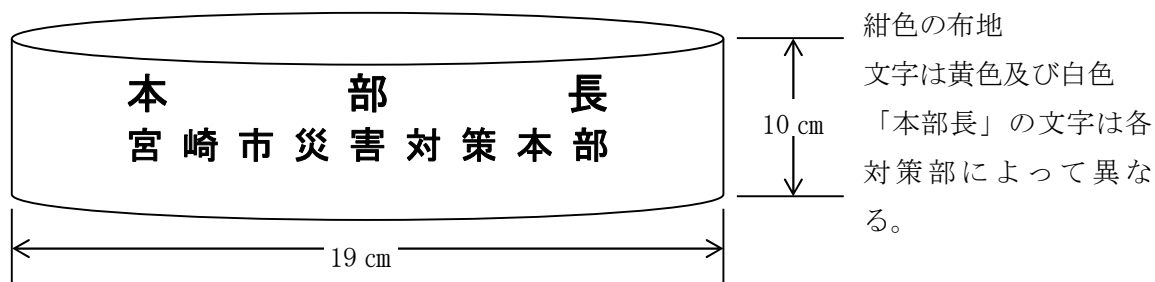
本部が設置されたときは、次の措置を行う。

(1) 対策本部の標識等市庁舎災対本部室前に「宮崎市災害対策本部」、支部玄関に「宮崎市災害対策本部〇〇支部」、現地災対本部前に「宮崎市現地災害対策本部」の標識を掲げる。

(2) 帽子、腕章

本部員は、防災服又は作業着、帽子、腕章を着用する。

■職員の腕章



4. 市災対本部機能の代替

あらかじめ定められた職員は、激甚な被害のため市災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応を実施し、緊急的な市災対本部機能の確保を図る。

第2項 職員配備計画

1. 配備体制の確立

(1) 配備基準等

市は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、各本部等の設置基準、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意し、次の基準等に基づき配備体制を確立する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

■配備体制

体制	配備区分	基準	活動内容
情報連絡本部	準予備配備	○市内で震度5弱の地震が発生したとき ○県内（市内を除く）で、震度6弱以上の地震が発生したとき ○危機管理課長が必要と認めたとき	○災害関連情報の収集・伝達 ○災害時の応援準備
	予備配備	○市内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき ○市内で震度3以上の地震が多発しているとき ○危機管理課長が必要と認めたとき	○災害関連情報の収集・伝達 ○市災対本部の設置に備えた連絡体制の確立
災害警戒本部	警戒配備	○市内で震度5強の地震が発生し、被害が予想されるとき ○市長又は危機管理部長が必要と認めたとき	○災害関連情報の収集・伝達
災害対策本部	非常配備	○市内で震度6弱以上の地震が発生したとき ○地震によって局地的被害が発生したとき ○市長が必要と認めたとき	○被害に対する応急活動 ○被災者への救援活動の実施
	特別非常配備	○地震によって、甚大な被害が発生したとき ○市長が必要と認めたとき	○全職員による災害応急活動の実施
○危機管理課職員は、市内で震度4の地震が発生した場合には、参集し情報の収集を図る。 ○準予備配備体制とは、災害種別、規模等に応じて危機管理課長（本部総括班長）から関係課（沿岸部を管轄する）に要請し、関係職員によってとる予備配備に準じる体制とする。			

(2) 配備体制の決定

配備体制は、次の方法により決定する。なお、夜間・休日の場合は、消防対策部が情報を収集し、本部総括班長に連絡したうえで次の方法により決定する。

■配備体制の決定

配備区分	決定者	代理決定者	備考
準予備配備 又は 予備配備	○危機管理課長 （本部総括班長）	○支部（地域センター）災害対策班長、支部（総合支所）地域市民福祉班長、支部（地域事務所）地域班長（地域内の状況から必要性を認めた場合は、危機管理課長と協議を行い、当該体制をとることができる）	○ただし、連絡をとらないとまがないときは、当該体制をとった後に、危機管理課長（本部総括班長）に事後報告を行う

配備区分	決定者	代理決定者	備考
準警戒配備 又は 警戒配備	○危機管理部長 (本部対策室副 室長)又は危機 管理課長(本部 総括班長)	○各支部長(地域内の状況から判 断し、当該体制を危機管理部長 又は危機管理課長に求めること ができる)	
非常配備 又は 特別非常 配備	○市長 (危機管理部長 又は危機管理課 長の助言のも と)		○ただし、連絡をとる いとまがないとき は、危機管理部長又 は危機管理課長が判 断する

2. 職員の動員

(1) 動員の方法

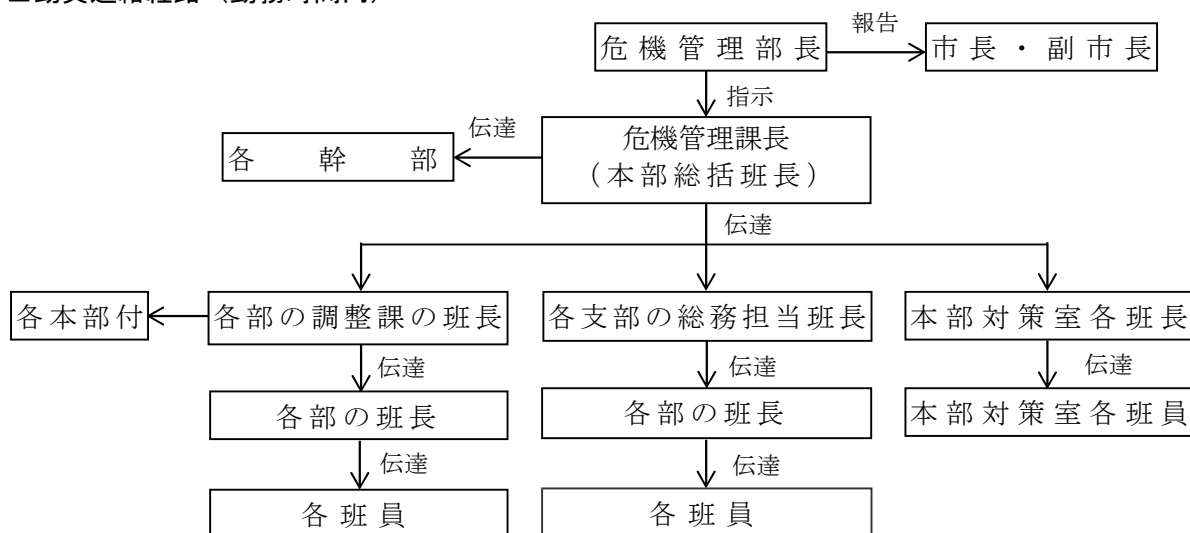
1) 勤務時間内

勤務時間内の動員の方法は次のとおりとする。なお、本部総括班長は、庁内メール等にて全職員に対し、本部設置と配備体制を伝達する。

■動員の流れ(勤務時間内)

- 危機管理部長は、震度情報をもとに危機管理課長(本部総括班長)と協議のうえ、とるべき配備体制を決定し、市長、副市長へ報告する。
- 本部総括班長は、各部長及び各調整課長に動員・配備を伝達する。
- 動員・配備の連絡を受けた調整課長は、部内の各課長を通じて各職員へ動員・配備を指示する。

■動員連絡経路(勤務時間内)



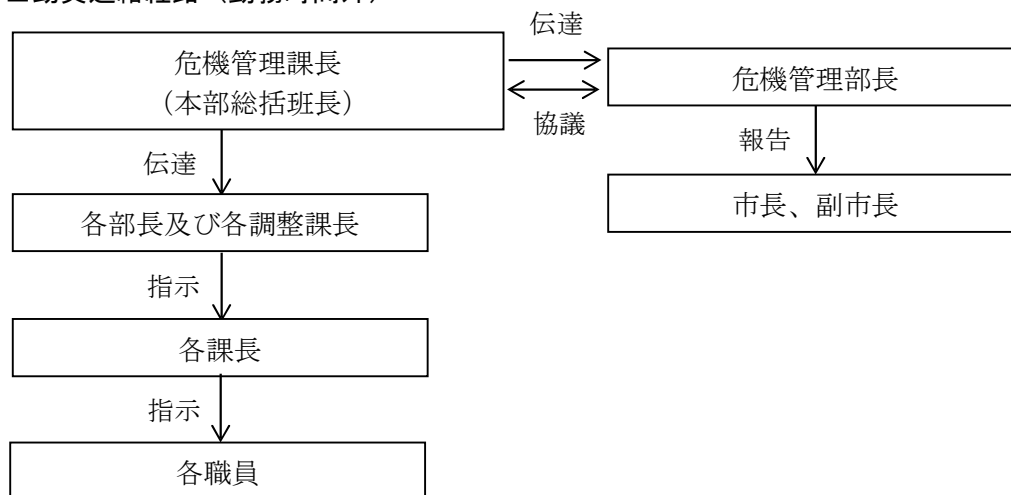
2) 勤務時間外(夜間及び休日)

勤務時間外(夜間及び休日)の動員の方法は次のとおりとする。なお、各部は、休日・夜間の連絡方法をあらかじめ決めておく。

■動員の流れ（勤務時間外）

- 震度の連絡を受けた危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長へ情報伝達し、危機管理部長は、情報をもとに危機管理課長（本部総括班長）と協議のうえ、とるべき配備体制を決定し、市長、副市長へ報告する。
- 本部総括班長は、各部長及び各調整課長に動員・配備を伝達する。
- 動員・配備の連絡を受けた調整課長は、部内の各課長を通じて各職員へ動員・配備を指示する。

■動員連絡経路（勤務時間外）



（2）自主参集基準

1) 自主参集の基準

職員は、夜間・休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす地震災害を覚知し又は被害の発生が予想される場合は、原則、配備体制の命令を待たずに、自らの判断で各自最も適した交通手段で直ちに自主集合する。

2) 自主参集の場所

職員は、原則として所属する勤務場所に登庁する。ただし、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市施設に自主参集し、当該施設の所属長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

（3）職員配備報告

各班は、所定様式の「職員配備記録簿」に職員配備状況をまとめ、本部総務班に提出する。
人事班は、「職員動員記録簿」を整理し、本部長に報告する。

資料編/6.様式/【活動体制】職員動員記録簿

（4）各部等への職員配備

市災対本部の各部長等は、災害対策活動にあたり、班員が不足し、他の部からの職員派遣が必要な場合は、本部総括班長に文書で要請をしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、事後に提出することができる。

なお、災害対応業務は、他の業務に優先して行われるため、本部総括班長から職員派遣の要請を受けた各部長等は、これに応じなければならない。

（５）動員人員

- 1) 配備体制別の動員人員は、「災害時配備職員名簿」に示すとおりである。ただし、各班長は部長及び本部総括班長と協議し、災害の種別、規模等に応じて動員人員を増減することができる。
- 2) 各班では、あらかじめ配備体制別に配備する要員の氏名・電話番号を明記した配備体制要員表を作成しておく。

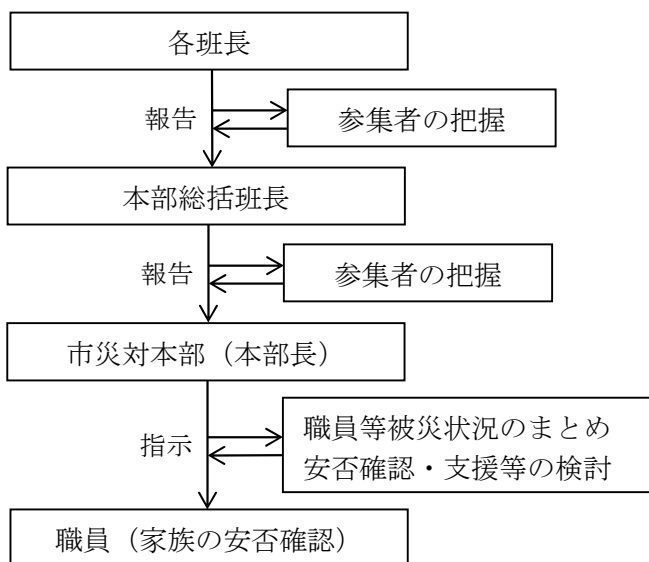
（６）各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、自治会長等と連携して被害状況の収集等、所要の体制をとる。

（７）職員安否確認

- 1) 勤務時間内
 - ア 各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。
 - イ 本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災対本部長に報告する。
 - ウ 特に、被害（震度）の大きい地域に居住している職員等には、早急に家族等の安否確認を行わせる。
 - エ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。
- 2) 勤務時間外
 - ア 各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。
 - イ 本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災対本部長に報告する。
 - ウ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

■職員安否確認の流れ



* 勤務時間内の場合

3. 職員の服務

すべての職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守する。

■職員の服務基準

- 災害対応業務は、すべての業務に優先して行われるため、全職員が本部員であるとの自覚を持ち、配備についていない場合でも常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- 不急の行事、会議、出張等を中止し待機する。
- 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意をする。

第3項 地震時の初動体制・活動

勤務時間外（夜間・休日）に地震が発生した場合は、全職員が動員されるまでに時間を要し、迅速に本部の体制を確立することは困難である。そこで、次のように所掌事務を定め、各部単位で優先順位の高いものから対応する。

1. 指揮・命令系統

指揮命令系統は、次のとおりとする。

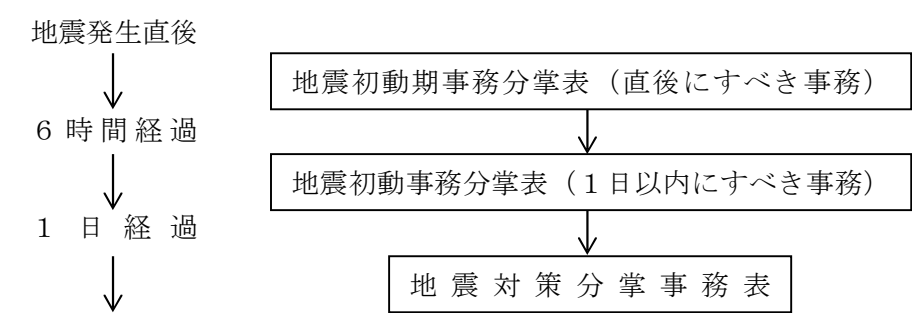
■指揮命令系統

勤務時間内	部長又は班長（通常の指揮系統）
勤務時間外	本部総括班又は各部内上位者

2. 初動活動

各部は、地震発生直後から1日程度は「地震初動期事務分掌表」に基づき、直後～6時間にすべき事務分掌、6時間～1日以内にすべき事務分掌の2段階で行う。参集職員が十分な数になった時点で、「地震対策分掌事務表」に移行する。これらの切り替えは、各部長の判断で行う。

■初動対応の流れ



■地震初動期事務分掌表（1/2）

部名		直後～6時間にすべき事務分掌	6時間～1日以内にすべき事務分掌
本部	対策室	1. 災对本部の設置に関すること 2. 市内の被害情報の収集に関すること 3. 県、その他の防災関係機関からの地震情報・津波情報の収集及び伝達に関すること 4. 本部各部、各支部との連絡調整に関すること	1. 自衛隊の受入れ準備に関すること
支部	総合支所	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
	地域センター	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
	地域事務所	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
対策部	総合政策	1. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 市民への広報活動に関すること 2. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 3. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
総務部	総務対策	1. 重要書類の保管・搬出に関すること 2. 庁舎内の被害調査及び応急措置に関すること 3. 担当地区の被害調査に関すること	1. 職員への給食に関すること 2. 車両の確保に関すること 3. 燃料の確保に関すること 4. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 5. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
財政部	財政	1. 担当地区の被害調査に関すること	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
地域振興部	地域振興	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること	1. 応急食糧の確保、炊き出し用燃料資機材の確保に関すること 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
環境部	環境対策	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 3. 担当地区の被害調査に関すること 4. 要配慮者の対応に関すること	1. 遺体の処理、安置に関すること 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること 3. 要配慮者の対応に関すること 4. 災害廃棄物の収集運搬や仮置場など災害廃棄物処理実行計画に関すること

■地震初動期事務分掌表（2/2）

部名	直後～6時間にすべき事務分掌	6時間～1日以内にすべき事務分掌
子 福 健 ど 祉 康 も 社 管 未 対 理 来 対 策 対 策 策 策 部 部 部	1. 保育所・幼稚園の避難及び応急措置に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 医師会・医療機関への連絡に関すること 4. 救護所開設に関すること	1. 生活必需品等の確保に関すること 2. 救援物資の受入れ準備に関すること 3. 医薬品・資機材の確保に関すること 4. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 5. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること 6. 救護所における救護活動及び救護活動に係る医療機関との連絡調整に関すること 7. 要配慮者支援に関すること
農 政 対 策 部	1. 港湾施設、船舶等に対する津波からの避難連絡に関すること 2. 貯木場への津波避難の連絡に関すること 3. 港湾施設等の被害調査に関すること 4. 農業用施設の被害調査及び応急措置に関すること 5. 農林水産業施設の被害調査及び応急措置に関すること 6. 応急食糧の調達に関すること	1. 港湾施設等の被害調査に関すること 2. 海上輸送の準備に関すること
対 観 策 光 部 商 工	1. 観光施設等の被害調査に関すること 2. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること	
対 建 策 設 部	1. 堤防、河川、樋門、水門、潜水、橋等土木施設の点検に関すること 2. 交通規制に関すること	1. 緊急輸送道路の確保に関すること
都 市 整 備 対 策 部	1. 一時避難場所となる公園の点検に関すること 2. 一時避難場所となる公園の確保に関すること 3. 被災建物の危険度判定に関すること 4. 宅地被害調査に関すること 5. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること 2. 被災建築物の災害対策・指導に関すること 3. 被災建物の危険度判定に関すること 4. 宅地被害調査に関すること
対 教 策 育 部	1. 児童・生徒の避難誘導に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること 3. 緊急物資の受入れ準備に関すること
議 会 対 策 部 事 務 局	1. 重要書類の保管・搬出に関すること 2. 本部対策室との連絡調整に関すること 3. 議会災害対策連絡会議に関すること 4. 各部の応援に関すること	
対 消 策 防 部	1. 消防計画による	
対 上 策 下 部 水 道	1. 水道施設の被害調査及び応急措置に関すること 2. 下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること	1. 応急給水に関すること 2. 給水用資機材の確保に関すること

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害情報の収集・伝達 1. 地震情報 2. 地震情報の伝達 3. 職員参集時の災害情報の収集・伝達	☐ 本部総務班 ☐ 情報分析班 ☐ 消防対策部 ☐ 各対策部連絡班 ☐ 電話受付班 ☐ 建設対策部 ☐ 都市整備対策部 ☐ 農政対策部 ☐ 各支部 ☐ 各班
第2項 被害状況の調査・伝達	☐ 本部総務班 ☐ 情報分析班 ☐ 各対策部連絡班 ☐ 各支部 ☐ 各班
第3項 被害情報の報告	☐ 本部総務班 ☐ 情報分析班 ☐ 各班
第4項 通信手段の確保	☐ 本部総括班 ☐ 各班 ☐ 西日本電信電話㈱

第1項 災害情報の収集・伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第1節 第1項気象情報等の収集・伝達】、【風水害対策編 第3章 第4節 第1項災害情報の収集・伝達】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、次の対策を講じる。

1. 地震情報

(1) 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

■緊急地震速報

- 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。
- 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(2) 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

■地震情報等の種類及び発表基準

地震情報 の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表*。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。

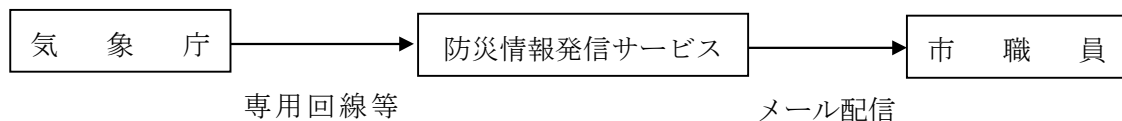
地震活動図	・ 定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の宮崎県及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料。

2. 地震情報の伝達

（1）防災情報発信サービスによる伝達

地震情報は、防災情報発信サービスを利用し、職員及び関係機関に自動的に伝達する。

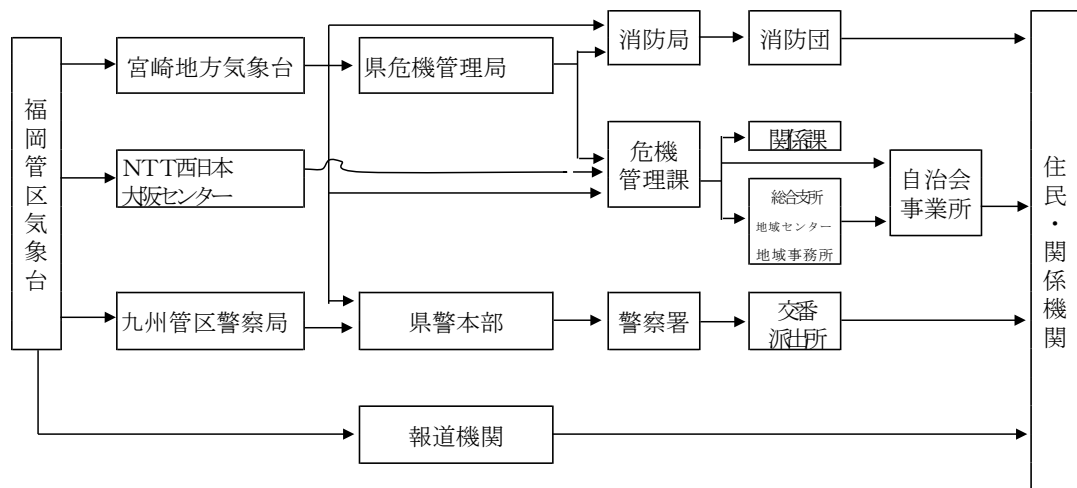
■職員参集の伝達経路



（2）有線による伝達

地震・津波情報は、衛星通信による伝達以外に、次の経路にて市職員、関係機関、住民に伝達する。

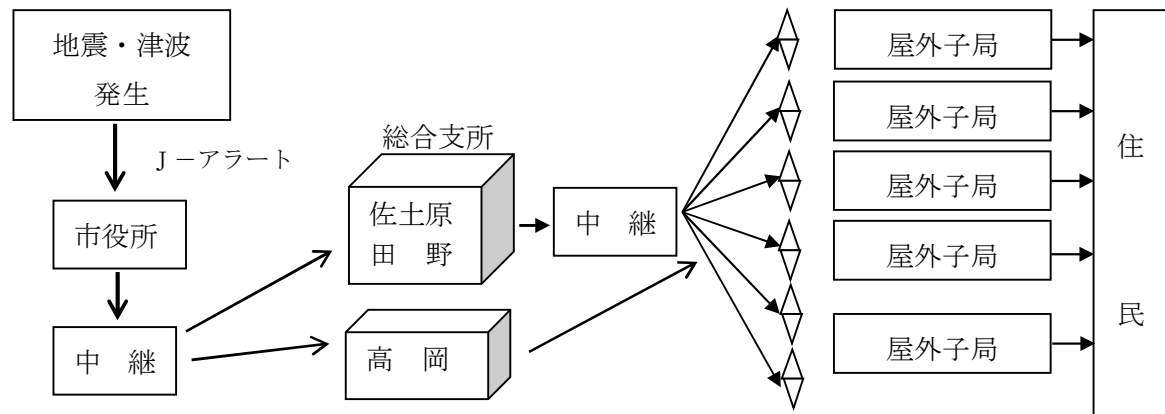
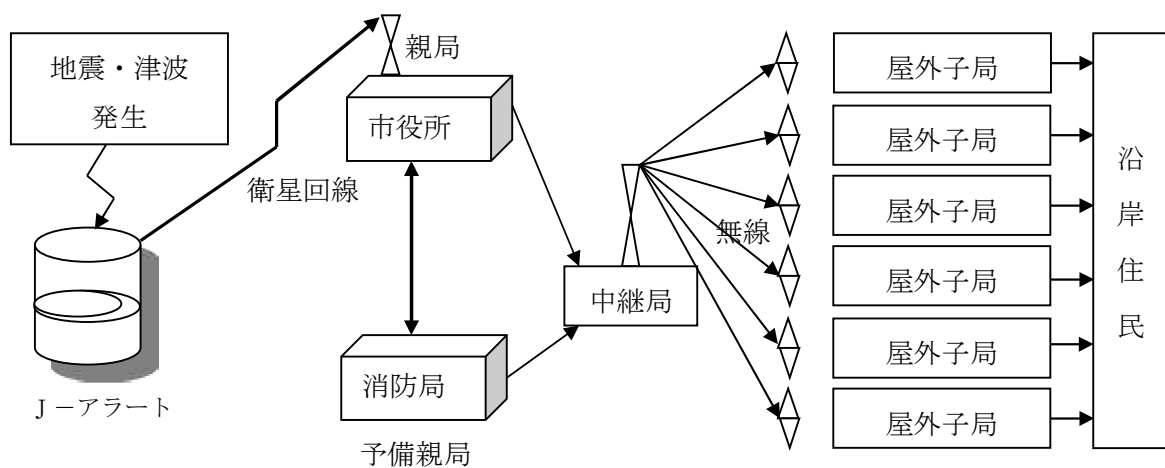
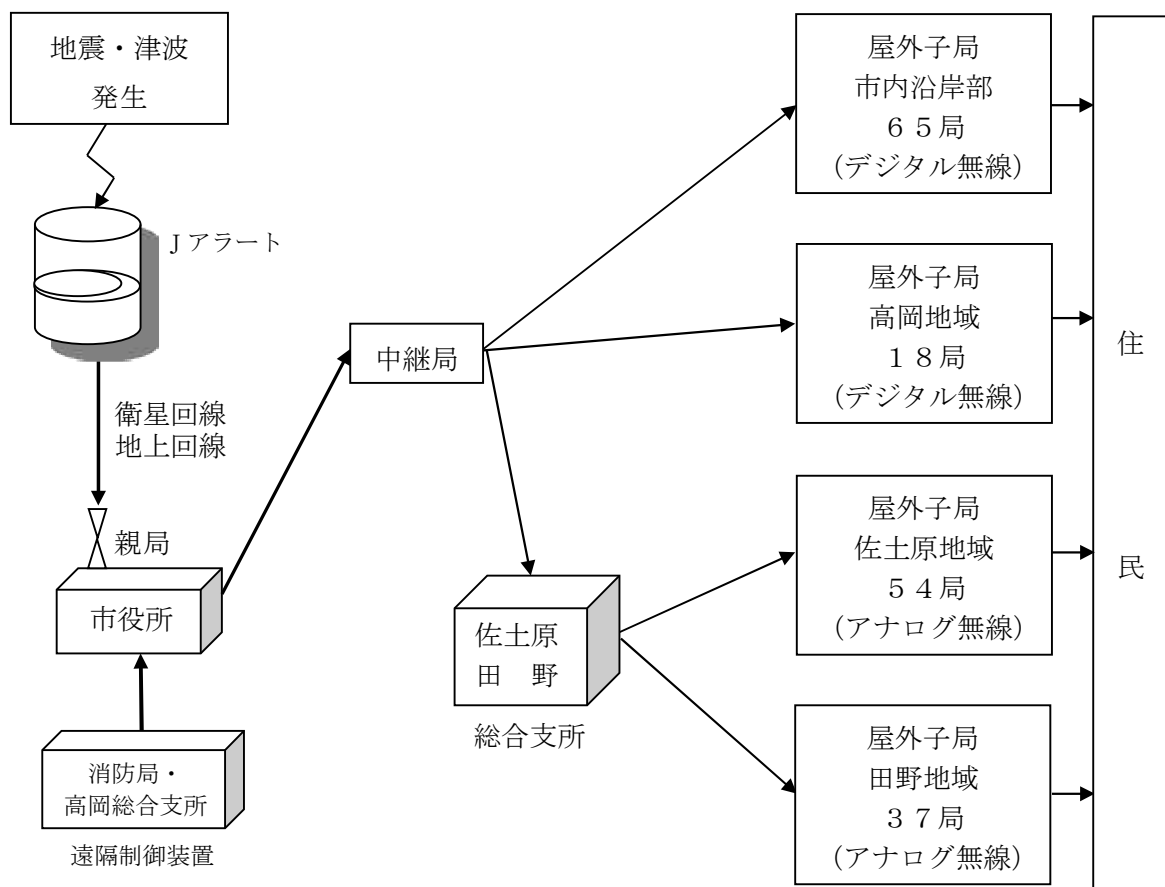
■有線による情報伝達経路



（3）宮崎市同報系防災行政無線による伝達

大きな揺れの地震を感じた場合は、海岸線付近の住民等に対し、宮崎市同報系防災行政無線システム（J-アラート連動）により津波情報や避難指示を電子サイレンと音声により即時伝達する。

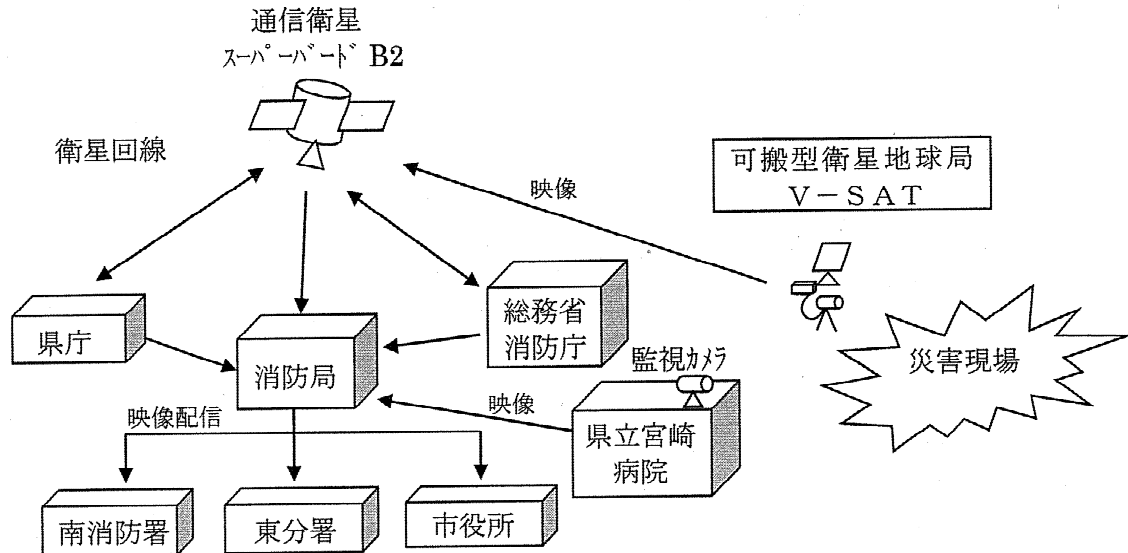
■宮崎市同報系防災行政無線による伝達経路



(4) 画像伝送システムによる伝達

有線回線・衛星通信による消防庁及び他都市等への応援要請の他に、映像を送信し被害状況を伝達する。

■宮崎市画像伝送システム映像送信経路



3. 職員参集時の災害情報の収集・伝達

本部に参集する職員は、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集途中の状況を所属する班単位に地震被害概況報告書にまとめ、情報分析班又は本部総務班に報告する。

ただし、緊急を要する情報は、直接、本部総括班に報告する。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】地震被害概況報告書

第2項 被害状況の調査・伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第2項被害状況の調査・伝達】を参照する。

第3項 被害情報の報告

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第3項被害情報の報告】を参照する。

第4項 通信手段の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第4項通信手段の確保】を参照する。

第3節 災害広報活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 住民に対する広報活動 1. 広報活動の内容	☐ 本部総務班 ☐ 広報班
第2項 報道機関に対する広報要請	☐ 本部総務班 ☐ 広報班

第1項 住民に対する広報活動

本項目については【風水害対策編 第3章 第5節 第1項住民に対する広報活動】を参照する。
ただし、地震災害を考慮し、次の対策を講じる。

1. 広報活動の内容

本部対策室は、地震が発生して被害が予測される場合は、報道機関、同報系防災行政無線及び各班の広報車等を活用し、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

なお、広報の内容は、聞き取り間違いのない適切な広報となるよう簡潔明瞭な文章を用意し、繰返し実施する。

■ 広報活動の内容

区分	広報活動
地震発生直後	☐ 出火防止、余震に対する注意喚起 ☐ 避難に関すること ・ 避難の指示 ・ 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ・ 電話の自粛
その後の 広報活動	災害対策活動
	地震情報
	民心安定の呼びかけ
	被災者に対する広報
	☐ 市の災害対策活動の体制（本部の設置など） ☐ 震源の位置、震度 ☐ 市域の被害状況 ☐ ライフライン、道路、鉄道等の被害状況 ☐ デマ情報に対する注意 ☐ 2次災害防止に関する注意 ☐ 救護所、指定避難所の開設状況 ☐ 医療救護、衛生知識の周知 ☐ 給水、給食等の実施状況 ☐ 通信、交通機関等の復旧、運行状況 ☐ ライフライン施設の復旧状況 ☐ その他

第2項 報道機関に対する広報要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第5節 第2項報道機関に対する広報要請】を参照する。

第4節 応援要請・受入れ

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保	☐ 本部総括班
第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ	☐ 本部総括班
第3項 他市町村への応援の実施	☐ 本部総括班
第4項 協定に基づく応援派遣要請	☐ 本部総括班
第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請	☐ 本部総括班
第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部
第7項 緊急消防援助隊等の応援要請	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部

第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第1項自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保】を参照する。

第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第2項県・市町村間等の応援要請・受入れ】を参照する。

第3項 他市町村への応援の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第3項他市町村への応援の実施】を参照する。

第4項 協定に基づく応援派遣要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第4項協定に基づく応援派遣要請】を参照する。

第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第5項指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請】を参照する。

第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第6項防災救急ヘリコプターの応援要請】を参照する。

第7項 緊急消防援助隊等の応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第7項緊急消防援助隊等の応援要請】を参照する。

第5節 避難収容活動

〔施策の体系・担当部班〕

施策	担当部・班
第1項 避難に関する情報の伝達	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部 ☐ 本部避難対策班 ☐ 広報班 ☐ 支部（総合支所）地域市民福祉班 ☐ 支部（地域センター）支部総務班 ☐ 支部（地域事務所）地域班
第2項 警戒区域の設定	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部
第3項 避難誘導の実施	☐ 本部避難対策班 ☐ 消防対策部 ☐ 輸送班 ☐ 管財班
第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営	☐ 本部避難対策班 ☐ 広報班 ☐ 施設管理者 ☐ 支部（総合支所）地域市民福祉班 ☐ 支部（地域センター）避難対策班 ☐ 支部（地域事務所）地域班 ☐ 要配慮者支援班
第5項 要配慮者への配慮	☐ 本部避難対策班 ☐ 福祉対策部 ☐ 子ども未来対策部 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 地域保健班 ☐ 健康支援班 ☐ 消防対策部 ☐ 支部（総合支所）地域市民福祉班 ☐ 支部（地域センター）避難対策班 ☐ 支部（地域事務所）地域班 ☐ 秘書班 ☐ 輸送班 ☐ 施設管理者

第1項 避難に関する情報の伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第1項避難に関する情報の伝達】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、避難指示の基準は次のとおりとする。

■地震の場合の発令基準

区分	判断基準	伝達内容
避難指示	☐ 地震予知の情報が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき ☐ 地震後の地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき ☐ 余震により、建物等の倒壊の危険があるとき ☐ その他人命保護上、避難を要すると認められるとき	☐ 発令者 ☐ 避難すべき理由 ☐ 危険地域 ☐ 指定避難所 ☐ 必要に応じて避難経路 ☐ 避難後の当局の指示連絡等 ☐ その他事項

第2項 警戒区域の設定

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第2項警戒区域の設定】を参照する。

第3項 避難誘導の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第3項避難誘導の実施】を参照する。

第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営】を参照する。

第5項 要配慮者への配慮

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第5項要配慮者への配慮】を参照する。

第6節 救助・救急及び消火活動

〔施策の体系・担当部班〕

施策	担当部・班
第1項 救助・救急活動	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部 ☐ 保健医療班 ☐ 各班
第2項 消防計画	☐ 消防対策部 ☐ 本部総括班

第1項 救助・救急活動

本項目については【風水害対策編 第3章 第8節 第1項救助・救急活動】を参照する。
ただし、地震災害を考慮し、救助・救急活動に当たっては次の点に万全を期す。

■救助・救急活動の対象・方法

区分	救助・救急活動
対象	○建物の倒壊によって下敷きとなった人 ○津波によって流された人 ○エレベーターに閉じ込められた人 ○崖崩れ等により生埋めとなった人
方法	○消防対策部は、本部、医師会と連携し、効率的かつ組織的な活動を行う。 ○負傷者の救急救助活動を最優先とする。 ○現場では、警察署、消防団、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救助にあたる。 ○同時に救急救助事案が発生し、すべての救急救助活動を併行して行うことができない場合は、救命効率の高い事象を優先に救急救助活動を行う。 ○自主防災組織、地域まちづくり推進委員会、自治会、事業所の協力を求める。

第2項 消防計画

本項目については【風水害対策編 第3章 第8節 第2項消防計画】を参照する。
ただし、地震災害を考慮し、消防活動に当たっては次の点に留意し、万全を期す。

■消防活動に当たっての留意点

区分	消防活動上の留意点
消防水利の確保	○地震時は水道管等の破壊によって消火栓からの水利が得られないおそれがあるため、次の水利を確保する。 ・防火水槽 ・河川、用水路、排水路、海 ・学校等のプール
延焼火災の鎮圧	○風向、市街地の建物分布等を考慮し、最も効率的な消防力の投入を検討する。 ○延焼により地区住民に危険が及ぶおそれがある場合は、安全な方向への避難を呼びかける。 ○延焼の進展に対し、十分な消防力を有しないと判断された場合は、大火防ぎょ線からの延焼阻止に全力を注ぐ。
通電火災の防止	○電力の復旧に伴い、スイッチが入っていた電気器具や破壊された電気器具から発火する場合があるため、避難するときには電気器具等を点検するよう広報する。

第7節 医療救護活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 医療体制	☐ 福祉総務班 ☐ 保健医療班 ☐ 地域保健班 ☐ 健康支援班 ☐ 保健衛生班 ☐ 本部総括班 ☐ 親子保健班
第2項 搬送体制の確保	☐ 保健医療班 ☐ 地域保健班 ☐ 健康支援班 ☐ 保健衛生班 ☐ 消防対策部
第3項 医療情報の確保	☐ 本部総括班 ☐ 情報分析班 ☐ 福祉総務班 ☐ 保健医療班
第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策	☐ 保健医療班 ☐ 地域保健班 ☐ 健康支援班 ☐ 保健衛生班 ☐ 消防対策部

第1項 医療体制

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第1項医療体制】を参照する。

第2項 搬送体制の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第2項搬送体制の確保】を参照する。

第3項 医療情報の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第3項医療情報の確保】を参照する。

第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第4項集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策】を参照する。

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

〔施策の体系・担当部班〕

施策	担当部・班
第1項 交通規制の実施	☐ 道路維持班
第2項 緊急輸送道路の確保	☐ 道路維持班
第3項 緊急輸送	☐ 各班
第4項 車両等の確保	☐ 輸送班
第5項 航空輸送・ヘリポートの開設	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部 ☐ 輸送班 ☐ スポーツランド推進班
第6項 鉄道輸送	☐ 輸送班 ☐ 都市戦略班
第7項 海上輸送	☐ 本部総括班 ☐ 輸送班 ☐ 森林水産班 ☐ 都市戦略班

第1項 交通規制の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第1項交通規制の実施】を参照する。

第2項 緊急輸送道路の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第2項緊急輸送道路の確保】を参照する。

第3項 緊急輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第3項緊急輸送】を参照する。

第4項 車両等の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第4項車両等の確保】を参照する。

第5項 航空輸送・ヘリポートの開設

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第5項航空輸送・ヘリポートの開設】を参照する。

第6項 鉄道輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第6項鉄道輸送】を参照する。

第7項 海上輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第7項海上輸送】を参照する。

第9節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 食糧供給計画 1. 対象者 2. 調達量の把握 3. 調達・供給計画 4. 応急配給の方法 5. 食糧の受入れ、配給のための拠点施設の確保	☐ 本部避難対策班 ☐ 本部総括班 ☐ 市民班 ☐ 市場班 ☐ 輸送班 ☐ 保健給食班
第2項 給水計画 1. 飲料水等の確保 2. 給水計画 3. 給水の準備 4. 応急給水の実施	☐ 上下水道対策部 ☐ 広報班 ☐ 情報分析班 ☐ 環境指導班 ☐ 本部総括班
第3項 生活必需品等供給対策 1. 需要の把握・配給計画 2. 生活必需品の調達及び配給	☐ 本部総括班 ☐ 本部避難対策班 ☐ 輸送班

第1項 食糧供給計画

1. 対象者

食糧等の給与の対象者は、次のとおりである。

■食糧等の給与対象者

- 避難指示等に基づき指定避難所に収容された人
- 住家が被害（全半焼、全半壊、流失、床上浸水）を受け、炊事の不可能な人
- 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
- 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない人 注1)
- 災害応急対策活動従事者 注1)
- 米穀の供給機構が混乱し通常の供給を受けることが不可能となった人 注2)

注1) これらの人は、救助法の実費弁償の対象外である。

注2) 県知事の指定が必要である。

2. 調達量の把握

本部避難対策班は、避難所配備職員からの報告により、応急食糧の必要数の把握を行う。また、必要数等を元に食糧配給計画をたて、市民班及び市場班に食糧の確保を指示する。

3. 調達・供給計画

(1) 緊急食糧の配布

本部避難対策班は、避難直後で食糧等が確保できないときは、必要数を把握し、備蓄倉庫から備蓄食糧を取り出し、緊急的に備蓄食糧を配布する。

輸送班は、備蓄食糧の輸送を行う。

(2) 応急食糧の給与・内容

本部避難対策班は、応急食糧として、緊急的に備蓄食糧を給与する。協定先等から食糧を確保でき次第、主食としてパン、弁当類を給与する。

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】副食品の調達先

(3) 食糧等の確保

1) 「災害時における物資の供給に関する協定」による食糧の確保

本部避難対策班、本部総括班は、「災害時における物資の供給に関する協定」を締結した業者及び組合などに物資の供給応援要請を行い、食糧等を確保する。

2) 市単独での食糧の確保

本部避難対策班、市民班及び市場班は、食糧調達業者等に協力を要請し、食糧等を確保する。

3) 県への食糧供給申請

市民班は、救助法が適用された場合等食糧確保に重大な支障を生じた場合は、県に食糧の売却を申請する。応急食糧の売却は「主食用米穀の売却要領」、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パンの取扱要領」に基づき実施する。

なお、交通通信が途絶し、災害地が孤立した場合は、直接、宮崎農政事務所長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対し、要請することができる。

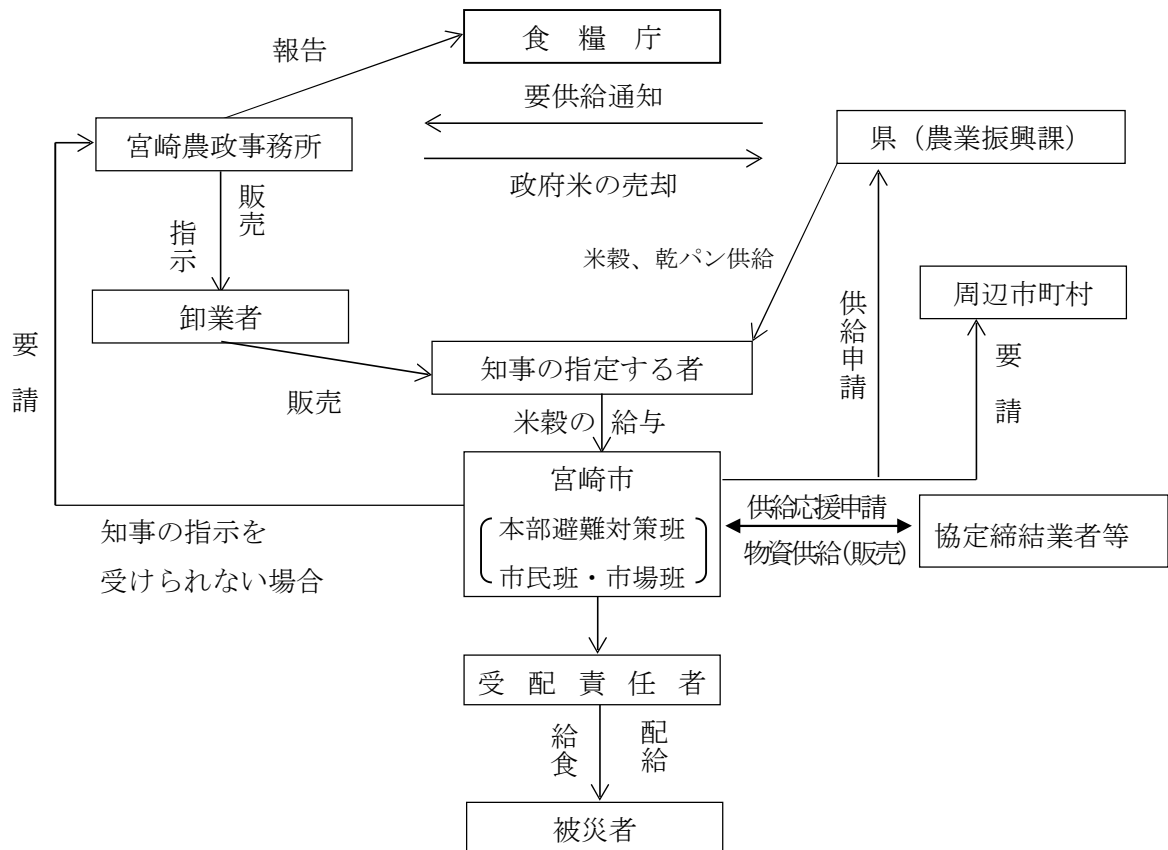
■米穀の調達先

施設名	所在地	電話番号	収容力(ト)
宮崎中央農協花ヶ島倉庫	宮崎市花ヶ島町大原2331	24-4774	1,980
宮崎中央農協津和田倉庫	〃 大字本郷北方438-2-2	56-7275	1,641
宮崎中央倉庫	〃 高洲町4-8	23-4211	8,937
日本通運(株)昭栄町倉庫	〃 昭栄町88-1	22-7255	3,530

(4) 米穀・乾パン等食糧の調達、供給経路

本部長は、農政事務所ほか知事からの通知に基づき知事の指定するものから給与を受ける。
(使用食糧の備蓄は、第2章第16節第2項の「食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備」に定めるところによる。)

■災害時における供給経路



4. 応急配給の方法

(1) 食糧の保管

調達した食糧等は、被災の状況に応じて指定した体育館等に保管する。各施設管理者は、業者等によって輸送された食糧の受入れを行う。

(2) 食糧の輸送

調達した食糧の輸送は、原則として、調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、輸送班の輸送計画に基づいて実施する。

(3) 食品の配給

避難所配備職員は、指定避難所において避難所の責任者に食糧を手渡す。避難所の責任者は、部屋の責任者の協力により配給する。

なお、乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給与するとともに、食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

■配給品目及び数量

- 給与品目は、米穀又はその加工品副食品等被災者が直ちに食することができる現物による。
- 給与数量は、社会通念上の数量とする。1人1日換算、救助法適用の枠内とする。
- 食品配給（一時縁故先等に避難する者に現物をもって3日分以内の食糧品を支給する。）
- 炊き出し（乳幼児のミルクを含む。）

（４）炊き出しの実施

本部避難対策班は、保健給食班と協力して炊き出し計画を作成し、各支部と連携し、炊き出しを実施する。炊き出しの場所の選定や実施方法に当たっては、小中学校PTA及び自治会等と協議し、協力を依頼する。

また、必要と認める場合は、学校給食施設又は給食センター等の設備や備品を活用する。

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】炊き出し予定施設及び器材等の整備状況

■炊き出しの期間及び注意点

期 間	○風水害・その他の災害は市長が必要と認める期間 ○救助法適用の場合は災害発生の日から7日以内（期間延長あり）
注意点	○災害応急対策要員に対する炊き出しと、被災者に対する炊き出しは区別する。

5. 食糧の受入れ、配給のための拠点施設の確保

市は、災害が発生した場合、調達又は援助された食糧の受入れ（集積）、仕分け、配給を行うため、指定避難所等との調整を行い、市が管理する体育館等の施設を開設する。

第2項 給水計画

上下水道対策部は、災害が発生し、水道施設の損壊等により、飲料水、その他生活に必要な水（以下、「飲料水等」という。）の供給が停止した場合には、直ちに応急給水を実施する。

1. 飲料水等の確保

上下水道対策部及び環境指導班は、次の方法で浄水等を確保する。

■浄水等の確保

区分	確保方法
浄水の確保	○配水池の緊急遮断弁等により、水の流出防止を図る。 ○近隣水道事業者からの提供を受ける。
その他の水の活用	○水の確保を補完する目的で登録した災害時協力井戸の井戸水を活用する。

2. 給水計画

（１）需要の把握

上下水道対策部は、情報分析班と連携し、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握する。

（２）給水計画の立案

上下水道対策部は、給水計画を立案し、本部に報告する。

■給水計画の内容

- 給水対象地域・給水場所
- 給水量・給水時間
- 給水方法
- 人員配置
- 必要資機材の調達・管理
- 給水の広報の方法・内容
- 応援要請の内容（必要な場合）

（3）重要施設の優先的な応急復旧

人工透析等、最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うよう努める。

3. 給水の準備

（1）給水地点の設定・広報

給水地点は、避難場所又は被災地周辺の便利の良い場所に設定する。広報班は、上下水道対策部の要請を受け、給水時間・給水地点等を関係地域住民に広報する。

（2）給水用資機材の確保

本部総括班は、給水車等が不足する場合は、消防対策部、自衛隊等に協力を要請する。特に医療機関、救護所等で緊急に必要な場合は、ヘリコプターで空輸する。

また、非常用飲料水等の給水容器が備蓄器材で不足する場合は、業者から調達し、一般車両を用いて運搬する。

4. 応急給水の実施

（1）応急給水

上下水道対策部は、段階別に次の応急給水量を目標として給水を行う。応急給水の方法は、「運搬給水」と「仮設給水栓給水」とする。

■段階別応急給水量の目標

段階	応急給水量			
1	発災後	3日間	1人1日あたり	3 リットル
2	発災後	4日～10日	〃	20 リットル
3	発災後	11日～21日	〃	100 リットル
4	復興期	22日～	〃	250 リットル

■応急給水の方法

区分	給水方法
運搬給水	配水池等で確保した飲料水をあらかじめ指定した拠点給水ポイント及び避難所等へ給水車等で運搬する給水
仮設給水栓給水	通水可能な配水管の消火栓上に適宜仮設給水栓を設置した給水

(2) 特別給水

上下水道対策部は、主として市災対本部が指定する避難所等への給水（普通給水）のほか、上下水道対策部の判断による病院や救護施設への特別給水を行う。

なお、病院・救護施設等への給水は、医療活動に支障のないよう連絡を密にして実施する。

第3項 生活必需品等供給対策

1. 需要の把握・配給計画

本部避難対策班は、避難所配備職員等からの報告に基づき、生活必需品の必要数の把握を行い、配給計画を作成する。

生活必需品等の給貸与対象者は、災害により生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

■生活必需品等の給貸与対象者

- 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

2. 生活必需品の調達及び配給

(1) 生活必需品の内容

生活必需品の内容は、次のとおりとする。

■生活必需品の内容

区分	品目
寝具	毛布等
日用品雑貨	石鹸、タオル、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等
様々なサイズの衣料品	作業着、下着、靴下、運動靴等
炊事用品	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
光熱材料	ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等
補装具類	車椅子、松葉杖、補聴器、白杖、ストマ装具等
女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資	生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用、品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等
その他	ビニールシート等

(2) 生活必需品の調達

1) 「災害時における物資の供給に関する協定」による生活必需品の確保

本部避難対策班、本部総括班は、「災害時における物資の供給に関する協定」を締結した

業者及び組合などに、物資の供給応援要請を行い、生活必需品を確保する。

2) 上記以外による確保

本部避難対策班は、生活必需品調達業者に協力を要請し物資を調達する。市の調達量に不足が生じたとき又は調達が困難なときは、県に備蓄物資の融通等を要請する。

なお、義援品については、整理を図り、これを活用する。

(3) 生活必需品の供給活動の実施

1) 生活必需品の保管

調達した生活必需品等は、被災の状況に応じて指定した体育館等に保管する。各施設管理者は、業者等によって輸送された物資の受入れを行う。

2) 生活必需品の輸送

調達した生活必需品の輸送は、原則として、調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、輸送班の配車計画に基づいて実施する。

3) 給与（貸与）基準

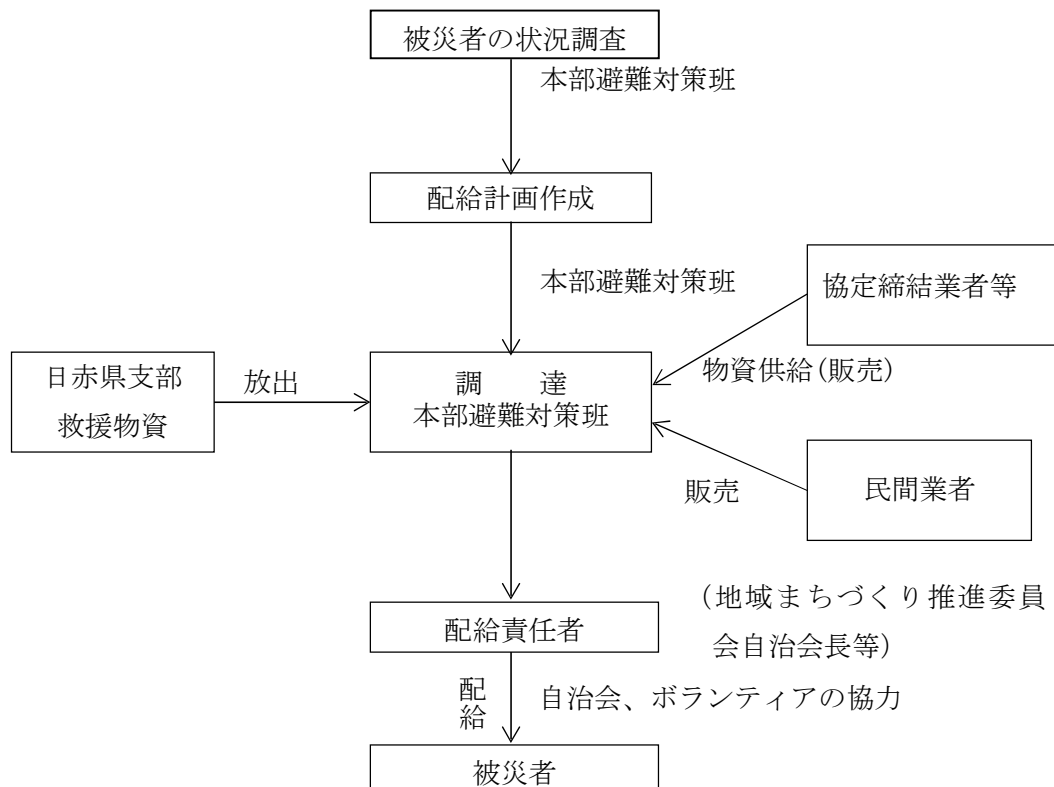
生活必需品の給与（貸与）基準は、救助法の範囲内で行う。

4) 配給方法

本部避難対策班は、配給計画に基づき自治会長等を通じて自治会又はボランティアの協力を得て分配する。

避難所への配給は、食糧の場合と同様とする。その他の住民への配給は、担当班を指名して行う。

■生活必需品等の配給計画



(4) 応援要請

本部長は、必要な生活必需品等が確保できないときは、県及びその他市町村等に応援を要請する。

本部総括班は、本部避難対策班、広報班と連携し、被災状況に応じてどのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。また、物資を供給する関係機関に対し、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示するよう要請する。

第10節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

〔施策の体系・担当部班〕

施策	担当部・班
第1項 防疫・保健衛生対策	☐ 本部総括班 ☐ 環境政策班 ☐ 防疫班 ☐ 地域保健班 ☐ 健康支援班 ☐ 保健衛生班 ☐ 上下水道対策部
第2項 衛生対策	☐ 本部総括班 ☐ 保健衛生班
第3項 被災動物対策	☐ 保健衛生班
第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策 1. 災害廃棄物の処理	☐ 本部総括班 ☐ 環境政策班 ☐ 環境施設班 ☐ 環境業務班 ☐ 上下水道対策部
第5項 障害物除去対策	☐ 本部総括班 ☐ 建築住宅班 ☐ 土木班 ☐ 道路維持班 ☐ 上下水道対策部 ☐ 支部（総合支所）農林建設班 ☐ 環境施設班
第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	☐ 環境指導班 ☐ 建築行政班

第1項 防疫・保健衛生対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第1項防疫・保健衛生対策】を参照する。

第2項 衛生対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第2項衛生対策】を参照する。

第3項 被災動物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第3項被災動物対策】を参照する。

第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第4項し尿、ごみ、がれきの処理対策】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、次の対策を講じる。

1. 災害廃棄物の処理

(1) ごみ処理施設等被害状況調査

環境施設班は、ごみ処理施設等の確保及び復旧のため、ごみ処理施設等の被害状況を把握する。

(2) 家庭（生活）系ごみ及び粗大ごみの収集計画

環境業務班は、避難所を含めた家庭系ごみ及び粗大ごみの収集計画を策定し、市民に対して「ごみの出し方」について広報を行う。

(3) がれき等の処理、処分計画

環境政策班は、建築物等の倒壊等に伴い発生した大量のがれき・廃木材について、分別、中間処理及び最終処分に係る計画策定を行い、処理のために必要となる場所、施設（破碎・選別施設・焼却施設・最終処分場）等を確保する。

また、処理、処分に当たっては、環境に配慮する。

■がれき等の処理、処分

- 倒壊家屋等の状況を把握し、がれき等の発生量の推計を行う。
- がれき等が大量に発生した場合は、河川、公園、港湾管理者その他未利用空間地の管理者等と協議して、仮置場の確保に努める。
- 災害廃棄物の処理、処分について、本市の人員、処理施設等では対応が困難なときは、協定等に基づき他市町村や廃棄物関係団体に応援を要請する。

■環境への配慮事項

区分	配慮事項
災害廃棄物の資源化、減量化	建築物等の解体現場における分別や仮置場における破碎、分別を推進し、可能な限り災害廃棄物の資源化を図り、最終処分量の減量に努める。
環境汚染対策	廃棄物の処理過程における粉塵、アスベスト等の飛散防止、騒音・振動等の環境対策に配慮する。
適正処理対策	混乱に乗じた不法投棄や野外焼却等の不適正な処理が行われることがないように、市民や事業者に対する広報、啓発活動を行う。

第5項 障害物除去対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第5項障害物除去対策】を参照する。

第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第6項被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策】を参照する。

第11節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

〔施策の体系・担当部班〕

施策	担当部・班
第1項 行方不明者の搜索	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部 ☐ 市民班 ☐ 支部（総合支所）地域市民福祉班 ☐ 支部（地域センター）支部総務班 ☐ 地域コミュニティー班 ☐ 支部（地域事務所）地域班 ☐ 環境政策班
第2項 遺体収容所の開設と運営	☐ 環境政策班 ☐ 福祉対策部
第3項 遺体の火葬・埋葬	☐ 環境政策班 ☐ 本部総括班 ☐ 市民班

第1項 行方不明者の搜索

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第1項行方不明者の搜索】を参照する。

第2項 遺体収容所の開設と運営

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第2項遺体収容所の開設と運営】を参照する。

第3項 遺体の火葬・埋葬

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第3項遺体の火葬・埋葬】を参照する。

第12節 応急住宅対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 被災建築物等の危険度判定 1. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査 2. 応急・復旧措置	☐ 建築行政班 ☐ 開発審査班
第2項 住宅の応急修理	☐ 本部総括班 ☐ 建築住宅班 ☐ 福祉対策部
第3項 応急仮設住宅の建設	☐ 本部総括班 ☐ 建築住宅班 ☐ 福祉対策部 ☐ 地域コミュニティ班
第4項 公的住宅等の空き家の活用	☐ 建築住宅班
第5項 広域避難及び広域一時滞在	☐ 本部総括班

第1項 被災建築物等の危険度判定

災害により被災した建築物及び宅地について、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。また、県に対し、危険度判定士による判定を要請する。

1. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査

(1) 調査の実施

建築行政班、開発審査班は、災害発生後、半壊以上の建築物が多数発生し、居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には、応急危険度判定士等の協力を得て、早期に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 危険度判定（建築物）

建築行政班は、被災建築物の応急危険度判定は、次の3段階とし、判定ステッカーを建物の入口などの認識しやすい場所に掲示するとともに関係者へ安全指導を行う。また、避難所の応急危険度判定を建築関係団体と協力し実施する。

■被災建築物応急危険度判定

区分	判定（3段階）
危険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意してください。
調査済	この建築物の被災程度は小さいと考えられます。

(3) 危険度判定（宅地）

開発審査班は、被災宅地の危険度判定は、次の3段階とし、判定ステッカーを見やすい場所に表示するとともに関係者へ安全指導を行う。

■被災宅地危険度判定

区分	判定（3段階）
危険宅地	この宅地に入るとは危険です。
要注意宅地	この宅地に入る場合は十分に注意してください。
調査済宅地	この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

2. 応急・復旧措置

建築行政班は、倒壊及び外壁等の脱落のおそれがある公共建築物等については、二次災害を防止するため必要な応急措置を行う。必要に応じて、被災建築物の復旧を関係機関の協力を得て行う。

■ 第2項 住宅の応急修理

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第2項住宅の応急修理】を参照する。

■ 第3項 応急仮設住宅の建設

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第3項応急仮設住宅の建設】を参照する。

■ 第4項 公的住宅等の空き家の活用

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第4項公的住宅等の空き家の活用】を参照する。

■ 第5項 広域避難及び広域一時滞在

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第5項広域避難及び広域一時滞在】を参照する。

第13節 社会秩序の維持

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 公安警備計画	☐ 本部総括班 ☐ 警察署
第2項 帰宅困難者対策	☐ 本部総務班 ☐ 広報班

第1項 公安警備計画

本項目については【風水害対策編 第3章 第15節 第1項公安警備計画】を参照する。

第2項 帰宅困難者対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第15節 第2項帰宅困難者対策】を参照する。

第14節 被災者のニーズ把握と情報提供

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供	☐ 本部総括班 ☐ 福祉対策部 ☐ 子ども未来対策部 ☐ 広報班 ☐ 健康管理対策部 ☐ 秘書班 ☐ 各支部
第2項 相談窓口の設置	☐ 本部総括班 ☐ 各支部 ☐ 各班
第3項 安否情報の収集・提供	☐ 本部総務班 ☐ 環境政策班 ☐ 市民班 ☐ 各支部

第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第1項被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供】を参照する。

第2項 相談窓口の設置

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第2項相談窓口の設置】を参照する。

第3項 安否情報の収集・提供

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第3項安否情報の収集・提供】を参照する。

第15節 自発的支援の受入れ

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 ボランティア活動の受入れ	☐ 本部総括班 ☐ 文化・市民活動班 ☐ 地域コミュニティ班 ☐ 福祉総務班 ☐ 生涯学習班 ☐ 支部（総合支所）地域市民福祉班 ☐ 支部（地域センター）支部総務班 ☐ 支部（地域事務所）地域班
第2項 義援物資・義援金の受入れ	☐ 財政班

第1項 ボランティア活動の受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第17節 第1項ボランティア活動の受入れ】を参照する。

第2項 義援物資・義援金の受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第17節 第2項義援物資・義援金の受入れ】を参照する。

第16節 公共施設等の応急復旧活動

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 道路・橋梁	☐ 土木班 ☐ 道路維持班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第2項 河川・内排水施設	☐ 土木班 ☐ 消防対策部 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第3項 その他の公共施設	☐ 本部総括班 ☐ 施設管理者
第4項 二次災害の防止	☐ 建築行政班 ☐ 各班 ☐ 施設管理者

第1項 道路・橋梁

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第1項道路・橋梁】を参照する。

第2項 河川・内排水施設

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第2項河川・内排水施設】を参照する。

第3項 その他の公共施設

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第3項その他の公共施設】を参照する。

第4項 二次災害の防止

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第4項二次災害の防止】を参照する。

第17節 ライフライン施設の応急復旧活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 上水道施設災害対策	☐ 上下水道対策部
第2項 下水道施設災害対策	☐ 上下水道対策部
第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策	☐ 宮崎ガス(株) ☐ 九州電力(株) ☐ 九州電力送配電(株) ☐ 西日本電信電話(株)

第1項 上水道施設災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第1項上水道施設災害対策】を参照する。

第2項 下水道施設災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第2項下水道施設災害対策】を参照する。
ただし、地震災害を考慮し、次の点に留意し、応急対策に万全を期す。

■下水道施設の応急対策

- 地震により下水道施設が被災した場合、上下水道対策部は、次のような応急措置を実施する。
- ・下水処理場及びポンプ場では、有毒ガス・燃料の流出防止のための元弁の閉止、機器の運転停止等を行い、二次災害を未然に防止する。
 - ・管渠上部道路の陥没、亀裂等の被害状況を調査する。
 - ・目視あるいはテレビカメラによるモニタリングを行い、管渠内の被害状況を調査する。
 - ・調査に基づいて、危険箇所の通行規制、可搬ポンプによる排水等、緊急的な措置をとる。
 - ・下水処理場及びポンプ場では、暫定機能を確保するために弁操作、ポンプによる揚水、消毒等必要な措置を実施する。
 - ・管路施設では、土砂の浚渫、可搬ポンプによる排水、管渠の修理等、排水機能の確保に努める。

■応急対策施設

対象下水道施設名	応急対策施設名	機能
田野浄化センター	備蓄倉庫	応急対策資機材の保管 災害対応用図面の保管
鶴島中継ポンプ場	備蓄倉庫	下水道施設情報の保管
跡江地区処理施設	備蓄倉庫	応急対策資機材の保管
〃	非常時水処理槽	下流下水道施設被災時の代替水処理施設
下倉永中継ポンプ場	事務所機能付き備蓄倉庫	応急対策資機材の保管

仮屋原地区処理施設	備蓄倉庫	応急対策資機材の保管
〃	緊急汚水貯留槽	下流下水道施設被災時の緊急貯留施設

※上表中の応急対策施設は、風水害等においても利用できるよう機能確保に努める。

第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第3項ガス、電力、通信施設の災害対策】を参照する。

第18節 二次災害の防止活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 地震水害応急対策 1. 地震時の水防体制の確立 2. 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策	☐ 本部総括班 ☐ 各支部 ☐ 土木班 ☐ 農村整備班 ☐ 消防対策部
第2項 地震土砂災害応急対策	☐ 情報分析班 ☐ 土木班 ☐ 各支部 ☐ 消防対策部

第1項 地震水害応急対策

1. 地震時の水防体制の確立

地震発生後、豪雨等による水害の危険性がある場合、水防計画に基づき所要の体制を確立する。

2. 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

土木班は、国、県が管理する河川において、地震動に伴い、損壊・亀裂が入るなど、河川構造物に被害が生じた場合は、その被害の状況に応じて適切な対策を講じるよう河川管理者に速やかに要請し、二次災害を防止する。

(2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

農村整備班は、地震動に伴いため池堤防に損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、ため池管理者と協力し被害実態に応じた出水防止措置を講じるとともに、農業用ダム・ため池の点検要領により関係機関へ報告を行う。

(3) 河川施設の早期復旧

土木班は、そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設について、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧対策を講じ、被害の拡大防止を図る。

第2項 地震土砂災害応急対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第1節 第5項災害の未然防止対策】を参照する。

第19節 文教対策

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 応急教育	☐ 教委企画総務班 ☐ 学校教育班 ☐ 保健給食班 ☐ 学校施設班
第2項 応急保育	☐ 保育幼稚園班
第3項 文化財応急対策	☐ 文化財班

第1項 応急教育

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第1項応急教育】を参照する。

第2項 応急保育

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第2項応急保育】を参照する。

第3項 文化財応急対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第3項文化財応急対策】を参照する。

第20節 農林水産災害応急対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 事前及び事後対策	☐ 農政企画班 ☐ 農業振興班 ☐ 森林水産班 ☐ 農村整備班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第2項 農業用施設等応急対策	☐ 農政企画班 ☐ 農業振興班 ☐ 森林水産班 ☐ 農村整備班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第3項 農産物対策	☐ 農政企画班 ☐ 農業振興班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第4項 畜産対策	☐ 農政企画班 ☐ 農業振興班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第5項 林産物対策	☐ 農政企画班 ☐ 森林水産班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第6項 水産対策	☐ 農政企画班 ☐ 森林水産班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班

第1項 事前及び事後対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第1項事前及び事後対策】を参照する。

第2項 農業用施設等応急対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第2項農業用施設等応急対策】を参照する。

第3項 農産物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第3項農産物対策】を参照する。

第4項 畜産対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第4項畜産対策】を参照する。

第5項 林産物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第5項林産物対策】を参照する。

第6項 水産対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第6項水産対策】を参照する。

第21節 災害救助法の適用

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 災害救助法の適用	☐ 本部総務班 ☐ 福祉総務班
第2項 滅失世帯の算定	☐ 福祉総務班 ☐ 建築行政班
第3項 災害救助法の適用手続き	☐ 福祉総務班
第4項 災害救助法による救助の内容等	☐ 各班
第5項 救助業務の実施者	☐ 各班

第1項 災害救助法の適用

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第1項災害救助法の適用】を参照する。

第2項 滅失世帯の算定

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第2項滅失世帯の算定】を参照する。

第3項 災害救助法の適用手続き

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第3項災害救助法の適用手続き】を参照する。

第4項 災害救助法による救助の内容等

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第4項災害救助法による救助の内容等】を参照する。

第5項 救助業務の実施者

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第5項救助業務の実施者】を参照する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧対策本部の設置

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害復旧対策本部組織計画	☐ 本部対策室 ☐ 各対策部 ☐ 各支部
第2項 職員配備計画	☐ 本部対策室 ☐ 人事班 ☐ 各対策部 ☐ 各支部

第1項 災害復旧対策本部組織計画

本項目については【風水害対策編 第4章 第1節 第1項災害復旧対策本部組織計画】を参照する。

第2項 職員配備計画

本項目については【風水害対策編 第4章 第1節 第2項職員配備計画】を参照する。

第2節 復旧・復興の基本的方向

〔施策の体系・担当部班〕

施策	担当部・班
第1項 復旧・復興の基本的方向	☐ 本部対策室 ☐ 各対策部
第2項 被災の程度に応じた基本的方向	☐ 本部対策室 ☐ 各対策部

第1項 復旧・復興の基本的方向

本項目については【風水害対策編 第4章 第2節 第1項復旧・復興の基本的方向】を参照する。

第2項 被災の程度に応じた基本的方向

本項目については【風水害対策編 第4章 第2節 第2項被災の程度に応じた基本的方向】を参照する。

第3節 迅速な現状復旧の進め方

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 公共施設災害復旧事業計画	☐ 本部対策室 ☐ 各対策部
第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	☐ 本部対策室 ☐ 各対策部
第3項 激甚災害の指定	☐ 本部対策室 ☐ 各対策部

第1項 公共施設災害復旧事業計画

本項目については【風水害対策編 第4章 第3節 第1項公共施設災害復旧事業計画】を参照する。

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

本項目については【風水害対策編 第4章 第3節 第2項災害復旧事業に伴う財政援助】を参照する。

第3項 激甚災害の指定

本項目については【風水害対策編 第4章 第3節 第3項激甚災害の指定】を参照する。

第4節 計画的復興の進め方

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害復興方針・計画の策定	☐ 本部対策室 ☐ 各対策部
第2項 災害復興事業の実施	☐ 本部対策室 ☐ 都市整備対策部

第1項 災害復興方針・計画の策定

本項目については【風水害対策編 第4章 第4節 第1項災害復興方針・計画の策定】を参照する。

第2項 災害復興事業の実施

本項目については【風水害対策編 第4章 第4節 第2項災害復興事業の実施】を参照する。

第5節 被災者の生活再建等の支援

〔施策の体系・担当部班〕

施策	担当部・班
第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	☐ 本部対策室 ☐ 産業政策班 ☐ 福祉対策部 ☐ 各対策部
第2項 罹災証明書の発行	☐ 災害復旧総務班 ☐ 福祉総務班 ☐ 支部（総合支所）地域市民福祉班 ☐ 支部（地域センター）支部総務班
第3項 生活確保資金の融資等	☐ 福祉対策部 ☐ 子ども未来対策部 ☐ 農政企画班 ☐ 建築行政班
第4項 税対策等による被災者の負担の軽減	☐ 福祉対策部 ☐ 財政対策部
第5項 雇用の確保	☐ 本部対策室
第6項 災害復興基金の設立	

第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第1項被災者への広報及び相談窓口の設置】を参照する。

第2項 罹災証明書の発行

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第2項罹災証明書の発行】を参照する。

第3項 生活確保資金の融資等

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第3項生活確保資金の融資等】を参照する。

第4項 税対策等による被災者の負担の軽減

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第4項税対策等による被災者の負担の軽減】を参照する。

第5項 雇用の確保

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第5項雇用の確保】を参照する。

第6項 災害復興基金の設立

本項目については【風水害対策編 第4章 第5節 第6項災害復興基金の設立】を参照する。

第6節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

【施策の体系・実績責任者】

施策	担当部・班
第1項 中小企業等の復興支援	☐ 農政対策部 ☐ 観光商工対策部
第2項 農林水産漁業の復興支援	☐ 農政対策部 ☐ 観光商工対策部

第1項 中小企業等の復興支援

本項目については【風水害対策編 第4章 第6節 第1項中小企業等の復興支援】を参照する。

第2項 農林水産漁業の復興支援

本項目については【風水害対策編 第4章 第6節 第2項農林水産漁業の復興支援】を参照する。